

◎在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律

(昭三六・三・三一法一八)

一、提案理由(三月三日)

(外務省設置法の一部を改正する法律(昭三六―法八五)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院内閣委員長報告(三月二十四日)

(外務省設置法の一部を改正する法律(昭三六―法八五)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院外務委員長報告(三月二十九日)

(国際法定計量機関を設立する条約(昭三六―条三)の委員長報告と一括して掲載)

◎裁判所職員定員法の一部を改正する法律(昭三六・三・三一法一九)

一、提案理由(二月二十三日)

○古川政府委員 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

この法律案の要旨は、第一審における訴訟の適正迅速な処理をはかる等のため、裁判所の職員の員数を増加しようとするものでありまして、以下簡単にその要点とするところを申し上げます。

まず、第一に、下級裁判所の裁判官の員数を増加しようとする点であります。政府におきましては、第一審の充実強化をはかるための方策といたしまして、数年来逐次第一審における裁判官の充実のための措置をとつて参りましたが、右の方策の一環として、このたび、地方裁判官の負担が重くなつていゝる地方裁判所における事件の審理及び裁判の適正迅速化をはかるため、さしあたり人員充足の見通し等を考慮した上、判事の員数を二十八人増加しようとするものであります。

次に、裁判官以外の裁判所の職員の員数を増加しようとする点があります。すでに述べました第一審の充実強化をはかるための方策の一環として、裁判事務についての補助的機関として重要な職務を遂行する裁判所書記官の数を増加するとともに、近時少年の保護事

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

件の方がますます増加する傾向にあること等に伴い、その専門の学識及び経験により裁判官を補助する家庭裁判所調査官の数を増加し、また、裁判所における定員外職員の処遇の改善をはかるため、現在定員外の職員によつて遂行されている事務のうち恒常的なもののために常時置かれる必要がある職員の定数を、裁判所職員定員法による裁判官以外の裁判所の職員の員数に組み入れようとするものであります。これら新たに増加しようとする員数の総数は、二百九十四人であります。

なお、この際、従来裁判所職員定員法第二条の裁判官以外の裁判所の職員の員数に含まれてゐた檢察審査会に勤務する職員の員数を新たに同条の中において明らかにすることとし、これに伴い、檢察審査会法第二十条第一項中の檢察審査会事務官の員数に関する規定を削る改正をしようとするものであります。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の提案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませうお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(三月十七日)

○池田清志君 たいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、第一に、裁判の一審強化をはかる方策の一環として、地方裁判所判事を二十八人、裁判所書記官を四十人増員し、第

二に、少年の保護事件が急増する最近の傾向にかんがみ、家庭裁判所調査官を三十人増員し、第三に、裁判所における定員外職員の処遇の改善をはかるため、これら職員のうち二百二十四人を、新たに裁判所職員定員法による裁判官以外の裁判所の職員の員数に組み入れようとするものであります。

さて、法務委員会におきましては、二月二十二日本案が付託せられて以来、慎重審議を重ねましたが、その質疑の詳細につきましては会議録に譲りたいと存じます。

かくて、本日質疑を終了し、討論に入りましたが、別に発言もなく採決に付したところ、本案は多数をもつて政府原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告(三月二十四日)

○松村秀逸君 たいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の趣旨は、第一に、第一審の充実強化をはかる方策の一環として、さしあたり判事の員数を二十八人増加すること、第二に、裁判官以外の裁判所職員の定数を二百九十四人増加して、裁判所書記官、家庭裁判所調査官の充実及び定員外職員の定員への組み入れをはかること、第三に、従来裁判所職員定員法第二条の裁判官以外の裁判所の職員の員数に含まれていなかった検察審査会に勤務する職

員の員数を新たに同条の中において明らかにすることとし、これに伴い検察審査会法について所要の改正を行なうこと、以上であります。

委員会の審議においては、各委員から熱心な質疑がなされましたが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎開拓融資保証法の一部を改正する法律

(昭三六・三・三二法二〇)

一、提案理由(三月二日)

○井原政府委員 たいま提案されました開拓融資保証法の一部を改正する法律案の理由を御説明申し上げます。

戦後の開拓事業もすでに十五年を経過し、現在約十五万戸の農家が開拓地において農業経営を続けております。これら開拓農家のうちには、一部安定的な経営を確立しているものもありますが、反面、営農の基盤がまだまだ十分に整備されず、経営不振に悩んでいる農家も相当あるのであります。

政府としましては、開拓地における営農の現状にかんがみまして、その振興をはかるべく、昭和三十二年以来、開拓営農振興臨時措置法に基づき、営農振興対策として諸般の施策を実施いたしておりますが、昨年から、開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和する措置を講じているのであります。なお、現在実施いたしております営農振興対策について、その目標及び実施の方策に関して再検討すべきであるという意見もありますので、開拓営農振興審議会を設置して、振興対策の方策をいかに改善すべきか御審議願っております。

政府といたしましては、審議会の結論ともならみあわせ、改善を

開拓融資保証法の一部を改正する法律

加えるべき点については改善を加えて、振興対策の促進をはかつて参りたいと考えておりますが、開拓者の営農も逐次伸長を見せせておりまして、経営資金に対する需要も増加して参っております。

開拓者が必要とする営農資金のうち、農畜舎、大農具、大家畜等の基本的施設については、開拓者資金融通法による政府の貸付金及び農林漁業金融公庫資金を融通することになっておりますが、肥料、飼料、農薬、肥育牛その他中小家畜など、短期、中期の資金については、開拓融資保証法により債務保証を行なつて、系統機関からの経営資金の融通が円滑になされるよう措置して参っております。

開拓融資保証制度の仕組みといたしましては、中央及び各都道府県の開拓融資保証協会が開拓農協の債務を保証する建前になつておりまして、中央開拓融資保証協会の資本金五億九千五百六十二万円のうち、四億九千万円は政府が出資いたしております。しかし、開拓者の資金需要の増大により、現在の資本金による融資ワケでは不十分でありますので、昭和三十六年度において、中央開拓融資保証協会に対する政府の出資金をさらに五千万円増額して、資本金総額を六億四千五百六十二万円とし、融資ワケを増大して営農資金の融通を一段と拡充し、開拓者の資金需要の増大にこたえて、開拓地における営農の確立を促進しようとするものであります。

以上が、開拓融資保証法の一部を改正する法律案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

開拓融資保証法の一部を改正する法律

引き続き、ただいま上程されました果樹農業振興特別措置法案の提案の理由を御説明申し上げます。

今後のわが国農業の発展に大きな役割を果たすことが期待される部門の一つとして果樹農業があげられていることは御承知の通りであります。最近における果樹農業の急速な成長は、これを裏づけているものと思われおります。

今その粗生産について見ますと、昭和二十五年に比し、昭和三十四年度におおむね三倍に近い伸びを示しており、農業総生産額中に占める割合も約五割という大きな比重を持つに至つております。また、今後の見通しにつきましても、果実の需要は大幅に増大し、これに見合つてその生産の拡大が見込まれるのであります。

このような趨勢にある果樹農業を今後さらに安定した発展の軌道に乗せ、国民経済の成長発展に即応した農業生産の選択的拡大と農業経営の近代化に資するためには、国及び都道府県による各般の施策が講ぜられなければならないと考えるのであります。

特に将来の果樹農業の健全な発展をはかるためには、流通、加工等の改善合理化と並んで、果実生産の安定的拡大を目標としつつ、栽培適地において合理的な果樹園経営を確立せしめることが必要と考えられるのであります。このためには、果実の長期的需結の動向に即応した適正な果樹の植栽と果実の生産を誘導するとともに、今後の果樹園経営の合理化の方向が生産から販売にわたつて集团的にかつ一貫して行なわれるようにすることにあるのにかんがみ、その

四〇

基礎条件である樹園地の集団化と、効率的な機械、施設の導入等を計画的に推し進めることが緊要と考えられるのであります。

この法律案は、右に申し述べました趣旨に基づき、果樹についての長期見通しを立てるとともに、合理的な果樹園経営計画に基づく樹園地の集団化及び農作業等の共同化を積極的に推進する等、果樹園経営の基盤の確立のための措置を講ずるほか、果実の流通、加工の合理化に資するための指導措置等を講じ、果樹農業の健全な発展に寄与しようとするものであります。

次におもな内容について御説明申し上げます。

まず第一に、果実生産の安定拡大に資するため、農林大臣は、果実の需要の長期見通しに即して、主要な果樹の種類ごとに、植栽及びその果実の生産についての長期見通しを立て、これを公表することとしたしております。

第二に、果樹農業者の集団または果樹農業者が構成員となつている法人がその果樹園経営の合理化をはかるため果樹園経営計画を作成しようとする場合に、国及び都道府県がこれに適切な指導を行なうこととするともに、当該経営計画について都道府県知事の認定を受けた者に対し、農林漁業金融公庫からの植栽資金等の貸付並びに国及び都道府県による助言指導等を行なうこととしております。

第三に、国及び都道府県は、果樹農業の健全な発展並びに果実の流通及び加工の合理化に資するため、生産、流通、価格等に関する情報の提供、果樹農業者に対する優良苗木の供給の円滑化のための援助、その他果樹農業の振興のために必要な援助を行なうように努

めることといたし、また、これとも関連して、果実の生産、販売等についての報告を徴取することができることとしております。

第四に、果樹農業の振興に関する重要事項を調査審議するため、農林省に、果樹農業振興審議会を設置することといたしてしております。

第五に、以上と関連して、附則で農林省設置法及び農林漁業金融公庫法に所要の改正をほどこしてあります。

以上がこの法律案のおもな内容でございます。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます次第であります。

次に、ただいま提案になりました農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

農林漁業金融公庫は、その設立以来八年、農林漁業の生産力を維持増進するために必要な長期かつ低利の資金を融通して参つております。この間公庫の貸し付けて参りました資金の総額は、昭和三十一年末において約三千二百億円、その融資残高は約二千億円に達する見込みであります。昭和三十六年度におきましては、前年度に引き続き、重要農林漁業施策に即応して、農林漁業の生産基盤の強化と経営の安定に必要な資金の融通を行なうこととし、資本金の増額、新たな業務として林業経営の維持及び改善に必要な資金の貸付等の措置を講ずるため、本法律案を提案した次第であります。

以下農林漁業金融公庫法の改正の内容について御説明申し上げます。

開拓融資保証法の一部を改正する法律

第一点は、資本金の増額であります。昭和三十六年度における公庫の貸付予定計画額は六百億円でありまして、前年度に比較して八十三億円の増加となっておりますが、この六百億円の貸付を行なうための原資は、年度内の資金交付所要額を勘案いたしまして、一般会計からの出資金九億円産業投資特別会計からの出資金八十億円、借入金といたしまして資金運用部から二百六十八億円と簡易生命保険及び郵便年金特別会計から五十七億円、並びに回収金等百五十億円、合計五百六十四億円となっております。以上の通り、政府が一般会計及び産業投資特別会計から八十九億円を出資することとなっておりますので、現行の資本金に関する規定を改正することにいたしましたのであります。

第二点は、公庫の新たな事業として林業経営の維持及び改善に必要な資金の貸付を加えることであります。

林業は、その性格上特に長期かつ低利の資金を必要とするものであり、従来とも公庫は造林資金、伐採調整資金等の長期低利資金を融通して参りましたが、今回さらに農山村においてみずから森林の経営を行なつて参っている者に対し、その森林の保全管理、造林のための土地の取得等その営む林業経営を改善するために必要な資金、及び疾病等の原因により林業経営を維持することが困難となつた場合におけるその林業経営を維持するのに必要な資金を公庫が貸し付けることができることとするよう、所要の改正を行なうものであります。

第三点は、理事の増員であります。公庫は従来四人の理事をもつ

開拓融資保証法の一部を改正する法律

四二

て業務を執行して参りましたが、事業の拡大に伴う事務分量の増大に対応し、その執行をさらに適正にいたす必要がありますので、理事の定数を一名増加する必要があり、所要の改正を行なうものであります。

以上がこの法律案を提案する理由及びそのおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さらんことをお願いいたします次第であります。

二、衆議院農林水産委員長報告(三月二十三日)

○秋山利恭君 ただいま議題となりました、内閣提出開拓融資保証法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

政府は、開拓者が必要とする肥料、中小家畜、飼料等の購入のための中短期営農資金の融通を円滑ならしめるため、昭和三十五年まで、中央開拓融資保証協会に対して四億九千万円の出資をして参つたのであります。しかしながら、その後における開拓者のこれら資金の需要はますます増大している実情にかんがみまして、昭和三十六年度においても、一般会計からさらに二千万円の追加出資を行ない、その出資金を五億四千万円にしようとするものであります。

本案は、二月二十八日付託され、三月五日提案理由の説明を聴取し、三月二十二日及び二十三日質疑を行ない、二十三日質疑を終了し、討論を省略して採決いたしましたところ、全員一致をもつて原

定いたしました。

続いて、開拓金融制度の改善と開拓者の負債の整理に関し政府の善処を求める趣旨の付帯決議を、これまた全会一致をもつて委員会の決議とすることに決定し、この付帯決議に対して、井原農林政務次官から、その趣旨を尊重して善処したい旨の発言がありましたことを申し添えて、報告を終わります。

案の通り可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては、開拓金融制度全般にわたる抜本対策の確立、開拓者の政府資金以外の負債償還条件の緩和、開拓融資保証制度の拡充強化等をはかる趣旨の附帯決議が付された次第であります。

以上をもつて報告を終わります。

三、参議院農林水産委員長報告(三月二十九日)

○藤野繁雄君 ただいま議題となりました開拓融資保証法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

開拓者の営農に必要な資金の融通を円滑にするため、開拓融資保証法に基づいて、中央及び都道府県の開拓融資保証協会が債務の保証を行なうことになっており、国は、中央開拓融資保証協会に出資しているのでありますが、この国の出資を五千万円増額して保証力を拡大しようとするのが、この法律案の提案の理由とその内容であります。

委員会におきましては、政府当局から提案理由等の説明を聞き、質疑に入り、開拓をめぐる諸般の問題について政府の見解をただしたのでありますが、これが詳細は会議録に譲ることを御了承願いたいのであります。

かくて質疑を終わり、討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、この法律案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決

◎通行税法の一部を改正する法律

(昭和三六・三・三二法二)

一、提案理由(二月二日)

(所得税法の一部を改正する法律)(昭三六―法三五)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月九日)

(国民金融公庫法の一部を改正する法律(昭三六―法九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月二十二日)

○大竹平八郎君 たいだいま議題となりました三法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、通行税法の一部を改正する法律案について申し上げます、本案は、二等寝台の利用状況がすでに相当大衆化されている実情にかんがみ、今回二等寝台料金に対する課税を廃止するとともに、昨年日本国有鉄道が等級呼称の変更を実施したことに関連して、課税上の基準となる等級区分について規定の整備をはかろうとするものであります。

委員会の審議におきましては、通行税を存置する理由、汽車と航

空機との課税上のアンバランス等について質疑応答がありました。詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、有価証券取引税法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、証券投資信託法に基づく公社債投資信託が社債市場育成策の一環として本年一月より発足したことに伴い、これが取引される場合の課税上の措置を、公社債の場合の税率に準じたものとして取り扱うことが適当と思われるので、証券業者が譲渡する場合は譲渡価額の万分の一、証券業者以外の者が譲渡する場合は譲渡価額の万分の三の税率をもつて課税しようとするものであります。

委員会におきましては、公社債投資信託の安全性保持について十分なる配慮がなされているかどうか。また、とかく誇大宣伝の傾向が見られる証券業者に対していかなる指導方針をとっているのか等について質疑がなされましたが、その詳細については会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、国民金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

国民金融公庫は昭和二十四年六月に設立されて以来、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする国民大衆

に必要な資金の貸付を行なつておるのでありますが、公庫に対する資金需要が増大し、それに伴つて資金量及び業務量も増大しておるのであります。かかる情勢に即応して、公庫においては、職員の増加、支所の増設等の措置を講じ、機構の整備拡充に努めておるのであります。今後なお円滑なる業務の処理をはかるために、理事二名を増員して六名とすることができるとする措置をとりたいというのであります。

本案審議にあたり、公庫の支所設置の方針、理事増員の必要な事情など、公庫業務の運営について質疑がなされたのでありますが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎資金運用部資金法の一部を改正する法律

(昭三六・三・三二法二二)

一、提案理由(三月二日)

(関稅定率法の一部を改正する法律(昭三六一法二六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十四日)

○足立篤郎君 たいま議題となりました資金運用部資金法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和三十六年度に拠出制国民年金が発足するに伴い、資金運用部のあり方、国民年金積立金の運用等につきまして、関係の審議会からそれぞれ建議あるいは答申が行なわれたのでありますが、この法律案は、これらの趣旨に沿つて制度及び運営の改善を行ない、もつて資金運用部資金のより適正な運用をはかるうとするものであります。

その内容は、

第一に、資金運用部資金運用審議会の名称を資金運用審議会に改め、審議会は学識経験委員七人以内で組織し、会長は委員の互選によつて定め、また専門委員若干名を置くことができることとしてお

ります。

第二に、資金運用部資金の運用計画書及び運用報告書を審議会に提出する場合には、資金の区分別、使途別分類表を添付しなければならぬこととしております。

第三に、資金運用部預託金で、約定期間七年以上のものに対しては、通常の利率年六分の利子を付するほか、当分の間、毎年度の収支を勘案して、大蔵大臣が資金運用審議会の意見を聞いて定めるところにより特別の利子を付することとしております。

第四に、簡保資金の特殊性とその利回り向上を考慮し、簡保余裕金として預託された資金で、預託期間が一年以上七年未満のものうち、新たに預託された余裕金の額に応じて払い戻されるものに対しては、当分の間、原則として、年六分まで預託利回りの向上をはかることとしております。

この法律案は、慎重審議の後、昨二十三日質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して横山委員より、本案に反対する旨の討論がありました。次いで、採決いたしましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(三月二十九日)

(港灣整備特別会計法(昭三六一法二五)の委員長報告と一括して掲載)

◎矯正医官修学資金貸与法

(昭三六・三・三二法二三)

一、提案理由(三月三日)

○古川政府委員 矯正医官修学資金貸与法案について、その趣旨を御説明いたします。

刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容される者には精神や身体の不健康なものが多いのでありまして、これを健全な国民として社会に復帰させるためには、まずその精神及び身体の健全化をはからなければなりません。また他面、集団拘禁生活においては、収容者の保健医療の適正な管理が要請されますことも自明のことであります。

かように、矯正施設における保健医療は矯正行政上重要なものであつて、その業務を担当する医師たる職員の確保こそ肝要であるにかかわらず、現在の施設においては遺憾ながらその充足は十分とは申せない状況なのであります。

このような現状に対する対策として、すでに実施されている公衆衛生修学資金貸与及び自衛隊技術職員学資金貸与の制度の例に準じ、将来矯正施設の医師たる職員にならうとする優秀な医学生または実地修練生に修学資金を貸与し、これらの者が矯正施設の職員として勤務した場合には、貸与金の返還その他の点において有利な扱

いをするることによつて、医師たる職員を充足するためにこの法案を提案する次第であります。

次に、この法案の要旨とすることを御説明いたします。

第一に、政府は、大学医学部の医学専攻学生又は同学部を卒業した実地修練生で、将来矯正施設に医師として勤務しようとする者に対し、無利息で修学資金を貸与することができるものとしております。

第二に、修学資金は原則として毎月一定額を貸与する方法によるものとしております。

第三に、修学資金の貸与を受けた者につきましては、実地修練終了後直ちに矯正施設の職員となり、医師として修学資金貸与期間の一倍半に当たる期間勤務した場合には、その返還債務を免除することとしておりますほか、一定期間医師として矯正施設に勤務した場合にも、裁量による全部または一部の免除を認めております。

第四に、貸与契約を解除したとき、修学生が矯正職員とならなかつたとき、矯正職員でなくなつたとき、または矯正職員となつてから二年以内に医師とならなかつたときには、そのときから貸与期間の半ばに当る期間内に貸与資金を返還しなければならぬものとしております。

第五に、修学資金の返還についてやむを得ない事情がある場合などには、これを猶予することができるものとする一方、正当な理由がなくて返還しないときには、日歩四厘の延滞利息を支払わせることとしております。

第六に、右に申し述べましたほか、契約保証人、契約解除事由、貸与の休止及び保留、修学中の学業成績提出等について規定し、また貸与月額、期間計算、返還方法等実施の細目については政令及び法務省令に委任する旨を定めております。

第七に、この法律の施行期日については、昭和三十六年度予算との関係上、昭和三十六年四月一日とすることにいたしております。

以上が矯正医官修学資金貸与法案の趣旨であります。

なお、この制度の施行に要する経費といたしましては、貸費生五十人に対する貸与金として二百八十八万円が昭和三十六年度一般会計予算案に計上されております。なにとぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(三月十四日)

○林博君 たいま議題となりました矯正医官修学資金貸与法案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、刑務所少年院等の収容者には身体、精神の不健康者が多く、社会復帰上、支障を来しておりますが、ことに、その保険医療業務を担当する医師たる職員につきましては、その充足が困難なため、現在員は定員を大幅に下回っている実情であります。よつて、その対策として、このたび、公衆衛生修学資金貸与法及び自衛隊技術職員学資貸与の制度の例に準じ、将来矯正官にならうとする優秀な医学生または実地修練生に対し毎月一定額の修学資金を

貸与し、これを医師たる職員として確保しようとするものであります。

さて、法務委員会におきましては、二月二十三日本案が付託せられてより熱心な質疑を重ねて参りましたが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて、三月十四日質疑を終了し、討論に入りましたが、別に発言もなく、採決に付しましたところ、本案は全会一致をもつて政府原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告(三月二十九日)

○松村秀逸君 たいま上程されました矯正医官修学資金貸与法案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

矯正施設における保健医療は、矯正行政上重要なものであり、その業務を担当する医師たる職員の確保こそ肝要であります。遺憾ながら現在の施設においてはその充足が満足すべき状況ではありません。このような現状を打破するため、すでに実施されている公衆衛生修学資金貸与等の制度に準じて、将来矯正施設に勤務しようとする医学専攻者に修学資金を貸与する制度を設けて、医師たる矯正施設の職員の充実をはかるうとするものであります。

次に、この法案の要点を申し上げますと、第一に、大学医学部の学生または同学部を卒業した実地修練生で将来矯正施設に医師とし

て勤務しようとする者に対し、無利息で修学資金を貸与することができるものとする。第二に、修学資金は原則として毎月一定額を貸与するものとする。第三に、修学資金被貸与者は、実地修練後、直ちに矯正施設の医師となり、資金貸与期間の一倍半に当たる期間を勤務した場合には、その返還債務を免除することとし、また一定期間医師として勤務した場合にも裁量による全部または一部の免除を認めるものとする。このほか、所要の規定を設けてあります。

当委員会におきましては、慎重に審議を重ね、適切は質疑が行なわれ、それに対し政府側より説明がありました。その詳細につきましては会議録に譲ることにいたします。

かくて質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎港湾整備緊急措置法(昭三六・三・三二法二四)

一、提案理由(二月十日)

○本暮國務大臣 たいま議題となりました港湾整備緊急措置法案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。港湾は、経済活動の基盤であり、その整備が貿易の拡大、生産の増強及び地域格差の是正をはかり、国民経済の健全な発展に寄与するために、きわめて重要であることは申すまでもないところであります。政府はつとにその促進をはかつて参つたのであります。しかしながら、近年におけるわが国経済の発展は予想以上に目ざましいものがあり、さらに近い将来における飛躍的發展が考えられるのであります。このような事態にかんがみ、政府といたしましては、港湾の整備について新たな構想のもとに、昭和三十六年度を初年度とする五カ年計画を策定し、これを強力かつ計画的に推進することといたしまして、この法律案を提出するものであります。

次に、その要旨について御説明申し上げます。まず、この法律の目的について定めました。この法律の目的は、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施を促進することにより、経済基盤の強化をはかり、もつて国民経済の健全な発展に寄与することとあります。

次に、この法律でいう港湾整備事業の範囲について定めるとともに、次に、本法案の要旨を申し上げます。第一点は、本法案は、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施を促進して経済基盤の強化をはかり、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としております。

第二点は、港湾整備事業の範囲を定めるとともに、運輸大臣は港湾整備五カ年計画を作成して閣議の決定を求めなければならないこととし、また、計画の作成にあたりましては経済企画庁長官に協議することと定めようとするものであります。

第三点は、港湾整備五カ年計画の実施を確保するため政府は必要な措置を講ずることとしたのであります。

本法案は、去る二月八日本委員会に付託され、同月十日政府より提案理由の説明を聴取し、同月十四日、十七日、二十一日、三月三日、十日に慎重に審査いたしました。主として旧港湾整備五カ年計画の進捗状況、旧五カ年計画と新五カ年計画との関係、新五カ年計画に対する資金の見通し、特に産業立地調整費との関係について、また、港湾整備に伴う関係諸施設の整備方針、米軍接収港湾施設の返還問題及び五カ年計画と職員の定員化等の諸問題について熱心なる質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

かくて、三月十日、討論を省略して直ちに採決の結果、本案は全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院運輸委員長報告(三月二十二日)

○三木与吉郎君 たいま議題となりました港湾整備緊急措置法案

港湾整備緊急措置法

に、港湾整備五カ年計画の策定の手続を定めました。運輸大臣は、港湾整備事業に關し、港湾整備五カ年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとした。計画の案の作成にあたりましては、運輸大臣は、長期経済計画との関係において経済企画庁長官と協議することといたしてあります。

なお、港湾整備五カ年計画の実施を確保するため、政府は必要な措置を講ずるものといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院運輸委員長報告(三月十四日)

○高橋清一郎君 たいま議題となりました港湾整備緊急措置法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の趣旨を簡単に御説明いたします。経済活動の基盤である港湾の整備が貿易の拡大、生産の増強等を促進して国民経済の発展に寄与するためにきわめて重要であることは、申し上げるまでもありません。しこうして、近年におけるわが国経済の発展はめざましいものがあり、さらに、近い将来飛躍的な発展が予想されるのであります。このような事態にかんがみまして、港湾の整備について、新たな構想のもとに、昭和三十六年度を初年度とする五カ年計画を策定して、これを強力かつ計画的に推進するため、本法案が提出されたのであります。

について、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。政府は、国民所得倍增計画に対応し、港湾の整備をさらに推進するため、昭昭三十六年度を初年度とする港湾整備五カ年計画を策定し、これに基づいて港湾整備事業を緊急かつ計画的に実施しようとしておりますが、この法案は五カ年計画の基本法となるものであります。五カ年計画における港湾整備事業の範囲、五カ年計画策定の手続等を定めております。

なお政府は、五カ年計画に基づく事業の経理を一般会計と区分して行なうことを適当と認め、別途本国会に港湾整備特別会計法案を提出してあります。

さて、質疑に入りましたところ、新五カ年計画の構想、今後におけるわが国経済の躍進と港湾整備、新五カ年計画における地域格差の是正並びに緊急整備との調整等について、各委員より熱心な質疑がありました。詳細は会議録で御承知願います。

かくて質疑を終わり、討論に入りましたところ、天竺委員より、地域格差の是正、計画の完全実施を要望し、自由民主党を代表して賛成の討論あり、また大倉委員より、わが国経済の発展に先行する港湾整備の実施を要望し、日本社会党を代表して賛成の討論がありました。

かくて討論を終わり、採決に入りましたところ、本法案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎港湾整備特別会計法

(昭三六・三・三一法二五)

一、提案理由(二月九日)

○大久保政府委員 たいいま議題となりました港湾整備特別会計法案、及び地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止する法律案について、提案の理由を御説明申し上げます。

まず、港湾整備特別会計法案について申し上げます。

政府におきましては、港湾整備事業の促進をはかるため、港湾整備五カ年計画を樹立いたしましたして事業の緊急かつ計画的な実施に努めることとし、別途今国会に港湾整備緊急措置法案を提案して御審議をお願いいたしております。この方針に伴いまして、港湾整備事業に関する収入支出並びにその事業の成果を明らかにするためには、その事業に関する経理を一般会計と区分することが適当であると認められますので、ここにこの法律案を提案いたしました次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、この特別会計においては、国が施行する港湾整備事業に関する経理を行なうことを主たる目的とし、あわせて、これに関連のある受託工事の施行並びに港湾管理者の行なう港湾整備事業に対する国の負担金または補助金の交付等に関する経理を行なうことと

いたしております。

第二に、この会計は運輸大臣が管理することとし、港湾整備勘定と特定港湾施設工事勘定に区分して経理することとしております。

港湾整備勘定は、特定港湾施設工事等以外の直轄港湾整備事業及びこれに関連のある受託工事並びに港湾整備事業費に対する国の負担金または補助金の交付等に関する経理を行なうものでありまして、この直轄事業費または国の負担金もしくは補助金等の財源に充てるための一般会計からの繰入金及び直轄事業費に対する港湾管理者の負担金並びに受託工事納付金等をその歳入とし、直轄港湾整備事業及びこれに関連のある受託工事に関する費用並びに国の負担金または補助金等をその歳出とすることとしております。

特定港湾施設工事勘定は、特定港湾施設工事及びこれと関連して施行する特定の直轄港湾工事並びにこれらの工事に関連のある受託工事に関する経理を行なうものでありまして、特定港湾施設工事等に充てるために一般会計からの繰入金、港湾管理者の負担金及び特定の事業者からの受益者負担金並びに受託工事納付金等をその歳入とし、特定港湾施設工事等及び受託工事に関する費用をその歳出とすることとし、これらの歳入及び歳出並びに資産及び負債を工事別等の区分に従って整理することといたしております。

以上のほか、この法律案におきましては、この会計の予算及び決算等に関して必要な事項を定めることとしております。

なお、本特別会計の新設に伴って、特定港湾施設工事特別会計法を廃止することといたしております。

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十三日)

○足立篤郎君 たいいま議題となりました五法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、港湾整備特別会計法案について申し上げます。

御承知の通り、政府におきましては、港湾整備事業の促進をはかるため、昭和三十六年度を初年度とする港湾整備五カ年計画を策定し、これが実施を強力に推進することとし、別途今国会に港湾整備緊急措置法案を提出いたしておりますが、これに伴いまして、右の港湾整備事業に関する収入支出並びにその事業の成果を明らかにするため、新たに港湾整備特別会計を設置しようというのが、この法律案の趣旨であります。

以下、その内容について簡単に御説明申し上げます。

この会計におきましては、国が施行する港湾整備事業に関する経理を行なうことを主たる目的としており、あわせて、これに関連のある受託工事の施行、並びに港湾管理者の行なう港湾整備事業に対する国の負担金または補助金の交付等に関する経理を行なうことといたしております。

次に、この会計は運輸大臣が管理することとし、港湾整備勘定及び特定港湾施設工事勘定という二つの勘定に区分経理することといたしておるのであります。

なお、この法律案におきましては、この会計の予算及び決算に関して必要な事項を定めるとともに、従来の特定港湾施設工事特別

次に、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止する法律案について申し上げます。

政府は、国が直轄で行なう事業にかかわる地方公共団体の負担金につきまして、昭和二十八年、当時の地方財政の状況にかんがみ、現金納付にかえ、地方債証券による納付を行なうことができるよう、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律により措置を講じたのであります。

しかしながら、地方財政の状況もその後好転しておりまして、今後の地方財政運営の健全化をはかるため、地方債証券による納付の制度を廃止し、本来の現金納付の原則によることが適当とされるに至りました。このため、昭和三十五年度におきましては、国有林野事業、特定港湾施設工事、道路整備及び治水の各特別会計で施行する事業にかかわる地方公共団体の負担金について、地方債証券による納付の制度を取りやめて、現金納付とし、その所要資金の一部については資金運用部資金よりの起債の道を講じたのであります。昭和三十六年度におきましては、さらに、一般会計に属する国の直轄事業にかかわる地方公共団体の負担金につきましても、同じく措置を講ずることにいたしておりますので、今後、国の直轄事業にかかわる地方公共団体の負担金については、すべて地方債証券による納付の特例措置を廃止することにいたしたいと存じます。

以上が港湾整備特別会計法案外一法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

会計法はこれを廃止することといたしております。

本案につきましては、審議の結果、昨二十二日質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案の通り可決となりました。

次に、揮発油税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、道路整備計画に対する所要財源確保の必要性に顧み、揮発油税の増収をはかるため改正をしようとするものであります。

すなわち、揮発油税の税率を、一キロリットルにつき、現行の一萬九千二百円から二千九百円引き上げて二萬二千百円とすることとしております。なお、税率引上げに伴いまして、昭和三十六年四月一日現在に製造場及び保税地域以外の場所、合計五キロリットル以上の揮発油を所持する製造者または販売業者に対し、手持品課税を行なうこととしております。この改正により、初年度約百五十四億円の増収を見込んでおります。

次に、地方道路税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、揮発油税の税率引き上げと同様、道路整備のための財源確保の必要性に顧み、税率を一キロリットルにつき現行の三千五百円から五百円引き上げて四千円とするとともに、地方道路税及び揮発油税の配分率等を改正しようとするものであります。

この改正により、初年度約二十六億円の増収を見込んでおります。

以上二法律案について審議の結果、本日質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、日本社会党を代表して武藤委員より、反対の意見が述べられました。

次いで、採決いたしましたところ、いずれも起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

次に、物品税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案による改正の第一点は、小型乗用自動車の範囲の拡張であります。すなわち、現行では、輪距が二百五十四センチメートル以下で、かつ、気筒容積が千五百立方センチメートル以下の乗用車については、これを小型自動車として一五%の税率を適用しておりますが、最近他の法令で小型自動車の範囲が拡張されたこと等に顧み、物品税においても、この範囲について、輪距を二百七十センチメートル以下という制限を設けようとするものであります。

次に、第二点は、高級乗用自動車の範囲の改正であります。現在、気筒容積が四千立方センチメートルをこえるものにつきましては、これを高級車として五〇%の税率により課税しておりますが、最近の高級車は、その性能が向上してきたことなどを考慮いたしまして、気筒容積三千立方センチメートルをこえるものにつきましては、これを高級乗用自動車の範囲に含めることに改めようとするものであります。

次に、映画用カラー・フィルムにつきましては、本年三月末日まで、基本税率の三〇%を暫定的に一〇%に軽減する措置が講ぜられ

ておりますが、この軽減措置をさらに一年間延長しようとするものであります。

本案は、審議の結果、各派共同提案による修正案が提出されました。

その修正案の内容について申し上げますと、昨年末の外貨割当によつて輸入される観光及び報道用の自動車のうち、大部分が本月末までに引き取られることとなつておりますところ、一部のものが海難等の事情によつて四月及び五月に輸入される予定になつておりますので、このような事情等を考慮いたしまして、税率の引き上げについて負担の激変緩和をはかるため、その施行の期日を六月一日に延期しようとするものであります。

この修正案につきましては、国会法第五十七条の三の規定により、内閣に対して意見を求めましたところ、政府においては異なる意見の意見が開陳せられました。

次いで、修正案並びに修正部分を除く原案について、それぞれ採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって可決され、本案に修正議決いたしました。

なお、本案に対しましては、全会一致をもって附帯決議を付すべきものと決しました。

附帯決議の内容は、次の通りであります。すなわち、政府は、昭和三十七年度において、間接税減税の一環として、物品税の減税を断行することとし、右改正に際しては、課税物件及び課税標準等に関し租税法主義を貫徹し、法体系を整備すべき

である。

というのであります。

なお、これに対して、政府側より、十分その趣旨を尊重して検討する旨の意見の開陳がなされました。

最後に、郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知の通り、郵便貯金特別会計は、郵便貯金事業の健全な経営をはかることと、その経理を明確にするため、昭和二十六年に設置されたものであります。この会計は、発足以来、巨額の赤字を生ずることとなりましたので、臨時措置として、当分の間、この会計の歳入が不足するときは、その不足を補てんするため、一般会計から繰入金を行うことができるとし、また、二十九年度からは、別途、資金運用部から同様の繰入金を行うことができることとされたのであります。従いまして、従来から、この会計の赤字処理の問題は重要課題とされてきたところであり、今回、別途国会に提出いたしました資金運用部資金法の一部を改正する法律案によりまして、郵便貯金の長期預託金については特別の利子が付されることとなり、これらの措置等によりまして、郵便貯金特別会計においてもその経理内容の改善がはかれることとなりました。この際、右の一般会計及び資金運用部特別会計からの赤字繰り入れ措置を廃止するとともに、あわせて、過去の赤字繰り入れ百九十三億円につきましては、今後の郵便貯金事業の経営の健全性に資するため、これが一般会計への返済義務を免除することとしよ

うというのが、改本正案の内容であります。
本案につきましては、審議の結果、本二十三日質疑を終了し、探
決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決となりま
した。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(三月二十九日)

○大竹平八郎君 たいま議題となりました三法律案につきまし
て、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げま
す。

まず、港湾整備特別会計法案について申し上げます。

本案は、さきに成立いたしました港湾整備緊急措置法に定める港
湾整備五カ年計画の実施に伴い、特定港湾施設工事その他直轄港湾
整備事業の施行、並びに港湾管理者の行なう港湾整備事業に対する
国の負担金の交付等に関する経理を一般会計と区分して行ない、そ
れら事業の収支並びに成果を明らかにするため、港湾整備特別会計
を新設しようとするものであります。

以下本案の概要について申し上げますと、この特別会計におい
ては、港湾整備勘定及び特定港湾施設工事勘定を設け、港湾整備勘
定においては、特定港湾施設工事以外の直轄港湾整備事業及び関係
受託工事並びに国の負担金の交付等に関する経理を行なうことと
し、これに必要な歳入歳出事項を規定いたしております。また、特
定港湾施設工事勘定においては、特定港湾施設工事及び関係受託工

事に関する経理を行なうこととし、これに必要な歳入歳出事項等を
規定しております。このほか特別会計として必要な事項並びにこの
会計の設置に伴う経過措置等を定めることとしております。な
お、本案は昭和三十六年度予算から適用し、特定港湾施設工事特別
会計法は昭和三十五年度限りこれを廃止することとしております。
委員会の審議におきましては、特別会計制度の根本的あり方につ
いて政府はどう考えるか、地盤沈下対策事業を切り離して港湾施設
整備の十全を期することができるかどうか、港湾整備計画の概要は
どのようになっているか等の諸点について質疑が行なわれました
が、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論採決の結果、多数をもつて原案通り可決すべ
きものと決定いたしました。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上
げます。

本案は、日本輸出入銀行の資力を充実させ、その業務の円滑化を
はかるために、産業投資特別会計から百二十億円の出資をすること
に伴い、同行の資本金五百八十三億円を七百三億円に増加しようと
するものであります。

委員会の審議におきましては、日本輸出入銀行の輸出金融の利子
が四％という低位に置かれている理由及び同行の金利の決定要因、
協調融資の割合、一会社に対する貸出限度の可否、融資決定の手続
等、同行の業務運営に関して全般的な質疑が行なわれたのでありま
すが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

上げます。

本案の概要について申し上げますと、

第一に、資金運用部資金運用審議会の名称を資金運用審議会に改
め、審議会は学識経験委員七名以内で組織し、会長は委員の互選に
よつて定め、また、専門委員若干名を置くこととしようというので
あります。

第二に、資金運用部資金の運用計画書及び運用報告書を審議会に
提出する場合には、資金区分別用途別分類表を添付しなければなら
ないことにしようというのであります。

第三に、資金運用部預託金で約定期間七年以上のものに対して
は、通常の利率年六分による利子を付するほか、当分の間、毎年度
の収支を勘案して、大蔵大臣が資金運用審議会の意見を聞いて定め
るところにより、特別の利子を付することとしようというのであり
ます。

第四に、簡保余裕金として預託された資金で預託期間が一年以上
七年未満のものうち、新たに預託された余裕金の額に応じて払い
戻されるものに対しては、当分の間、原則として年六分まで預託利
回りの向上をはかることにしようというのであります。

第五に、資金運用部預託金利率の特例に関する法律を廃止しよう
とするのであります。

本案審議においては、資金運用部資金のあり方、厚生年金・国民
年金の還元融資の基準及び融資対象、簡保資金の預託金金利と郵便
貯金預託金の金利との差異、審議会の委員報酬等について質疑がな

かくて質疑を終わり、討論に入りましたところ、成瀬委員より、
「昭和三十五年第二次予算補正の際の一般会計から産業投資特別
会計資金への繰り入れに関する財政法上の疑義はまだ解決されてい
ない。また、協調融資の原則をはずれた自由裁量による貸出がなさ
れていることはどうかと思われるので、明確にすべきである」旨の
反対意見が述べられ、天田委員より、「昭和三十五年第二次予算
補正は財政法違反であり、従つて、この措置も違反である。また、
融資の方法が、資本金の数倍にも及ぶ貸し出しをなし、大企業に利
益を与えているが、小さな貸し出しをするならば、その資金を中
小企業に回すべきである」旨の反対意見が述べられ、また、須藤委
員より、「日本輸出入銀行は国策の名のもとに大資本育成を目的と
しているの、同行の設立それ自体に反対であるから本案に反対す
る」旨の意見が述べられ、さらに山本委員より、「日本の経済成長
を進める上で、国際収支の改善が重要であり、それには日本輸出入
銀行の低利輸出金融等による輸出振興対策が必要である。また、大
企業及び一会社に対する過大な融資が反対理由とされているが、船
舶金融の場合、多くの中小企業である下請会社に資金が流れている
こと、一会社に対する過大な融資については、国策会社であること
から見てこの非難は当たらない等の理由から、日本輸出入銀行の資
力を充実するために今回産業投資特別会計から出資することは妥当
である」旨の賛成意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて原案
通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、資金運用部資金法の一部を改正する法律案について申し

されたのでありますが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

かくて質疑を終わり、討論、採決の結果、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。
以上御報告申し上げます。

◎関税定率法の一部を改正する法律

(昭三六・三・三一法二六)

一、提案理由(三月二日)

○田中(茂)政府委員 ただいま議題となりました関税定率法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この法律案は、関税率表の全面改正及び関税制度についての一部改正等を含むものであります。

まず、本文関係としましては、第一に緊急関税についての制度を新たに設けたこととあります。後ほど説明いたします関税率改正におきましては、通常の状態を前提として国内産業の保護等をはかつておりますが、海外価格が急落する等の異常の事態は考慮してはございません。特に輸入が自由化されて参りますと、このような事態のもとに輸入が増加しまして、それがわが国の産業に重大な損害を与える場合も十分考えられますので、このような緊急事態に対処して、早急に関税率を引き上げ、国内産業を保護する必要があると見做す。この制度は、このような場合に緊急関税の賦課、ガット譲許の撤回または譲許撤回の補償としての新たな譲許等を、一定の要件のもとに政府限りで行なうことができるものとあります。

第二に、関税割当制度でございますが、ニッケル及び高速度鋼に
関税定率法の一部を改正する法律

つきましては、別表の税率が低税率と高税率とに分けられております。これは、一定数量以内のものは低税率として国内需要者側の要請を充たすとともに、その数量をこえる数量の輸入については高税率として、それと競合する国内産業の保護をはかろうとするものであります。第九条の三の規定は、別表によつて定められております。その低税率を適用する基準及び方法を定めたものであります。

第三に、再輸出減税の規定でございますが、機械の組み立てのため一時的に輸入され再び輸出される工具等につきまして全額課税するのは酷な場合がございますので、減税することができる規定を設けたものであります。

第四に、輸入禁制品の關係でございますが、これは、一昨年の衆議院大蔵委員会での決議の御趣旨に従いまして、その取り扱いを一そう慎重に行なうため、輸入映画等審議会を設置する等の改正をしようとするものであります。

本文関係といたしましては、その他若干の規定の整備があります。

次に、別表關係につきましては、まず税表分類につきまして、改正案ではブラッセル関税表の分類方式を採用いたしました。これは現行の分類体系が最近の新しい輸入商品の状態に沿わないこと及びブラッセル関税表の分類が国際的に最も広く認められていること等を考慮したものでございます。

次に関税率の改正について申し上げます。

現行関税率体系は、昭和二十六年の全面改正後、若干の小規模な

改正はありましたが、ほとんどそのままこれを踏襲して現在に至つてゐるわけでありませんが、この間においてわが国経済は目ざましい発展を遂げ、当時に比べ量的にも構造的にも大きく変革してきております。このような産業貿易の変化に対応し、また今後の産業構造の高度化に順応するためにも、現行税率は全面的に再検討を行なう必要があつたわけであります。特に、最近における貿易自由化の進展により、関税の機能がその重要性を増して参りますので、この再検討が一そう緊急に要請されるのであります。

このような状況から、政府は関税率審議会に諮りまして、関税率改正の作業を進めたのでありまして、検討品目は二千余にわたつております。

税率検討に際しましては、基本的には貿易自由化を前提といたしました。したが、主食関係や非鉄金属の一部または石炭等のように、現在のところ基本的政策に未確定の要素が多いものについては、検討時期を後日にのばす意味で現行税率据え置きといたしたものでございます。

検討の結果、関税率の引き上げられた品目は二百五十一品目でございますが、これらは、わが国において今後積極的に助長育成するためには、現行税率では不十分と考えられる産業、たとえば酪農製品や工作機械の一部等及びたとえ大豆、非鉄金属の一部等、自由化の際の衝撃が大きいと思われる産業の生産物でありまして、適当の保護を必要と考えたものであります。ただし、この場合においても単に内外の価格差を埋めるといふことなく、将来における合理的

化の見込み等を勘案して税率を定めております。

次に、関税率の引き下げられた品目は三百八十六品目であり、この引き下げ品目には、すでに対外競争力を備えるまでに成長した産業を対象としたもののほか、従来の奢侈関税としての高税率を若干引き下げたものも含まれております。これらは保護関税の立場からは従来の税率を維持する必要が認められないので、需要者の利益を考慮して引き下げを行なつたものであります。たとえば、塩化ビニール、貴金属製品等であります。

なお、税率の据え置かれたものの多くは、現行税率が今後も適当とされたものでありますが、現状では積極的結論を得ることが困難のため、一応現状維持とされたものもあることは前に述べた通りであります。

また、今回の改正案におきましては、従量税を採用したものがかなり増加いたしております。その形態も単純な従量税ではなく従価、従量のいずれか高い方の選択課税や、従価従量の併課税率等、税率に弾力性を持たせることを考慮しております。

以上のような改正案を作成するにあたりましては、産業保護の面を考えるとともに、国内一般需要者の立場に立つて考慮を加えたこととは言うまでもございません。また、関税の国際性、特にガット関係等についても十分に考慮いたしております。

次に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

この法律案は、従来から関税の暫定的減免措置を行なつていた物

品のうち、所要のものについてその適用期間を延長するとともに、今国会に別途提案されている関税率法の一部を改正する法律案が施行された場合の基本税率とわが国産業の実情等を勘案して、若干の物品について暫定的関税率を定め、あわせて必要な事項について規定の整備を行なうとするものであります。

以下、その内容につきまして簡単に御説明申し上げます。

第一に、現在暫定的に関税の免除または軽減を行なつてゐる物品のうち、重要機械類、給食用脱脂粉乳、農林漁業用重油、肥料製造用原油、製油用原油等の物品につきましては、本年三月三十一日までの適用の期限が到来するのでありますが、最近におけるわが国産業の実情等にかんがみ、その適用期間をさらに一年間延長することとしております。

第二に、従来から免税措置をとつております給食用脱脂粉乳につきまして、児童の体位の向上等の必要性を考慮して、その適用範囲を拡大し、幼稚園及び児童福祉施設の幼児または児童の給食の用に供されるものについても免税することとしております。

第三に、ガス事業の公共性にかんがみ、ガス原価の引き下げに資するため、その原料として使用する原油の関税を免除することとしております。

第四に、先に申し上げました関税率法の一部を改正する法律案において、新たに緊急関税制度及び関税割当制度を導入することになつておりますが、これらの制度を暫定税率を定めている物品について適用する場合に必要な規定の整備を行なうこととしております。

す。

第五に、現在減免税を行なつてゐる物品のうち国産が可能となつたもの、または関税率法の一部を改正する法律案において、従来の暫定税率を基本税率としているものについては、暫定措置を廃止するとともに、新たに必要となつた若干の物品について暫定税率を定めることとしております。

また、関税率法の一部を改正する法律案において税率を引き上げることとしている酪農製品、機械類の一部等について、国内消費者または需要産業に対する負担の増大を避けるため、これら物品の輸入を自由化するまでの間、暫定的に現行税率を据え置くこととしております。

その他、貿易の自由化に伴う一時的輸入の増大により、国内産業が打撃を受けるおそれのある物品については、国内産業が合理化されて国際競争力を備えるまでの間暫定的増税を行ない、あるいは国内生産業と当該物品の需要産次の両者の保護調整をはかるため、特定物品について関税割当制度を適用することとするなどの措置をとることといたしました。

このほか必要な規定の整備をはかることとしております。

次に、関税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における沖縄との貿易の実情に顧み、沖縄等の生産品に対して従来行なつていた関税免除の制度に加えて、新たに関税軽減を設けようとするものであります。

沖繩等から輸入される生産品に対して關稅を免除する現行の制度は、当初その土産品を対象と考えておりまして、それ以外の物品、すなわち外国産物品を原材料として同地域生産された物品をわが国に輸入する場合には、政令でこれらの品目を指定し、これについては全額課税する建前でございました。しかしながら、従来はこの種の問題となる物品の輸入はほとんどなく、従つて政令による品目指定も必要としなかつたわけでしたが、最近、たとえばエンジンを外国から沖繩へ入れて、そこでボートを組み立ててわが国に輸入する等、沖繩を中間生産地とする物品の輸入が増加する傾向が出て参りました。これらについて従来のもと同様に關稅の全額免除を行なうことは、關稅定率法の一部を改正する法律、附則第四項の本来の趣旨ではございませぬので、政令でこれらの品目を指定することとも考えられますが、全額課税を行なうことは、結果的には同地域における加工産業の存立を困難にいたすことになります。本法案は、このような場合に、本邦の産業に重大な影響を与えず、かつ稅負担の公平を失しない範囲内において、政令をもちまして沖繩において附加された価値の部分については、關稅を課さないこととしようとするものであります。

次に、機械類賦信信用保險特別會計法案について申し上げます。政府におきましては、中小企業設備の近代化及び機械工業の振興をはかるため、機械類の割賦販売契約による取引につき信用保險を行なう制度を確立することとし、別途今国会に機械類賦信信用保險臨時措置法案を提案して御審議をお願いいたしております。こ

の保險事業につきましては、その收支を明確にするため一般會計と区分して經理することが必要であると認められますので、ここにこの法律案を提案するにいたした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、この特別會計は機械類賦信信用保險に關する經理を行なうことを目的とするもので、通商産業大臣が管理することとし、一般會計からの繰入金に相当する金額をもつて資本とすることとしております。

第二に、この會計の歳入は、保險料、保險金支払い後納付される回収金、一般會計からの繰入金及び付屬雜収入とし、歳出は、保險金、事務取扱費、一時借入金の利子その他の諸費としております。その他、この會計の予算及び決算に關して必要な事項のほか、利益及び損失の処理、余裕金の預託等について必要な事項を定めることとするに、この特別會計の設置に伴つて必要な關係規定の整備を行なうことといたしております。

次に、物品稅法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

物品稅は、多種多様の物品を課稅対象として關係上、關連上關連業界はもとより、國民經濟にもきわめて密接な關係がありますので、政府は、機械のあるごとに改正を行ない、その輕減合理化をはかつて参りましたが、なお課稅物品相互間の負擔のバランスを中心とした多くの問題が残されております。しかし、さきに昭和三十四年度においてもかなりの減稅を行なつたことでもあり、これらの

問題につきましては、今後なお稅制調査会を中心に、間接稅全般の問題とも關連して十分検討を続け、その結論を待つて所要の改正を行ないたいと考えているのでありまして、昭和三十六年度においては、原則として改正を見送ることとし、特に緊急やむを得ないと認められる物品について、所要の改正を行なうにとどめることとしたのであります。

次に、改正案の概要であります。第一は、乗用自動車の稅率区分の改正であります。

その内容は、まず小型乗用自動車の範圍の擴張であります。すなわち、現行法では、輪距が二百五十四センチメートル以下で、かつ氣筒容積が千五百立方センチメートル以下の乗用自動車につきましては、これを小型自動車として、一五%の稅率を適用しているのがあります。最近他の法令でも小型自動車の範圍が擴張されたことに等しく、物品稅においても、小型自動車の範圍を改正することが適當であると考えまして、その範圍について、輪距を二百七十七センチメートル以下、氣筒容積を二千立方センチメートル以下まで引き上げるとともに、關係法令間の小型自動車の範圍の統一をはかる等の見地から、新たに幅についての制限を設けるとし、これを百七十七センチメートル以下としようとするのであります。

次に、高級乗用自動車の範圍の改正であります。現在、氣筒容積が四千立方センチメートルをこえる高級乗用自動車につきましては、五〇%の稅率により課税してあります。最近において、氣筒容積が三千立方センチメートルをこえる自動車は次第に高

關稅定率法の一部を改正する法律

級化し、現に五〇%の課稅を受けております自動車と比較してみましても、車体の大きさもほとんど同じで、その豪華性において甲乙がつけがたいばかりでなく、その價格も現行物品稅の稅差を別にするれば同程度となつておりますので、両者の課稅上のバランスを考慮いたしまして、氣筒容積が三千立方センチメートルをこえるものにつきましても、これを高級乗用自動車の範圍に含めることに改めようとするのであります。

改正案の第二は、映画用カラー・フィルムに対する輕減稅率の適用期限の延長であります。

映画用カラー・フィルムにつきましては、昭和三十四年以降本年三月末日まで、基本稅率の三〇%を暫定的に一〇%に輕減することとしておりますが、現、段階におきましても、國際水準から見れば技術的な研究を要する余地が残されておき、基本稅率による負擔を及ぼすことが困難であると認められますので、その輕減措置を、昭和三十七年三月末日まで、さらに一年間延長しようとするものであります。

なお、この法律案による改正規定は、本年四月一日から施行することといたしてあります。

次に、資金運用部資金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

資金運用部資金は、郵便貯金、厚生年金積立金その他の政府の特別會計の積立金等の政府資金を統括管理し、いわゆる財政投融资として運用されていることは御承知の通りであります。昭和三十六年

度には、拠出制国民年金が発足することに伴い、特にこれを契機といたしまして、資金運用部のあり方、国民年金積立金の運用等につきまして、資金運用部資金運用審議会を初め、国民年金審議会、社会保障制度審議会からも、それぞれ建議や答申が行なわれております。これらの建議や答申におきましては、これら政府資金を国民生活に直結する部門に積極的に運用し、かつその用途を明確にするともに、他方資金運用部資金の源泉が一般国民の貯蓄的性格のものであることにかんがみ、その適正なコストをまかない、できるだけ有利に運用すること等が要望されております。また資金運用計画等について審議を行なっております資金運用部資金運用審議会の構成及び運営の改善をはかることも要望されております。政府といたしましては、これらの要望を十分考慮し、その趣旨に沿って制度及び運営の改善を行ない、もつて資金運用部資金のより適正な運用をはかりますため、資金運用部資金法に所要の改正を加えることとし、ここに本法律案を提案いたしました次第であります。

次に、この法律案の概要を申し上げます。

第一に、資金運用部資金運用審議会の名称を簡明な資金運用審議会に改めますとともに、その組織を中立公正にしてしかも実質的な審議を行ない得るものとするため、従来行政機関の職員が多数を占めていたのを改めて、学識経験委員七人以内で組織することとし、会長は委員の互選によつて定めることといたしますほか、専門の事項を調査審議させるため審議会に専門委員若干人を置くことができるとし、関係行政機関の職員を専門的立場から調査審議に参画

させることといたしました。

第二に、資金運用部資金の運用につきましては、前に申し述べました通り、昭和三十六年度には拠出制国民年金の資金も加わり、部門に重点を置いて運用いたしますとともに、その用途を明らかにする見地から、資金運用部資金の運用計画書及び運用報告書を作成するにあつては、大蔵大臣が審議会の意見を聞いて定める分類及び区分に従つて使途別に分類し、これを国民年金、厚生年金資金等と郵便貯金資金等とに区分した表を添付しなければならぬことといたしました。

第三に、現在資金運用部預託金のうち約定期間七年以上のものに対しては年六分の利子を付しておりますが、郵便貯金の資金につきましては、この預託利子収入によつては収支相償わず、その赤字は毎年資金運用部特別会計からの繰り入れによつて補てんしてはいるのでありまして、その累積債務額も相当多額に上つてはいる状況であります。しかしながら、郵便貯金は国民の零細な貯蓄であり、適正なコストをまかない得るよう運用すべきものと考えられるのでありまして、郵便貯金事業の経営の合理化にさらに努力いたしますとともに、資金運用部におきましても預託利回りの向上をはかる必要があるものと考えられます。同時に、厚生年金、国民年金等の長期預託金につきましても、同様に国民の貯蓄的性格の資金であり、ひとしく利回りの向上をはかるべきものと考えられるのであります。これらの点を考慮いたしまして、資金運用部におきまして、約定期

上げます。

資金運用部資金法の一部を改正する法律案によつて、資金運用部の長期預託金について特別の利子を付することといたしておりますことは、ただいま御説明いたしました通りであります。これらの措置等によりまして、郵便貯金特別会計においてもその経理内容の改善がはかれることとなりましたので、従来暫定的措置としてとられてきた一般会計及び資金運用部特別会計からの郵便貯金特別会計への赤字繰り入れの措置を廃止するとともに、あわせて、過去の赤字繰入金につきましては、今後の郵便貯金事業の経営健全性の維持に資するため、この際一般会計への返済義務を免除することといたしております。また、これに伴いまして、郵便貯金特別会計の借入金制度につきまして所要の整備をはかることといたしております。

以上が関税定率法の一部を改正する法律案外六法律案についての提案の理由及びその概要でございます。何とぞ、御審議の上すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

一、衆議院大蔵委員長報告(三月二十八日)

○鴨田宗一君 ただいま議題となりました三法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、関税定率法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、昭和二十六年の輸入税表改正以来のわが国産業構

間七年以上の預託金に対し年六分の通常のほか、昭和三十六年度以後当分の間、大蔵大臣が資金運用審議会の意見を聞いて定めるところにより、特別の利子を付することといたしました。この特別利子につきましては、金利水準の推移並びに資金運用部の収支の状況に即応しつつ、毎年度資金運用審議会の意見を聞いてその年度に運用する利率を定めることとしております。なお、資金運用部預託金利率の特例に関する法律は、郵便貯金の約定期間五年以上七年未満の預託金に対し、特別利率によることを定めたものであります。実体的にその必要がなくなりましたので廃止することといたしました。

第四に、簡保資金につきましては、積立金を分離運用してありますため、資金運用部に対する余裕金の預託は、これが翌年度積立金となつて払い戻されるまでの間の短期の預託となり、このため利回りが低くなつておりますが、毎年度新たな余裕金の預託が繰り返される点から見れば、その資金は実質的には安定的に滞留しているものと見ることもできますので、簡保資金の特殊性やその利回り向上の要請をも考慮いたしまして、昭和三十五年以後に簡保余裕金として預託された資金で、預託期間一年以上七年未満のものうち、新たに預託された余裕金の額に応じて払い戻されるものに対しましては、昭和三十六年度以後当分の間、通常の利率による利子のほか、特別の利率による利子を付加し、原則として年六分まで預託利回りの向上をはかることといたしました。

次に、郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案について申し

造の変化等にかんがみ、また、あわせて貿易の自由化に対処するため、関税率及び関税制度について所要の改正を加えることとしようとするものでありまして、おもなる内容は次の通りであります。

まず、関税率につきましては、現行関税率表を全国的に改めることにいたしました。すなわち、現行の輸入税率表の分類体系は、根本的には明治四十三年のものを踏襲いたしておりますために、最近の産業構造の変化にそぐわないものとなっておりますので、これを国際的に最も広く採用しているブラッセル関税率表の体系に改め、税目数を、従来の九百四十三品目から二千二百三十三品目に増加することといたしております。また、税率につきましては、米、麦、石油、石炭等、自由化対策の未確定のものを除き、自由化を前提として所要の改正を行なうこととし、この結果、現行税率より引き上げられるもの二百五十一品目、引き下げるもの三百八十六品目、据え置くもの一千五百九十六品目といたしております。

次に、関税制度につきましては、主として次の四つの措置を講ずることといたしております。

その第一は、新たに緊急関税制度を設けることといたしております。すなわち、特定貨物の過度の輸入により国内産業が重大な影響を受け、または受けるおそれがある場合には、政令をもつてガット譲許の撤回もしくは修正を行ない、または国定税率に付加して一定限度内の関税を課することができることといたしております。

第二は、関税割当制度を創設することといたしております。本制度は、一定期間内に輸入される特定貨物について、政府が割り当て

た数量までは低税率を適用し、これを越える分については高税率を適用するという二重税率制度でありまして、三十六年度からニッケル及び高速度鋼について本制度を採用することといたしております。

第三は、新たに、再輸出減税の規定を設けることといたしております。すなわち、設備または機械組み立てのため、一時的に使用される目的で輸入される工具類が、輸入後一定期間内に輸出される場合には、その関税を軽減することができることといたしております。

第四は、輸入禁制品に該当すると認められる書籍、フィルム等の税関における取り扱いを一そう慎重に行なうため、税関に輸入映画等審議会を設置することとする等、所要の改正を行なうことといたしております。

次に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、従来から関税の暫定的減免を行なっている物品のうち、所要のものについてその適用期間を延長するとともに、さきに申し上げました関税率法の改正案に関連して、貿易の自由化により急激な影響をこうむるおそれのある物品については、暫定的にその関税率を引き上げることとする等の措置を講じようとするものであります。

以下、その内容について簡単に申し上げます。

まず、第一に、本年三月末日で関税の免除または軽減の期限が切

れる重要機械類、給食用脱脂ミルク、農林漁業用重油、肥料製造用原油、等につきましては、その適用期間をさらに一年間延長するとともに、給食用脱脂ミルクの免税範囲を拡大することといたしております。

第二に、ガス事業の公共性にかんがみ、その原料として使用する原油の関税を一年間免除することといたしております。

第三に、現在暫定減免税を行なっている物品のうち、国産が可能となつたもの、または今回の関税率法の改正案において従来の暫定税率を基本税率としているものにつきましては、暫定措置を廃止するとともに、新たに、必要となつた物品については、暫定税率を定めることといたしております。

第四に、貿易の自由化により急激な影響をこうむるおそれのある物品につきましては、必要な期間、暫定的に増税を行ない、あるいは関税割当制度を適用することとする等の措置を講ずることといたしております。

最後に、国内需要者の負担の増大を避けるため、関税率法の改正により税率の引き上げが行なわれることとなる物品のうち、所要のものにつきましては、暫定的に現行税率を適用することといたしております。

最後に、関税率法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、沖縄等、関税率法第二十三条の規定によつて外国とみなされる地域から輸入される物品のうち、外国産の原材料を

使用して同地域で生産されたものにつきましては、新たに関税を軽減する措置を講じようとするものであります。

すなわち、現在、沖縄等から輸入される物品につきましては、全額課税するか、全額免除するか、二者択一の制度と相なつておりまして、沖縄等のみやげ品の輸入につきましては関税を免除することとし、それ以外の物品、すなわち、外国産の物品を原料として同地域で生産された物品の輸入につきましては、政令で品目を指定し、関税を課することといたしております。ところが、従来、この種の物品の輸入はほとんどなく、従つて、政令による品目の指定をする必要もなかつたわけでありましたが、最近、たとえば、エンジンを外国から沖縄に入れて、そこでボルトを組み立ててわが国に輸入する等、沖縄を中間生産地とする物品の輸入が増加する傾向にあり、これらの物品について関税の全額免除を行なえば国内業者との均衡を失することとなり、また、全額課税すれば沖縄の加工産業を圧迫することとなりますので、新たに関税軽減の制度を設けることとし、沖縄等において付加された価値部分については関税を課さないことといたそうとするものであります。

以上の各法律案につきましては、去る二日政府側より提案理由の説明を聴取し、自來、質疑に入りましたが、十四日には参考人より意見を聴取する等、慎重審議いたしました。特に、緊急関税制度と租税法主義との関係、輸入禁制品たる映画フィルムに対する税関の取り扱い等については熱心な質疑応答がかわされましたが、これらの詳細につきましては速記録に譲ることといたします。

かくて、去る二十五日質疑を終了し、各案について順次討論、採決に入りました。

まず、関税定率法の一部を改正する法律案につきましては、社会党を代表して堀委員、民主社会党を代表して井堀委員より、それぞれ反対討論があつた後、直ちに採決いたしましたところ、起立多数をもって原案の通り可決となりました。

なお、本案に対しましては、全会一致をもって附帯決議を付すべきものと決しました。附帯決議の内容は次の通りであります。すなわち、

政府は、関税定率法第九条の二の規定により緊急関税に関する措置をとつたときには、遅滞なく国会に内容を報告すべきである。

というものであります。

次に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきましては、社会党を代表して堀委員より反対討論、民主社会党を代表して井堀委員より賛成討論のあつた後、直ちに採決いたしましたところ、起立多数をもって原案の通り可決となりました。

最後に、関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案の通り可決となりました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十日)

○大竹平八郎君 たいだいま議題となりました三法律案につきま

第二に、関税率についての改正措置であります。現行関税率体系は、分類方式として不合理な面が少なくないので、この際、将来の産業構造の高度化に順応させるため、国際的に最も広く使われているブラッセル関税表の分類方式を採用することとしております。

この分類よつて現行の十七部は二十部九十九類となり、最終的な細分類では二千二百三十三税目と、現行税目数に比し二倍以上の増加となります。

関税率の検討については、主食関係非鉄金属の一部等、自由化対策の未確定のものを除き、基本的には貿易の自由化を前提として改正し、この結果、現行税率より引き上げるもの二百五十一、引き下げるもの三百八十六、据え置くもの千五百九十六となります。すなわち、自由化の際の衝撃が大きいと思われる大豆等及び今後積極的に育成する意図を持つ酪農製品、工作機械の一部等については引き上げ、すでに国際競争力を備えている陶磁器、ビニール及び奢侈関税と見られている貴石等については引き下げ、自由化移行の時期がはつきりしない石油等及び利害対立のため積極的結論を得ることが困難な砂糖、パルプ等については、現行税率通り据え置くこととしたしております。また、課税標準として現行ではわずか三物品についてのみ従量税を採用しておりますが、すでに物価も比較的に安定しているもので、従量税を大量に採用することとし、しかも単純な従量税形態のみでなく、従価、従量のいずれか高い方の選択課税、従価、従量の併課税率等、税率に弾力性を持たせることといたしております。

関税定率法の一部を改正する法律

て、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、関税定率法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における産業構造の変化等にかんがみ、あわせて貿易の自由化に対処するため、関税率審議会の答申に基づき、緊急関税を設ける等、関税制度の整備をはかるとともに、関税率表の全面改正を本年六月一日から行なうとするものであります。

以下簡単に改正の内容について申し上げます。

第一に、関税制度についての整備であります。今回新たに緊急関税制度を設け、外国における価格の低落等により特定貨物の輸入が増加し、わが国産業に重大な損害を与える場合において、緊急関税の賦課、ガット譲許の撤回、または譲許撤回の補償として新たな譲許等を、一定の要件のもとに政府限りで行なうことができることとしております。

また、関税割当制度を設け、ニッケル、高速度鋼等、特定の貨物について、一定数量以内のものは低税率として国内需要者側の要請を満たすとともに、その数量をこえる輸入については高税率として、競合する国内産業の保護をはかるとしてあります。また、輸入禁制品の取り扱いを一その慎重に行なうため、輸入映画等審議会を設置することを明文化するほか、機械の組み立てのため、一時的に輸入され、再び輸出される工具等について減税することができ、る規定を設ける等、所要規定の整備を行なつております。

次に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、従来から関税の暫定的減免措置を講じている物品について、その適用期限の延長なり廃止をはかるとともに、関税定率法の改正措置に伴い、最近における貿易及び国内産業の実情を考慮して、特定の物品について暫定的に減増税を行う等、所要の調整をはかるほか若干の規定の整備を行なうとするものであります。

以下、簡単に改正の内容について申し上げます。

第一に、現在暫定的に減免措置を講じている物品で、本年三月末日に適用期限が到来する重要機械類、給食用脱脂粉乳、農林漁業用重油、肥料製造用原油、製油用原油等について、その適用期間をさらに一年間延長するとともに、新たにガス製造用原油についても来年三月末日まで免税措置を講ずることといたしております。なお、給食用脱脂粉乳の免税措置については、幼稚園及び児童福祉施設の幼児、児童にまでその適用範囲を拡大することといたしております。

第二に、現在暫定的に減免措置を講じている物品のうち、鉄鋼板の発生品等のように国産化が可能となつたもの、及び放射性元素、新聞用紙等のように関税定率法の改正基本税率に組み入れられているものについては、暫定措置を廃止することといたしております。

第三に、貿易の自由化の実施時期等との関連から、直ちに関税定率法の改正基本税率を適用することが困難なものについて暫定措置を講ずることとしております。すなわち、いまだ国産品と競合関

係に置かれていない石炭コークス、反応性染料の一部等については、国内産業の育成期間を考慮し、減免税することとし、また、関税率法の改正基本税率において税率を引き上げることとしている酪農製品、大豆等については、需要者の税負担増を避けるため、輸入の自由化するまでの間、暫定的に現行税率を据え置くこととし、また、自由化移行に伴う急激な衝撃を受けるおそれのある紡毛糸の一部、毛織物の一部、腕時計等について、国内産業が合理化されて国際競争力を備えるまでの間、暫定的増税を行なうこととするほか、国内生産業と需要産業との保護調整をはかるため、五酸化バナジウムについて関税割当制度を適用する措置をとることとしております。

なお、本案は関税率法と関連しているので、本年六月一日より施行することとしておりますが、現行暫定措置のうち継続して適用させるものについては、本年四月一日より施行することとしております。

最後に、関税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

沖繩等から輸入される物品に対する関税、同地域における産業振興のため、土産品については免除されることとなつております。しかし、最近における沖繩との貿易の实情から見ますと、将来、外国産原材料を使用して加工生産された物品の輸入が予想され、これらの物品について関税の全額免除を行なうことは、国内業者との均衡を欠き、また、全額課税することは沖繩における加工産業を圧迫

することとなります。従いまして、本案は、このような物品の輸入につきましては、沖繩において付加された価値部分には課税せず、外国産の原材料部分についてのみ課税するという関税の軽減制度を設けようとするものであります。

三法案の委員会審議におきましては、緊急関税制度が憲法に規定する租税法主義に反する疑いがあること、税関が輸入映画等を検査することは、憲法に規定する表現の自由に抵触し、違憲の疑いがあること、関税割当制度の目的及び適用品の需給状況、砂糖関税率が据え置きに決定するに至つた経緯、精糖会社の受ける超過利潤問題、甘味資源計画の概要、大豆関税率が引き上げられるに至つた経緯及びガット関税との関係、税関官吏の定員増加等の諸問題について質疑を行なつたほか、特に関税率法の一部を改正する法律案及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案については、参考人より意見を聴取したのであります。その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、三法案を一括して討論に入りましたところ、荒木委員より、「関税率法の一部を改正する法律案及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案については、アメリカの強い要請に基づいて発足した貿易の自由化を基礎とする限り反対せざるを得ない。緊急関税制度、輸入映画等の取り扱い規定についても違憲の疑いが解明されていない。また、大豆については、国内対策が講ぜられていない現状において、その自由化を実施することは他産業等への影響が大であり、砂糖については自由化を見送るに至つた経緯

に不明朗なものを感じ、精糖会社の利潤を保護するための措置ではないかとの疑いが残る等の理由から、それぞれ反対し、関税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案については、沖繩における産業の現状は不安定なものであるが、日本はその発展に力を尽くす責務があり、本案はそれに資するところがあるので賛成する」との意見が述べられ、次いで天田委員より、「関税率法の一部を改正する法律案については、貿易の自由化に即応するための全面改正であるから慎重に検討するべきものであるにもかかわらず、その内容が粗雑であるから反対し、関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び関税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案については、暫定的な措置であること、また名称が繁雑なのは遺憾であり、今後改正すべきものであるが、その内容は、沖繩に日本の潜在主権があるとする観点からすれば、特惠関税を設けることは望ましいから、それぞれ賛成する」との意見が述べられ、次いで須藤委員より、三法案について、「貿易の自由化に基づいたものであること、関税率審議会の委員は必ずしも国民を代表するものが入っていないこと、幾多の違憲性を持つていること、また、独占企業の利益のため作られたものであること、また、アメリカの利益に奉仕し、将来幾多の禍根を残すものであるから、それぞれ反対する」との意見が述べられ、三法案についてそれぞれ採決の結果、それぞれ多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎関税暫定措置法の一部を改正する法律

(昭三六・三・三二法二七)

一、提案理由(三月二日)

(関税率法の一部を改正する法律(昭三六―法二六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十八日)

(関税率法の一部を改正する法律(昭三六―法二六)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十日)

(関税率法の一部を改正する法律(昭三六―法二六)の委員長報告と一括して掲載)

◎中小企業退職金共済法の一部を改正する法律
(昭三六・三・三二法二八)

一、提案理由(二月二十八日)

○石田国務大臣 たいま議題となりました中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の大纲を御説明申し上げます。

中小企業退職金共済制度は、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に資するため、昭和三十四年十一月に発足したのですが、今日までの普及状況は、昭和三十六年一月末で企業数が二万二千六百九十七従業員数が二十七万八千二百二十三人という実績をあげております。しかしながら、この制度が中小企業労働福祉対策の柱の一つとして、今後一その普及発展をはかるべきものであることにかんがみますとき、現行制度には、中小企業の実情に照らして若干の改善すべき点があると考えられるのであります。

すなわち、その一といたしまして、現行制度では適用事業の範囲は、製造業で常用従業員数百人、商業またはサービス業で三十人以上の事業に限られているのでありますが、これをこえる中小企業においても退職金制度のないところが相当数あるのが実情であります。その二として、中小企業においては短期離職者が比較的多いのでありますが、これらに対する給付が薄いため、比較的勤続年

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

数の短い従業員を雇用している企業においては、勢い加入を渋りがちという事情があります。そこでこれらの点につきまして改正を行ない、本制度の一その普及発展をはかりたいと存じまして、この法律案を提出した次第であります。

次に、法案の内容について概要を御説明申し上げます。

この法案の要旨は、右に述べた趣旨に基づきまして四点ございます。すなわち第一点は、本制度の適用事業の範囲について、現行制度では前に述べましたように、製造業等が常用従業員数百人、商業またはサービス業が三十人以下でありますのを、製造業等では常用従業員数二百人、商業またはサービス業では五十人までが拡大することといたしましたこととあります。

第二点は、退職金の給付額について、現行制度では掛金納付月数が三年半に達しないと掛金相当額とならないのを、掛金納付月数二年から掛金相当額とし、また掛金納付月数五年から五%の国庫補助を行なうこととなつてゐるのを、三年から五%の国庫補助を行なうことにいたしましたこととあります。

第三点は、一の企業から他の企業に従業員が転職した場合の本制度適用上の企業間の期間の通算につきまして、現行制度では、自己都合で退職した者でない等一定の条件を満たした上にさらに掛金納付月数二十四カ月以上の者に限つて通算することになつておりますが、この掛金納付月数二十四カ月以上の者に限るといふ条件を削除することといたしましたこととあります。

第四点は、適用事業の範囲の拡大に伴い、従来事業主団体等にお

ける自主的な共同退職金積立事業に参加していた事業主が、本制度へ加入する際、従前の積立事業の引き継ぎ措置につき便法を講ずることといたしたことであります。

なお、法案の内容につきましては、学識経験者及び労使それぞれの代表者をもつて構成されています中小企業退職金共済審議会の答申を十分尊重して作成したものであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、失業保険法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

日雇失業保険制度は、日雇労働者の失業時における生活の安定をはかることを目的として、昭和二十四年第五回国会における失業保険法の一部改正によつて創設され、社会保障政策並びに雇用失業対策の一環としてその機能を果たして参つたところであります。

現行の日雇失業保険の保険金日額は、昭和三十三年における失業保険法の一部改正によつて定められたのでありますが、最近における日雇労働者の賃金の実情にかんがみ、今般その保険金日額の引き上げ等を行なうとともに、あわせて日雇失業保険と一般失業保険との受給資格の調整制度の改正を行ない、制度の改善をはかることとしたのであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。以下その概要を御説明いたします。

第一に、日雇失業保険金の日額の引き上げについてであります。

定方法に改めずるとともに、第一級、第二級及び第三級の保険料が混同して納付されている場合でありましてその平均額が第二級の保険料の額以上であるときは、第二級の保険金が受けられることとするよう制度の改善をはかつたところであります。

第四は、日雇失業保険と一般失業保険との受給資格の調整制度の改善についてであります。

現行制度におきましては、日雇労働被保険者が二月の各月において十八日以上同一事業主に雇用され、その翌月において離職いたしました場合は、その離職の日の属する月の前二月を一般失業保険の被保険者期間として計算することとしておりますが、これを単に翌月に離職した場合に限らず、その者が当該同一事業主に引き続き雇用された後において離職した場合には、その二月を一般失業保険の被保険者期間として計算することとし、一般失業保険の被保険者に切りかえられた日雇労働被保険者が一般の失業保険金の支給を受けやすくなるようにし、また、できるだけ保険料の掛け捨てがないよう制度の改善をはかることとしたところであります。

以上がこの法律案の要旨であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられますようお願い申し上げます。

次に雇用促進事業団法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を説明申し上げます。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

現行制度では、日雇失業保険金の日額は、第一級二百円、第二級百四十円の二段階とされており、現行の日額は、すでに申し上げましたように昭和三十三年に定められたものでありまして、その後現在までに日雇労働者の賃金額も相当に上昇しており、現行の二段階制をそのままとした場合は、実情にそぐわないうらみがありますので、この際新たに保険金日額を一段階設け三段階制をとることとし、第一級三百三十円、第二級二百四十円、第三級百七十円とし、給付内容の改善をはかることとしたのであります。

第二に、日雇失業保険の保険料日額の改正についてであります。保険料日額につきましては、保険金日額の引き上げに伴い、日雇労働者の負担能力、保険経済等を勘案し、現行二段階制とされております保険料日額を三段階制に改め、現行第一級十円、第二級六円の保険料日額を第一級十六円、第二級で十二円とし、第三級については従来通り六円といたしたところであります。また、新しい第一級、第二級及び第三級の保険料日額の区分は、日雇労働被保険者に支払われた賃金が四百八十円以上の場合には第一級、二百八十円以上四百八十円未満の場合には第二級、二百八十円未満の場合には第三級といたしたところであります。

なお、保険料日額の改正に伴い日雇労働被保険者及び事業主の負担すべき保険料額は、それぞれ、第一級については八円、第二級については六円、第三級については三円といたした次第であります。

第三に、保険金日額の算定方法の改正につきましては、今回の保険料日額の三段階制の採用に伴い、それぞれ三段階制に即応した算

りつつあることもまた否定し得ないところであります。すなわち、まず経済の発展と技術革新の進行に伴い技能労働力が各種産業部門において著しく不足し、今後このような傾向がさらに増大すると見込まれるとともに、新規労働力に対する需要がますます高まり、求人難の事態が一部に顕著になつてきています。

また、工業地帯においては、労働力の需給関係が逼迫し、未充足求人が漸増をしております反面において、低開発地域においては依然として労働力過剰の状態にあり、さらに石炭鉱業等の例に見られますように、産業構造の変化等により、特定の地域においては離職者が集中的に発生しているものであります。

この結果、全国的には雇用情勢の改善を見えます現在におきましても、なお高率の失業の存する地域が依然として見られるのであります。労働者が移転する際の住宅難、労働者の移転のための費用負担、求職者の技能の不足等により労働力の移動が円滑に行なわれがたく、これが労働力需給のアンバランスをさらに大きくしているものであります。

このような事態に対処し、離職者の就職を促進してその生活の安定をはかるとともに労働力の有効適切な利用をはかるためには、一面において労働力過剰地域における産業基盤を育成強化し、新たな雇用機会の造出をはかる等の施策を実施するとともに、他面必要な部門に必要な量及び質の労働力を充足して、労働者の福祉の増進と国民経済の発展をはかり、ひいてはさらに一その労働力需要の喚起を期するという発展的積極的な施策の推進を必要としているので

あります。

従つて、今後の雇用政策は、労働力に関する基本的な計画のもとに、職業訓練の積極的拡充強化等の労働者の能力の開発向上のための施策と、全国的視野に立つ職業紹介体制の確立、転職訓練の強化拡充及び訓練期間中の生活の支援、宿舍の整備等労働力の流動性促進のための施策を軸として強力に進められるべきであると信ずるものであります。

かかる見地から、今回、職業訓練行政機構の強化、公共職業安定所等の職業安定機能の整備拡充をはかるとともに、これらの行政機関の活動と呼応して、きめのこまかい施策を一元的、計画的に実施するため雇用促進事業団を設立することとしたのであります。

次に法案の内容について、その概要を説明申し上げます。

この法案は、労働者の技能の習得及び向上、地域間及び産業間の移動の円滑化、その他就職の援助に必要業務を行なうことにより、労働者の能力に適應する雇用を促進し、もつて労働者の福祉の増進と、経済の発展に寄与することを目的として雇用促進事業団を設立することとして、その組織、業務、財務会計等に関し、必要な事項を定めるとともに、これに伴い労働福祉事業団の業務の範囲を改正し、炭鉱離職者援護会を解散する等の規定を設けたものであります。

すなわち、第一に雇用促進事業団は法人といたしますとともに、その資本金は、従来政府の失業保険特別会計及び地方公共団体から労働福祉事業団に対して出資のあつた額をもつて設立当初の資本金

といたしております。役員につきましては、理事長、副理事長のほか、理事、監事等所要の役員を置くものとし、理事長、副理事長、監事は労働大臣が、理事は労働大臣の認可を受けて理事長がそれぞれ任命することとしております。

第二に事業団の行なう業務といたしましては、総合職業訓練所及び中央職業訓練所の設置及び運営並びに事業内職業訓練の援助、職業訓練を受ける者に対する手当の支給、公共職業訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営、移転就職者のための宿舍の設置及び運営、簡易宿泊施設その他の福祉施設の設置及び運営、移転就職者に対する移転に要する費用の支給、職業講習の開催、就職資金の貸付、身元保証、必要な調査研究並びにこれらに附帯する業務を行なうこととし、あわせて、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、国または地方公共体の委託を受けて、これらの施設を利用して、労働者の福祉の増進をはかるため必要な業務を行なうことができることといたしました。

第三に、事業団の財務会計及びその監督につきましては、事業団の予算、事業計画、資金計画、財務諸表、借入金等については労働大臣の認可または承認を受けることを要することとするともに、事業団は労働大臣の監督に服し、労働大臣は事業団に対して監督上必要な命令をすることができることとしております。

第四に、雇用促進事業団は、従前労働福祉事業団が行なつていた総合職業訓練所、中央職業訓練所等の失業保険福祉施設の設置及び運営に関する業務を引き継ぐとともに、これらの業務に要する資産

及び権利義務を承継することといたしております。

第五に、炭鉱離職者臨時措置法に基づいて、従前炭鉱離職者援護会が行なつていた業務につきましては、雇用促進事業団が炭鉱離職者援護会から引き継ぐとともに、炭鉱離職者援護会の有する一切の資産及び権利義務を承継することとして、炭鉱離職者援護会は事業団成立とともに解散することといたしました。

なお、炭鉱離職者臨時措置法に基づいて行なう特別の対策としての業務につきましては、その業務の範囲、費用の負担等は従前通りとし、この業務にかかる経理については、他の業務にかかる経理と区分するため、特別の会計を設けて行なうこととし、またその監督については労働大臣と通商産業大臣の共管といたしております。

以上がこの法案提案の理由並びにその概要であります。御審議の上、何とぞすみやかに可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院社会労働委員長報告(三月二十三日)

○山本猛夫君 ただいま議題となりました中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

中小企業退職金共済制度は、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に資するため、昭和三十四年十一月に発足して以来、中小企業労働福祉対策の重要な柱として普及発展を見てきたのであります。中小企業の実情に照らし、このたび適用事業主の範囲の拡大、給付の改善等の合理化を行ない、その一その普及発展をは

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

かろうとするものであります。

次に、本改正法案のおもなる点を申し上げますれば、

第一は、適用事業者の範囲については、現行の常用従業員数、百人から二百人へ、商業サービス業等においては、現行の三十人を五十人をこえない事業主にまで拡大することとあります。

第二は、退職金等の給付額について、掛金納付月数二年から掛金相当額を給付することとし、また、掛金納付月数三年から五%の国庫補助を行なうこととして、その給付内容を改善することとあります。

なお、転職の場合における掛金納付月数の通算の条件を緩和するほか、現に実施されている共同退職金積立事業について、本制度に参加する際の所要の引き継ぎ措置を講ずることといたしております。

本案は、去る二月十五日日本委員会に付託せられ、昨二十二日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院社会労働委員長報告(三月二十九日)

○吉武恵市君 ただいま議題となりました中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案並びに医療金融公庫法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

七八

告いたします。

まず、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案について申し上げます。

中小企業退職金共済制度は、昭和三十四年十一月に発足したものでありますが、今回本制度に若干の改善を加えて、一そう普及発展をはかるうとするのが、本改正案の趣旨であります。

その要旨は、第一に、適用事業の範囲を、製造業等では常用従業員百人以下を二百人までに、商業またはサービス業では同じく三十人以下を五十人までに、それぞれ拡大すること。

第二に、退職金等の給付額を増加して、その額が掛金相当額に達するのに必要な掛金納付月数を三年半から二年に短縮するとともに、退職金に対する五%の国庫補助の要件たる掛金納付月数を五年以上から三年以上に短縮すること。

第三に、従業員が転職した場合における掛金納付月数の通算について、「掛金納付月数が二年以上の者に限る」との制限を削除すること等であります。

委員会においては、終始熱心な質疑応答が行なわれました。そのおもなるものを申し上げますと、「通用事業主の範囲を拡大することによつて、本来、小企業、零細企業従業員の福祉を目的とするこの制度の趣旨が薄められることはないか。」また「中小企業退職金事業団の業務を委託する金融機関に労働金庫をも加えるつもりはないか。」等の質問がありました。詳細は会議録によつて御承知いただきたいと存じます。

おける公庫の貸付資金には、資金運用部資金からの借入金四十八億円及び貸付金の年度内回収金二億円のほか、一般会計からの出資金二十億円とし、会計七十億円をもつて充てることになりました。で、本法律案により、公庫の現在の資本金十億円を二十億円増加して、三十億円に改めんとするものであります。

本案につきましては、各委員より、医療金融公庫の運営等について熱心な質疑を行なわれました。そのおもなる点を申し上げますと、「国民皆保険の実をあげるために必要な医療機関の整備計画を貸付にあつていかに考慮しているか。」また「融資には無医地区の解消をも目標とするのか。」また「貸付条件の改善、貸付手続の簡易化はできないか」との質問がありました。その詳細は会議録に譲ります。

かくして質疑を終了し、討論、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上御報告いたします。

かくて質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、加藤委員より次の附帯決議を付することの動議が提出され、採決の結果、これまた全会一致をもつて可決せられました。その決議を朗読いたします。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本改正法の実施に当り、次の対策を強力に進めることを要望する。

一、本法の運用については、法の精神に則り特に小規模企業に重点を置くこと。

二、法第十四条の企業間の通算の場合における「自己の都合による退職」の取扱いについては、できるだけ労働者の利益を尊重し、苛酷にわたらざる運用すること。

三、中小企業退職金共済事業団の業務委託金融機関には、労働金庫をも含めるよう善処すること。

次に、医療金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

医療金融公庫は、私立の病院、診療所等の設置及び機能の向上に必要な資金であつて、一般の金融機関では融通困難な、長期かつ低利なもの供給を目的として、昨年七月に設立されたものであります。公庫に対する資金需要が非常に多く、これに応ずるためには公庫の資金量を増加することが必要と認められ、昭和三十六年度に

◎簡易生命保険法の一部を改正する法律

(昭三六・三・三一法二九)

一、提案理由(三月九日)

○国務大臣(小信義照君) ただいま議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案について、提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、簡易生命保険の保険金の最高及び最低制限額を引き上げるとともに、保険料を引き下げる等のため保険料計算の基礎を改めようとするものであります。

まず、保険金の最高制限額について申し上げます。現在、保険金の最高額は二十五万円に制限されているのでありますが、最近における社会経済事情の推移にかんがみますと、この金額では国民の経済生活の安定をはかり、その福祉を増進しようとする制度本来の機能を十分に發揮することができない実情にあります。加入者に対する保険的保護を厚くするためには、保険金最高制限額を相当程度引き上げる必要があるものであります。国民の経済生活の現状等を勘案いたしまして、他面、民営保険との関係をも考慮いたしまして、保険金最高制限額を昭和三十七年三月三十一日までは三十万円、同年四月一日以後は五十万円に引き上げることとしたそうとするものであります。なお、この引き上げを行なうことにより、国民経済の

安定発展の基礎となる国民貯蓄の増強をはかることもできるわけでありませぬ。

次に、保険金の最低制限額について申し上げます。これは現在五千円ですが、この金額では低額に過ぎるのであります。また、現実に需要もほとんどありませんので、これを一万円に引き上げようとするものであります。

その次に保険料計算の基礎の改正について申し上げます。現在、簡易保険におきましては、昭和二十九年に厚生省が発表した第九回生命表の男子死亡率をもととして作成した死亡生残表を使用しているものであります。昨年十二月に第十回生命表が発表され、それによりますと、第九回生命表に比較いたしましたして、国民死亡率の低下のあとが見られますので、国民になるべく安い保険料で生命保険を提供しようとする簡易保険の使命にかんがみまして、保険料の計算の基礎を第十回生命表によることに改め、保険料の引き下げをはかるようとするものであります。なお、現在約款で定められております保険種類のうち、四十年満期養老保険は、契約の継続率が悪い上、逆選択の傾向も顕著に見受けられる状況でありますし、利用者もきわめて少ないことでもありますので、これを廃止しようと考えておりますが、その保険料計算の基礎に関する法律の規定も不要となりますので、今回の改正においてこれを削るうとしております。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願いいたします。

二、参議院通信委員長報告(三月二十四日)

○鈴木恭一君 ただいま議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審議の経過並びに結果について報告いたします。

本法律案は、保険金最高制限額を引き上げるほか、二、三の点を改正し、保険加入者の利益をはかろうとするものであります。改正の要点を申し上げますと、第一点は、保険金最高制限額を昭和三十七年三月三十一日までは三十万円に、同年四月一日以後は五十万円に引き上げ、最低制限額を一万円に引き上げようとするものであります。第二点は、最近における国民死亡率の低下にかんがみまして、昨年十二月厚生省が発表した第十回生命表を採用し、保険料の引き下げをはかろうとするものであります。その他若干の規定を整備しようとするものであります。

通信委員会におきましては、数回にわたり委員会を開き、慎重審議をしたのでありますが、質疑のおもなるものは、一、五十万円に引き上げの根拠は何か。また引き上げによつて民間保険を圧迫することにならないか。一、国民年金と簡易保険との関連いかん。一、現在の小額保険を整理する等事業の合理化をはかるべきではないか。一、加入者に対する福利厚生施設をさらに整備拡充すべきではないか等がありました。その詳細は会議録によつて御了承を願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一

簡易生命保険法の一部を改正する法律

致をもつて原案通り可決、次いで日本社会党の野上委員より、各党派共同提案として、本法律案に次の附帯決議を付する動議が提出され、これまた全会一致をもつて可決せられたのであります。

附帯決議

政府は簡易保険事業の特質に鑑み、加入者に対する福祉施設を整備拡充するとともに、速かにこれがために必要な措置を講ずべきである。

右決議する。

というのであります。

以上御報告申し上げます。

三、衆議院通信委員長報告(三月三十日)

○山手満男君 ただいま議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、去る三月九日内閣から参議院に提出され、同二十四日、同院において可決の上、本院に送付せられたものであります。が、そのおもなる内容といたしましては、第一に簡易生命保険の保険金の最高額は、現在、二十五万円に制限されておりますと、最近における社会、経済事情の推移にかんがみまして、保険加入者たる国民の経済生活の安定と保険的保護をはかるためには、これを相当程度引き上げる必要がありますので、保険金最高制限額を昭和三十七年三月三十一日までは三十万円、同年四月一日以後は五十万円

簡易生命保険法の一部を改正する法律

に引き上げること、第二に、現行の保険金最低制限額五千円は、同様の理由により低きに過ぎますので、これを一万円に引き上げること、第三に、保険料計算の基礎となる国民の死亡生残表は、現在は昭和二十九年の第九回生命表の男子死亡率によつておりますが、昨年十二月発表の第十回生命表によれば、前回に比し国民死亡率が低下しているので、これを基礎とする計算に改めて保険料の引き下げをはかつたこと、第四に、施行期日を本年四月一日とし、本法案施行前に効力が発生した保険契約についてはなお従前の例によることとしたこと等であります。

通信委員会におきましては、本案の付託を受けまして以来、会議を開いて慎重審議を重ね、三月二十九日質疑を終了、討論を省略して直ちに採決の結果、賛成多数をもつて本案は政府原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

なお、採決の後、委員会は、委員佐藤洋之助君の動議により、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同提案にかかる次の附帯決議を全会一致をもつて議決いたしました。

附帯決議

簡易生命保険及び郵便年金事業の各種福祉施設は、加入者の健康の保持、福祉の増進、ひいては両事業の進展に寄与するところ多大であつて、各方面からこれが拡充を要望されている。

よつて、政府は、一層積極的意図をもつて、加入者ホーム、保養センター等の施設の増設整備を図るとともに、これが管理運営の面においても、適切かつ能率的な措置を講ずべきである。

右決議する。
これをもつて御報告を終わります。

◎医療金融公庫法の一部を改正する法律

(昭三六・三・三二法三〇)

一、提案理由(二月二十二日)

(予防接種法の一部を改正する法律(昭三六―法七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院社会労働委員長報告(三月二十四日)

○山本猛夫君 たいま議題となりました医療金融公庫法の一部を改正する法律案につき、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

医療金融公庫法は、第三十四回国会で制定され、私立の病院、診療所等の設置及び機能の向上に必要な長期かつ低利の資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通するものであり、昭和三十五年においては二十九億五千万円の貸付を行なうことを予定し、発足したのであります。公庫に対する資金需要は、これをはるかに超過しておる実情であります。よつて、政府は、昭和三十六年度におきましては、公庫の貸付額として七十億円を予定し、これに要する資金として、資金運用部資金の借入金四十八億円及び貸付回収金二億円のほか、一般会計から二十億円を出資することとしたのであります。従いまして、公庫の資本金十億

医療金融公庫法の一部を改正する法律

円を、二十億円増加して三十億円に改正する必要がある、これが本改正案の目的であります。

本案は、二月二十日本委員会に付託され、本月二十三日に質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上御報告申し上げます。

三、参議院社会労働委員長報告(三月二十九日)

(中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭三六―法二八)の委員長報告と一括して掲載)

◎中小企業金融公庫法の一部を改正する法律

(昭三六・三・三一法三二)

一、提案理由(二月二十一日)

○椎名国務大臣 ただいま提案になりました中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

中小企業金融公庫は、昭和二十八年八月設立以来、年々貸出資金源を増大し、その機構も拡充整備して、その貸出残高は、昨年十二月末で千四百七十五億円をこえるに至りました。

しかしながら、貿易自由化に備えて、中小企業の経営の合理化、設備の近代化を促進し、その振興をはかる上において中小企業金融公庫の果たす役割はいよいよ重要であり、すでにこの一月より貸出金利を年九分に引き下げ、中小企業者の金利負担を軽減し、その貸出資金源についても、昭和三十六年において政府資金四百二十五億円を融資することよりその拡大をはかることとしたのであります。なおこの際中小企業金融公庫法の一部を次の通り改正し、もつてその機能を拡充強化したいと考える次第であります。

第一は理事の増員であります。公庫の業務は、資金量の増大に伴い毎年増加しておりますので、これら業務量の増大に対処するため、店舗の増加と相俟つて理事を二人増加して六人とするのであ

ります。

第二は公庫の総裁が、従たる事務所の業務に関し代理人を選任した場合、その代理人の代理権の範囲を法律上明確化し、従たる事務所の業務に関し一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する旨を規定することであります。

以上が本法案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

中小企業信用保険公庫は昭和三十三年七月設立され、現在百四十七億円の資本金をもつて、信用保証協会の業務上必要な資金の貸付業務とその保証に対する保険を中心とする保険業務とを行なつております。

同公庫は、現在その資本金のうち六十八億円を融資基金に充て、これをもつて信用保証協会に対してその保険業務に必要な資金の貸付を行なつており、これにより信用保証協会の保証規模の拡大、保証料の引き下げ等諸種の面におきまして顕著な効果をおさめつつあります。

しかしながら、最近におきましても、中小企業の資金需要は依然として旺盛であり、これとともに保証需要も大幅な増加の傾向にありますので、信用保証協会の保証原資はさらに大幅に増強して保証能力の拡充をはかる必要があると考えられます。

このため、政府といたしましては、中小企業信用保険公庫法の一部を改正し、昭和三十六年度におきまして中小企業信用保険公庫に対し、産業投資特別会計から二十億円を出資し、これを同公庫の資本金とするとともに、これを同公庫の融資基金に充て、同公庫から信用保証協会に貸し付けることとした次第であります。

以上が本法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

中小企業に対する金融の円滑化をはかるため、中小企業金融公庫、国正金融公庫、商工組合中央金庫等の中小企業専門金融機関の貸出資金を増大する等諸種の施策を講じて参っておりますが、中小企業が信用力、物的担保力の不足のため通常の金融サービスに乗りがたい点から考えますと、中小企業の信用力を補完する制度はきわめて重要な役割を果たしております。

この信用補完制度としましては、御承知の通り信用保証制度と信用保険制度とがありますが、この両制度は、機能及び業務分野において競合重複する面が見られますので、その調整が必要とされてお

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律

は、信用保証協会の保証債務のすべてについて再保険的機能を営む包括保証保険を中心とするように運営して参っております。

明年度からは、このような方向をさらに進めて信用補完制度の整備をはかることとし、中小企業信用保険の保険種別を包括保証保険の一本建とすることいたしました。また五十万円以下の小口融資の保証を対象とするいわゆる包括第一種保証については、すでに信用保証協会の加入を見て順調に運営されておりますが、五十万円をこえる融資を対象とする包括第二種保証についても、さらに順調な発達を期するため、中小企業者一人についての付保限度額を五百万円から七百万円に引き上げるとともに、保険料の引き下げを予定いたしております。

このほか信用金庫連合会の中小企業向け貸付を容易にするため、その貸付にかかる信用保証協会の保証を信用保険に付することができることいたしました。

次に、この法律案の概要を御説明いたします。

まず第一は、融資保険及び普通保証保険の制度を廃止して包括保証保険の一本建とすることであります。

第二は、包括保証保険のうち第二種保証の中小企業者一人についての付保限度額を、五百万円から七百万円に引き上げることであり

ます。

第三は、信用金庫連合会の中小企業者に対する貸付にかかる信用保証協会の保証を新たに中小企業信用保険の対象とすることであり

ます。

第四は、その附則において、中小企業信用保険法の改正に伴う中小企業信用保険公庫法の改正を行なうことであります。すなわち、中小企業信用保険種別の廃止に従つて、中小企業信用保険公庫が毎事業年度国会の承認を経ることを要する保険価額の総額について、保険種別の区分を廃止する等の整備を行なうことでもあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院商工委員長報告(三月十七日)

○内田常雄君 ただいま議題となりました中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案外二件につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

中小企業金融公庫は、昭和二十八年設立以来、長期資金の貸し出しを通じて、中小企業金融の円滑化に寄与して参りましたが、中小企業の近代化が要請されておる今日、同公庫の果たすべき役割はいよいよ大となつております。このような情勢にかんがみ、公庫の機構の拡充整備をはかるため本改正案が提出されたのでありますが、その内容は、理事を二名増員して六人とする事、及び総裁が行なう代理人の選任に関する規定の明確化をはかることとあります。

案によつて、三案それぞれに対する附帯決議案が提出されましたが、これまた全会一致をもつて提案の通り決定した次第であります。

右の附帯決議の内容及び審査の詳細については会議録に譲ることとし、これにて御報告を終わります。

三、参議院商工委員長報告(三月三十日)

○剣木享弘君 ただいま議題となりました中小企業関係四法案について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

各法案の概要について申し上げます。
まず、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案は、公庫の業務量の増大に対処するため、理事を二人増加して六人にしようとするものであります。

次に、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案は、保険公庫に対し、来年度に、産業投資特別会計から二十億円を出資し、これを融資基金として信用保証協会に貸し付け、その保証能力を拡充しようとするものであります。

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、融資保険及び普通保証保険の制度を廃止して、保険種別を包括保証保険だけにし、この包括保証保険のうち、第三種保証の付保限度額を五百万円から七百万円に引き上げようとするものであります。

次に、中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案は、中小

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律

次に、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

中小企業信用保険公庫は、昭和三十三年設立以来、中小企業信用補完制度の中核機関として、信用保証協会に対する資金の貸付業務及び中小企業信用保険法に基づく保険業務を行なつております。

中小企業の資金需要後依然として旺盛でありまして、これとともに、資金借り入れのための保証需要も一そう増加の傾向にありますので、信用保証協会に対する公庫の融資もまた一段と拡充をはかる必要があると考えられますので、明三十六年度において、同公庫に対して産業投資特別会計から二十億円を追加出費し、これを融資基金に充てんとするのが本改正案の内容であります。

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

中小企業金融の円滑化をはかる上において、信用保証協会及び中小企業信用保険公庫による信用補完制度が重要な役割を果たしていることは御承知の通りであります。本改正案は、この中小企業信用保険公庫による信用保証制度を包括保証保険の一本建とすることを主たる目的としたものであります。

以上の三法案は、いずれも、二月十六日当委員会に付託されて以来、参考人より意見を聞くなど、数回の審査を重ね、本日質疑を終局いたし、採決を行ないましたところ、三案とも全会一致をもつて可決すべきものと決しました。

なお、採決後、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の共同提

企業の経営の合理化を促進するため、この資金の中に、中小企業者事業協同組合等を中心に、一定の集団化計画に基づいて、一つの団地に工場を移転する場合に、その集団化のための土地の取得、造成及び建物の建設に必要な資金を加えて助成できるようにするとともに、工場集団化のため、現在の工場用地を売却する場合の所得税及び法人税を、一定の要件のもとに減免する特例措置を講ずようとするものであります。

本委員会におきましては、これら四法案を一括議題として質疑を行ない、所得倍増計画と財政投融资増加の必要性、中小企業庫の直接貸し増加に伴う支店網充実の問題、融資保険の廃止に伴う中小企業融資に対する支障の有無等について、熱心に質疑応答が重ねられました。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、四法案を一括議題として討論に入りましたところ、近藤委員から、四法案に賛成するとともに、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対して、「政府は、中小企業の近代化を促進するため財政融資を大幅に増加するとともに、中小企業に対する民間の設備近代化融資を円滑にするため現行制度に再検討を加え、要すれば、新しい信用保険を創設するようか措置すべきである。」という附帯決議をつけた旨の発言があり、ついで川上委員から、四法案及び附帯決議案に賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決いたしましたところ、これら四法律案は、いずれも全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。また、近藤委員から提案されました附帯決議案も、これまた全

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律

会一致をもって本委員会決議とすることに決定いたしました。
右御報告を終わります。

◎中小企業信用保険公庫法の一部を改正
する法律 (昭三六・三・三一法三二)

一、提案理由(二月二十一日)

(中小企業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三六―法三二)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院商工委員長報告(三月十七日)

(中小企業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三六―法三二)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院商工委員長報告(三月三十日)

(中小企業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三六―法三二)の委員長報告と一括して掲載)

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律

◎中小企業信用保険法の一部を改正する法律
(昭三六・三・三二法三三)

一、提案理由(二月二十一日)

(中小企業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三六―法三一)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院商工委員長報告(三月十七日)

(中小企業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三六―法三一)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院商工委員長報告(三月三十日)

(中小企業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三六―法三一)の委員長報告と一括して掲載)

◎中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律
(昭三六・三・三二法三四)

一、提案理由(三月三日)

○椎名国務大臣 たいいま議題となりました中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案について提案理由を御説明申し上げます。

中小企業の経営の合理化をはかり、大企業との間の格差を是正することは、日本経済の均衡ある発展をはかる上にきわめて緊要なことであります。

かかる観点から、政府におきましては従来から中小企業のための各般の施策を講じて参つておりますが、特に設備面での立ちおくれを是正するために、中小企業振興資金助成法を制定し、設備の近代化及び共同施設の設置に対し助成措置を講じて参つており、相当の成果をおさめつつあることは御承知の通りであります。

しかしながら、最近における技術革新の進展及び貿易自由化の実施に対処して、中小企業の近代化を急速に推進する必要がさらに強くなつてきております。

ところで、現下の経済の好況を反映し、中小企業界も全般的には順調に伸展しておりますが、中小企業の工場は多く住地域あるいは商業地域に散在しており、今や立地的な制約からその発展と合理化

中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律

を阻害される傾向が著しくなつてきております。従いまして、かかる中小企業者が市街地を離れて工場適地たる一定の団地に集団的に工場を建設し、工場の適正規模化、施設配置の合理化、設備の近代化、共同施設の利用の高度化等により画期的に経営を合理化し、生産性の向上を期するとともに、あわせて騒音、火災の公害問題の解決をはかるうとする中小企業工場団地の造成気運が全国各地において高まつて参りました。

しかし、このような集団化計画の遂行に際しましては巨額の資金を要しますとともに、土地の取得、工場の建設、共同施設の設置、あるいは道路を初めとする関連施設の整備、団地の運営等計画全般にわたつて高度の総合性、統一性が必要でありますから、国及び地方公共団体による適切な指導、助成なくしては所期の目的達成はきわめて困難な実情にあります。

従いまして、集団化計画の適正かつ円滑な実施をはかり、中小企業経営の合理化を一そう促進するため、中小企業振興資金助成法の一部を改正することとしたのであります。

次に、本法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、国の補助の対象となる都道府県の貸付資金に中小企業者の工場集団化のための土地及び建物に関する資金を追加することといたしております。

すなわち、中小企業者が事業協同組合等を中心の一つの団地に集団して工場または事業場を設置します場合に、その集団化計画が政令で定める基準に該当し、かつ、中小企業の振興に著しく寄与する

中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律

九二

ものであると認められますときは、従来から貸し付けて参りました設備近代化資金及び共同施設設置資金のほか、新たに、その集団化のための土地の取得もしくは造成及び建物の建設に必要な資金を当該事業協同組合等及びその構成員たる中小企業者に対し、貸し付けることができることとしたのであります。

第二に、工場集団化のために必要な工場用地の買いかえの場合の所得税及び法人税の課税に特例措置を講ずることとしたしております。

すなわち、集団化に伴い新たな土地を団地内に取得するとともに従来の土地を譲渡することになりますが、この場合、その土地の譲渡益に対する所得税及び法人税の課税を一定の要件のもとに減免することにより、新工場の建設、設備の更新等、計画の達成に際し多額の資金を必要とする中小企業者の負担の軽減をはかり、集団化計画の円滑な実施を促進することとしたのであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院商工委員長報告(三月二十四日)

○内田常雄君 たいだいま議題となりました中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

中小企業振興資金助成制度は、中小企業者の設備の近代化及び共同施設の設置に対し無利子の資金を貸付するための制度でありまし

て、昭和三十一年に設けられて以来、年々基金の規模も拡大して参り、大きな成果をおさめつつあります。

本改正案は、明年度予算案におけるこの資金の増額とも対応して、近來全国的に機運が高まりつつあります中小企業の工場団地の造成についても、これを助成するために、本制度による無利子の貸付を行ない得ることとし、なおまた、団地造成について税制上の優遇措置を講じようとして提案されたものであります。

本案の内容は、第一に、事業協同組合等を中心とする中小企業の工場集団化計画が政令で定める基準に該当するときは、集団化のための土地の取得、造成及び建物の建設に必要な資金を貸し付け得ることとする、第二に、工場集団化のために旧工場用地を処分して新たに団地内の用地を買いかえた場合には、旧用地の譲渡益については、租税特別措置法の定めにより、所得税または法人税の課税を減免することの二点であります。

本案は、二月二十八日当委員会に付託され、自来、数回の審査を重ね、本日採決を行ないましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決した次第であります。

右、御報告申し上げます。

三、参議院商工委員長報告(三月三十日)

(中小企業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三六―法三二)の委員長報告と一括して掲載)

◎所得税法の一部を改正する法律

(昭三六・三・三二法三五)

一、提案理由(二月二日)

○大久保政府委員 たいだいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外七法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

まず、今日の税制改正のうち所得税法の一部を改正する法律案等について申し上げます。

政府は、国民の租税負担の現状に顧み、合理的な租税制度を確立するため、一昨年税制調査会を設けて、国税地方税を通ずる税制改正の諸方策について鋭意検討を加えて参りましたが、昨年末にその中間答申を得、その後さらに検討を重ねた結果、昭和三十六年度におきましては、中小所得者の負担軽減をはかり、企業の経営基盤の強化に資するため、所得税及び法人税を中心として、国税について平年度約一千百三十億円の減税を行なうとともに、最近の情勢に應じ、租税特別措置について整理合理化を行ない、新道路整備計画の財源に充てるため揮発油に対する消費税の増徴をはかる等、所要の税制改正を行なうこととしております。これらの税制改正諸法案のうち、今回、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、有価証券取引税法の一部を改正する法律案及

所得税法の一部を改正する法律

び通行税法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。まず、所得税法の一部を改正する法律案について、その大要を申し上げます。

第一は、給与所得者、事業所得者等各種の所得者を通じ、中小所得者を中心として税負担の軽減合理化をはかることとしております。すなわち、配偶者については、新たに配偶者控除を設けて、基礎控除と同額の九万円の控除を行なうとともに、扶養控除については、その控除額に年令差を設け、満十五才以上の扶養親族については、その控除額を三万円から五万円に引き上げることとし、事業所得者については、家族専従者の実情、法人の負担とのバランス等の見地から専従者控除を拡充し、白色申告者の場合は、新たに家族専従者一人につき七万円の控除を認め、青色申告者の場合は、現在八万円の専従者控除額を、家族専従者の年令が二十五才以上であるときは十二万円、家族専従者の年令が二十五才未満であるときは九万円に引き上げることとし、給与所得者については、給与所得控除を引き上げたこととし、給与所得者については、給与所得控除を行ない、その残額について四十万円まで二〇%、四十万円超一〇%、最高十二万円の控除を行なうこととしております。また、税率につきましては、課税所得七十万円以下の税率の緩和をはかつております。

以上申し述べました控除及び税率の改正により、夫婦及び子供三人計五人家族の給与所得者の場合を例にとりますと、所得税を課せられない限度が現在の約三十三万円から約三十九万円に引き上げられるとともに、百万円以下の中小所得者の所得税の負担は著しく軽減

九三

され、かつ各種所得者を通じてバランスのとれた減税が行なわれることとなつておるのであります。

次に、停年退職者の実情にかんがみ、退職所得の特別控除額について、現在の百万円の控除減額を廃し、現行の年令及び勤続年数に応ずる控除が無制限に与えられるようにしております。

さらに、公社債投資信託の創設に伴い、その利益を利子所得とすること、事業譲渡に類する有価証券の譲渡による所得を非課税の対象外とすること、配当所得または趣味もしくは娯楽に伴う所得の計算上生じた損失については他の所得との通算を認めないものとする、こと、原稿料、自由職業者の報酬等についての源泉徴収の税率を一〇％に統一すること等、税制の整備合理化をはかることとしております。

第二に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

法人税につきましては、来年度の法人税に関する重要な改正である企業の株式資本の充実に資するための配当課税の改正及び耐用年数の改訂は、別途租税措置法の改正等により措置し、法人税法の改正では、主として同族会社の留保所得に対する特別課税の軽減合理化のための改正を行なうこととしております。現在、同族会社の留保金が一定の金額以上に達する場合には、毎期の留保所得に対して一律に一〇％の特別課税が行なわれることとなつていますが、この制度が中小法人の税負担を重くし、資本蓄積を妨げているという意見があります。そこで、この際この制度に改正を加え、個人所

得者との負担のバランス、非同族会社にこの特別課税がないこととバランス等を考慮いたしまして、毎期の留保所得から一定の控除を行なつた後の金額に対して税率を課することとして中小法人の負担を軽減する反面、個人事業者との負担のバランスから、高額の留保所得に対する税率を若干引き上げることとして、制度の合理化をはかつております。すなわち、毎期の留保所得から毎事業年度の所得の一〇％相当額が年五十万円か、いずれか多い金額を控除した金額を課税留保所得とするとともに、その課税留保所得のうち年三十万円をこえる金額に対する税率を一五％、年一億円をこえる金額に対する税率を二〇％に引き上げることとしております。なお、この場合におきましても、その事業年後終了の日における積立金額と当該事業年度の留保所得との合計金額が期末資本金の四分の一相当額に達するまでは、従来のように留保所得に対する課税をしないこととしております。

以上のほか、非出資組合である商工組合連合会については、その性格に顧み、第五条第一項の公益法人と同様に、その収益事業以外の事業には法人税を課さないものとする、及び重要物産免稅の名称を制度の趣旨に合うよう新規重要物産免稅と改めること等、所要の規定の整備をはかつております。

第三に、有価証券取引税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回、わが国における社債市場育成策の一環として、新たに公社債投資信託が創設され、所得税法においても、その収益の所得の種類を定めたのでありますが、これが取引された場合の有価証券取引税の税率について公社債の場合の税率に準じたものとするため、所要の改正を行なうことといたしております。

第四に通行税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この改正は、最近における生活水準の向上、旅客サービスの改善に伴い、二等寝台の利用状況が相当大衆化されていることに顧み、二等寝台料金に対する通行税を非課税とするともに、日本国有鉄道が等級呼称の変更を行なつたことに関連をいたしまして、通行税における等級区分について規定の整備をはかることといたしております。

次に、国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における国債及びその償還財源の状況にかんがみ、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるべき償還資金の額について特例を設けようとするものであります。

国債の償還財源といたしましては、財政法第六条の規定による前々年度の決算上の剰余金の二分の一以上の額と国債整理基金特別会計法第二条第二項の規定による前年度首国債総額の一万分の一一六の三分の一相当額とがそのおもなものとなつております。このうち、後者の前年度首国債総額の一万分の一六の三分の一という額は、大正四年度及び昭和七年度の国債の状況等を基準にして定められたものであります。その額は、現状にそぐわない点もあり、また、従来決算上の剰余金の二分の一の金額の繰り入れにより国債償

還の円滑な運営を行ない得る状況でありましたので、昭和二十八年年度以降毎年度特別の法的措置を講じて、その繰り入れを臨時的に停止してきたのであります。

このような状況にかんがみまして、政府といたしましても、この際、最近の国債の償還状況等にも適合した合理的な減債基金制度につきましても慎重に検討をいたしましたのであります。しかるに、ここ数年に満期の到来いたします国債中には、交付国債、外債債など借りかえ困難なものが多く、かつ、年によりその額の高低が激しいので、画一的な減債基金制度になじみがないものであります。また、国債総額の財政に占める比重は戦前並びに諸外国に比べきわめて低いものとなつております。さらに、わが国よりも国債の比重の大きい他の諸国の減債基金制度についても種々検討をいたしました。適当な制度を見出すことは困難でありました。一方、財政法第六条の規定により剰余金の二分の一以上の額が国債の償還に充てられることとなり、これが主たる償還財源となつて円滑な運用を見てきている状況であります。

このような状況でありますので、現在のところ減債基金に繰り入れる額を画一的な一定率等により特定することは、技術的に見ても困難であり、また、国債の総額等から見ましても、今直ちにこれを特定しなければならぬとも考えられないのであります。従いまして、当分の間、一般会計から国債整理基金に繰り入れるべき金額については、国債整理基金特別会計法第二条第二項の規定による前年度首国債総額の一万分の一六の三分の一に相当する額の繰り入

れを停止し、財政法第六条その他の法律の規定により国債の償還に充てる金額と合わせて毎年度の予算で定めることとしております。しかして、その金額の決定につきましては、国債整理基金の状況、国債償還の見込みその他の事情を勘案し、将来の国債償還に支障を生じないようにすることとしております。

なお、この法律案に伴つて、昭和二十八年年度から昭和三十五年度までの各年度において国債整理基金に充てるべき資金の繰り入れの特例に関する法律を廃止しますとともに、廃止法律に定められていた日本国有鉄道及び日本電信電話公社からの法定債務の償還元利金の国債整理基金特別会計の歳入への組み入れに関する措置は、経理の簡素化をはかるため、従前と同様今後も継続することとし、本法律案の附則において必要な規定の整備をはかつております。

次に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

政府は、昭和二十九年、補助金等の整理合理化の一環といたしまして、特に法的措置を講ずる必要がある補助金等につきまして補助金等の臨時特例等に関する法律により特例措置を講じたのであります。その後、その処理につき結論を得た補助金等につきましては、逐次別途の法的措置をとりつつ、一方この特例法の有効期限につきましては、毎年これを延長して今日に至つておるのでございます。

現在この法律により特例措置が講ぜられている補助金等につきましては、今後も引き続き検討を進めて参る所存であります。その検討により結論を得た上、しかるべき法的措置が講ぜられるまでの

間、特例措置を継続することが適當であると存ぜられますので、今回この法律案を提出いたしました次第でございます。

次に、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

産業投資特別会計の財源は、御承知のように、貸付金の回収金及び利子、納付金、余裕金の運用利益金、特定物資納付金処理特別会計からの受入金等をもつてこれに充てることになっております。しかしながら、これらの財源は弾力性に乏しいものでありますので、これら財源のみをもつて投資の需要を充足して参りますときは、将来において、経済の情勢に應じた適時適切な投資を行なう上に財源の不足が見込まれることもあるわけでありまして、従いまして、このような場合に備えまして、この財源の不足を補てんするための資金を、あらかじめ財政の事情が許す時期において準備しておく、この資金をもつて将来そのつどの財政事情にとらわれることなく、産業投資財源の不足を見た場合にこれを補うこととするのが、財政経済の調整を推進する考え方からきわめて必要であると認められるのでございます。このような理由に基づきまして、さきに、昭和三十一年度において産業投資特別会計に資金を設置し、同年度において三百億円の繰り入れを行なつたのであります。この資金は、その後昭和三十一年度、三十三年度及び三十四年度において投資の財源に充当し、財政投資の計画的、弾力的な運用に資して参つたのであります。

しかして、今後の経済情勢に対処いたしましたして産業投資特別会計

の投資を円滑に行なうためには、この際この会計の資金を充実にしておることがぜひとも必要であると認められますので、昭和三十五年度補正予算により、一般会計から三百五十億円をこの資金に繰り入れることとした次第であります。これに伴いまして、産業投資特別会計法に所要の改正をしようとするものであります。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

日本輸出入銀行は、昭和二十五年十二月日本輸出入銀行として設立されて以来、プラント輸出金融を中心として輸出入並びに海外投資に関する金融を行ない、わが国貿易の振興並びに経済協力の推進に格段の寄与をいたして参つておりますことは御承知の通りであります。

日本輸出入銀行の業況は、わが国貿易の進展に伴つて着実に伸びてきており、その融資残高は昨年十二月末において千二百五十億円に達しております。海外からのプラント輸出等の引き合は、東南アジアを初めとして、今後さらに増加していくことが予想されますとともに、東南アジア諸国との経済協力もまた一そうその実をあげていくものと思われ、日本輸出入銀行の融資を必要とする事案はますます増加する見通しであります。

このような状況にかんがみまして、昭和三十六年度の財政投融资計画において、政府は、日本輸出入銀行の融資見込額を九百七十億円と推算し、このため必要な資金として、同行に対して新たに五百七十億円の資金を供給することといたしてあります。このうち百二

十億円は産業投資特別会計からの出資金を予定いたしてありますので、日本輸出入銀行の資本金五百八十三億円を百二十億円増加して七百三億円とする必要があります。

これがこの法律案を提出する理由であります。

以上が所得税法の一部を改正する法律案外七法律案の提案の理由及びその概要でございます。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告（三月十七日）

○足立篤郎君 ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。今回の改正は、中小所得者を中心とした税負担の軽減等を主眼とした所要の改正を行なおうとするものであります。すなわち、配偶者については、新たに配偶者控除を設けて、基礎控除と同額の九万円の控除を行なうとともに、扶養控除についても、その控除額に年令差を設け、満十五才以上の扶養親族についての控除額を現行三万円から五万円に引き上げることとし、事業所得者については、専従者控除を拡充し、青色申告者の場合、現行の八万円を改正して、年令が二十五才以上であるときは十二万円、二十五才未満であるときは九万円に引き上げるとともに、新たに、白色申告者の場合も、家

族専従者一人につき七万円の控除を認めることとし、給与所得者については、給与の収入金額から新たに一万円の定額控除を行ない、その残額について四十万円まで二〇%、四十万円超一〇%、最高十二万円の控除を行なうとともに、税率につきましても、課税所得七十万円以下の税率の軽減をはかつております。この結果、給与所得者の標準家族の場合、非課税限度が、現行の約三十三万円から三十九万円程度までに引き上げられることとなっております。

次に、退職所得の特別控除額について、現行の百万円の控除限度額を廃止し、現行の法令及び勤続年数に応ずる控除が無制限に与えられることとなっております。

さらに、事業譲渡に類似する有価証券の譲渡による所得を非課税の対象からはずして脱税を防止するとともに、配当所得または趣味、娯楽等に伴う所得の計算上生じた損失については他の所得との通算を認めないこととし、原稿料等の源泉徴収の税率を一〇%に統一すること等の合理化をはかるうとするものであります。

なお、今回の所得税軽減は本年一月一日より効果が及ぶために、給与所得、退職所得に対する源泉徴収の軽減につきましては、前国会において特例法を設けて、すでに実施している次第であります。

以上の改正による所得税の減収額は、本年度において約六百三十億円と見込まれております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回の法人税法の改正は、主として同族会社の留保所得に対する特別課税の軽減合理化のための改正を行なうとするものであります。

次に、現在、預貯金等の利子所得については、他の所得と区分して一〇%の税率により所得税を課税することといたしておりますが、なお一年間その適用期限を延長するほか、配当所得につきましても、一〇%の軽減税率による源泉徴収の特例を、利子所得と同様、なお一年間延長しようとするものであります。

次に、特別償却制度の改正については、現行の合理化機械等の初年度二分の一特別償却制度、並びに重要機械及び共同事業用機械等の三年間五割増し特別償却制度を廃止し、これらにかえて、新たに取得価額の三分の一を初年度普通償却の別ワケとして認める特別償却を設けようとするものであります。

なお、この適用対象に、特に中小企業用機械等を中心としたものを加えることとし、さらに、この制度により特別償却額があまり過大とならないよう、一定の法人について制限を新たに設けることといたしております。

また、試験研究用機械設備等の特別償却については、現行の償却方法を改めて、普通償却のほか、初年度三分の一の別ワケとして特別償却を認める制度とし、耐用年数の改定と相俟つて、実質的に償却方法の改善をはかるうとするものであります。

さらに、探鉱用機械設備、鉱業用坑道及び造林費等の特別償却制度については、その適用期限を三年間延長することといたしております。

次に、価格変動準備金制度の改正であります。国際商品等で、価格変動の大きい商品を除き、現行の積立率を二五%程度引き下げ

す。すなわち、毎期の留保所得から毎事業年度の所得の一〇%相当額か、年五十万円か、いずれか多い金額を控除した金額を課税留保所得とするともに、その課税留保所得とするともに、その課税留保所得のうち、年三千万円をこえる金額に対する税率を一五%、年一億円をこえる金額に対する税率を二〇%にする等の措置であります。

なお、その事業年度終了の日における積立金額と当該事業年度の留保所得との合計額が期末資本金の四分の一相当額に達するまでは、従来通り留保所得に対する課税をしないこととしております。

以上の改正による減収額は、本年度約二十七億円を見込まれております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案のおもな内容は次の諸点であります。

まず、第一は、配当課税の特例措置については、法人利益のうち、支払い配当に対する法人税について、現行の基本税率三八%を二八%に引き下げるほか、所得年二百万円以下の部分に対する三三%の税率を二四%に、農業協同組合等の特別法人に対する二八%の税率を二〇%に、それぞれ引き下げることにいたしております。

なお、個人の配当控除の現行二〇%を一五%に引き下げ、また、法人間配当の益金不算入の取り扱いについても、法人の受け取り配当がその支払い配当をこえる場合には、そのこえる金額の二五%は益金に算入する等の措置を講じようとするものであります。

るなど、制度の合理化をはかるうとするものであります。

次に、輸出所得に対する特別控除制度の改正であります。最近の情勢にかんがみ、割増し控除を廃止し、輸出所得の特別控除の制度そのものは、なお三年間適用期限を延長することといたしております。また、重要外国技術の使用料に対する課税の特例につきましても、一五%の軽減税率で、なお二年間適用期限を延長しようとするものであります。

次に、土地収用法の適用のある場合等の譲渡所得税の特例について、課税の繰り延べが認められる代替資産の範囲の拡張、その取得期限の延長等について所要の改正を行なうとともに、居住用財産の譲渡所得がある場合、控除額を現行の十五万円から原則として五十万円に引き上げることといたしております。

次に、交際費課税の特例について、現行の資本金一千万円以上の法人の支出交際費についての損金算入を制限する制度を若干強化して、企業の支出交際費のうち、一定の基礎控除額をこえる金額の二〇%を損金に算入しない制度に改め、なお三年間適用期限を延長しようとするものであります。その他、航空機の乗客に対する通行税の軽減措置、増資登録税の軽減措置について、それぞれ三年間適用期限を延長する等、所要の改正を行なうこととしております。

今回の税制改正によるいわゆる特別措置の増減収額は、本年度において増収約百四十一億円、減収約二十三億円で、差し引き増収額約百十八億円を見込んでおり、そのほか、配当課税の改正で約百二億円の減税を見込んでおります。

以上三法律案は、審議の結果、本日質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して辻原委員より、三法案に対して反対の旨、また、民主社会党を代表して井堀委員より、所得税法及び租税特別措置法の改正案に対して反対、法人税法の改正案については賛成の旨、それぞれ意見が述べられました。次いで、採決いたしましたところ、いずれも起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

○大竹平八郎君 たいま議題となりました七法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、税制調査会の答申に基づき、昭和三十六年度税制改正の一環として、給与所得者、事業所得者等、各種の所得者を通じ、中小所得者を中心として約六百三十億円の減税を行なおうとするものであります。

以下その大要を申し上げますと、

第一は、諸控除及び税率の改正であります。すなわち、新たに配偶者については基礎控除と同額の九万円の配偶者控除を設け、扶養控除については満十五才以上の控除額を三万円から五万円に引き上げることとし、給与所得控除は新たに一百万円の定額控除を行ない、

じ、租税特別措置法について整理合理化を行なおうとするものであります。

以下その大要を申し上げますと、

第一は、企業の資本充実に資するための配当課税の特例措置であります。すなわち、配当課税のあり方を種々検討の結果、当面の暫定措置として、企業の支払い配当に対する法人税率を引き下げることにより、企業の配当コストの軽減をはかることとし、その反面、個人の配当控除割合、法人間配当の益金不算入について、これに対応する調整を加えております。

第二に、技術の振興及び設備の近代化に資するための特別償却制度の改正二分の一特別償却、重要機械類の三年間五割増特別償却等取得価額の三分の一を別ワクとする特別償却に改める等、耐用年数の一般的改訂とも関連し、明確化と簡素化をはかつております。

第三は、企業の利益留保の性格が強いといわれる価格変動準備金の改正であり、国際商品等で価格変動の著しいものを除き、現行の積立率を二五%程度引き下げております。

第四に、その他の改正として、輸出所得の割増控除を、国際会議等における情勢をも考慮し、期限の到来とともに削除したものであり、交際費課税については、簡素化、公平化のため、損金不算入額の改正を行ない、また居住用財産の譲渡所得の特例として特別な控除を設けております。

第五に、期限の到来した特別措置で、諸般の情勢より、なおその延長を必要とする利子所得の分離課税と源泉徴収税率の軽減、配当

税率については課税所得七十万円以下の緩和をはかつております。この結果、夫婦及び子三人の標準家族の給与所得者については、所得税を課税されない限度額が、現在の三十三万円から約三十九万円に引き上げられております。そのほか、事業所得者については、家族専従者の実情、法人の負担との均衡より、白色申告者には七万円の控除を新設、青色申告者の場合は控除額を引き上げ、二十五才以上十二万円、二十五才未満九万円としております。

第二に、その他の改正として、退職所得控除の改正、事業譲渡に類似する有価証券の譲渡所得を非課税の対象外とすること、配当所得、趣味もしくは娯楽に伴う所得の計算上生じた損失について他の所得との通算を認めない等、税制の整理合理化をはかつております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、同族会社の留保所得に対する特別課税の軽減合理化をはかるうとするものであります。すなわち、この制度が中小法人の税負担を重くし、資本蓄積を妨げているとの観点より、毎期の留保所得から一定の控除を行なった後の金額に対し税率を課することとして、中小法人の負担を軽減する反面、個人事業者との負担のバランスから、高額の留保所得に対する税率を引き上げております。本改正による減税額は、初年度約二十七億円と見込まれております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二四号)について申し上げます。

本案は、三十六年度税制改正の一環として、現在の経済情勢に際して、所得の源泉徴収税率の軽減等について、期限の延長をいたしてあります。

なお、今回の税制改正によるいわゆる特別措置の増収額は、初年度約百十七億円と見込まれ、そのほか配当課税の改正で約百二億円の減税を見込んでおります。

委員会の審議におきましては、自然増収に比し、減税額が少な過ぎないか、課税最低限の算出根拠は合理的なものであるかどうか、所得税減税の恩典に浴さないような低所得者に対し間接税面での配慮をなすべきではないか、源泉徴収は、憲法、諸法令に違反しないか等について質疑がございましたが、詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、三案一括して討論に入りましたところ、荒木委員より、「池田内閣は一千二百億円の大規模減税を約束したが、今回の減税法案は三十六年度約六百二十二億円に過ぎず、公約を履行していない。その内容については、第一は、生計費に課税しないという原則に対し、政府案の課税最低限はそれに遠く及ばない。第二は、租税特別措置で、大資本、高額所得者を不当に擁護するものであり、この減税優遇措置に対し整理が過少である。第三は、所得税を課されない低所得階層に対しては、酒、たばこ、砂糖の間接税の引き下げをはかるべきであるが、今回は全く配慮されていない。以上の理由により、三案に賛成することができない。今後間接税の早急な改善を要望する」との反対意見が述べられ、次いで須藤委員より、「今回の減税は独占資本への措置で、中小企業者、農民、勤

労者を冷遇している。租税特別措置法では万企業を優遇し、農民の米穀課税の特例、社会診療報酬を廃止しようとしており、法人税法では中小企業の要求とはきわめて大きな隔たりがあり、所得税法では中小企業のささやかな要求の一つも入れられず、また、労働者の必要経費を認めず、憲法、諸法令に違反する源泉徴収を廃止する意思がない。並びに減税の恩典に浴さない低所得者に重課される間接税は改廃すべきである。」との三案に対する反対意見が述べられました。

三案について、それぞれ採決の結果、いずれも多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、物品税法等の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

本案は、乗用自動車及び映画用カラー・フィルム of 最近における生産及び取引の状況等にかんがみ、これらの物品について所要の改正措置を講じ、本年四月一日から施行しようとするものであります。

改正の第一点は、乗用自動車の税率区分を改めることとし、小型車について、その輪距、気筒容積を拡張するとともに、新たに幅の制限を設けるほか、高級車の気筒容積を引き下げて、その適用範囲を拡張することとしております。従つて、この改正措置によつて、現在生産されている国産乗用車は、全部一割五分の税率適用を受ける小型車の範囲に入ることとなり、また、現在三割の税率適用を受けていた一部の輸入車は五割の税率適用を受ける高級車の範囲に入ることになります。

第一は、試験研究の助長であり、科学技術振興の重要性に顧み、鉱工業技術研究組合法案による組合が取得した研究用固定資産について圧縮記帳を認め、また、その支出した組合員については費用の特別償却を規定し、課税の特例をはかつております。

第二は、低開発地域等の工業開発の促進であり、低開発地域工業開発促進法案による低開発地区に新設増設した機械設備等の特別償却を認め、また、地方の工業開発等に資するため、買いかえによる譲渡課税の特例を設けております。

第三は、産業の助成であり、特定産業の合併促進のため、その合併による清算所得の法人税、それに伴う登記の登録税を軽減し、また、硫安製造業者の日本硫安輸出株式会社に対し有する売掛金を損金に算入するとともに、これに伴う損失については十年間の欠損金の繰り越し控除を認めるものであります。

委員会における審議の詳細につきましては、会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、上林委員より、「施行期日について、昭和三十六年四月一日となつておりますのを、未成立三法律案関係の条文の施行期日は、それぞれの法律施行の日から

ることになります。

改正の第二点は、昭和三十四年以降本年三月末日まで基本税率三割が暫定的に一割に軽減されていた映画用カラー・フィルムについて、その軽減措置を来年三月末日まで、さらに一年間延長することとしたしております。

なお、本案については、衆議院において修正議決せられたものであります。その修正点は、昨年末外貨割当の承認を受けた自動車のうち、その一部が四月及び五月に輸入される予定になつておりますので、今回の改正措置によつて高い税率の適用を受けることとなるものについて、需要者に不利を招来することを避けるため、その施行期日を延長して、六月一日から適用することとしております。

委員会におきましては、自動車について規格を設けて課税標準とすることは機械産業の発展を障害することにならないか。また、来年度の税制改正においては、大衆日用品に対する物品税を廃止する考えはないか。また、来年度の税制改正を待たず、政令の段階で減税を行ない得るものについては直ちに検討実施すべきではないか等について審議がなされたのであります。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一三八号)について申し上げます。

施行すること」とする修正案が提出され、次いで採決の結果、上林委員提出の修正案は、多数をもつて可決され、修正部分を除く原案については、多数をもつて可決され、本案を修正議決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、さきに成立した資金運用部資金法の一部を改正する法律によつて、資金運用部の郵便貯金長期預託金について特別の利子を付する措置をとり、また、郵便貯金法の一部を改正する法律において郵便貯金の金利の引き下げをはかる措置をなし、これらの措置等により郵便貯金特別会計の経理内容の改善がはかれることになつたのと、従来暫定的措置としてとられてきた一般会計及び資金運用部特別会計からの郵便貯金特別会計へ赤字繰り入れの措置を廃止するとともに、過去の赤字繰入金につきましては、今後の郵便貯金事業の経営の健全性の維持に資するため、この際、これらの会計への返済義務を免除しようというのであります。また、これに伴い、郵便貯金特別会計の借入金制度につきまして所要の整備をはかるというのであります。

委員会のおきましては、郵便貯金特別会計の赤字の要因とその措置、郵便貯金の金利の引き下げによる貯金の今後の見通し、及び、これに関連して財政振融資の原資としての資金運用部資金に及ぼす影響について質疑がございましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

所得税法の一部を改正する法律

かくて質疑を終了し、討論に入り、須藤委員より、「郵便貯金は大衆の零細な貯金であるから、その利子の引き下げをなすべきではない。また、この措置によつて郵便局員の労働力の強化がなされる。」旨の反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案について申し上げます。

本案は、沖縄の農業技術の改良を援助するため、政府が、琉球政府の模範農場に対し、農業技術の改良及び普及をはかるために必要な物品を譲与できるとするとともに、本部と沖縄との間の電気通信に必要な沖縄の電気通信設備の改善を援助するため、政府及び日本電信電話公社が、沖縄において公衆電気通信業務を行なう機関に対し、必要な電気通信設備を譲与できるようにしようとするものであります。

委員会の審議におきましては、沖縄の農業事情はどうか、今回の援助が将来戦争に利用される危険はないか等の質疑がなされましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

かくて質疑を終わり、討論に入りましたところ、須藤委員より、「本案は、われわれや沖縄住民を欺瞞する小手先の措置であり、日本への復帰こそ取り上げるべきである。」との反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎法人税法の一部を改正する法律

(昭三六・三・三一法三六)

一、提案理由(二月二日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三六―法三五)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月十七日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三六―法三五)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三六―法三五)の委員長報告と一括して掲載)

◎物品税法等の一部を改正する法律

(昭三六・三・三二法三七)

一、提案理由(三月二日)

(関税法の一部を改正する法律(昭三六―法二六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十三日)

(港湾整備特別会計法(昭三六―法二五)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三六―法三五)の委員長報告と一括して掲載)

◎揮発油税法の一部を改正する法律

(昭三六・三・三二法三八)

一、提案理由(二月二十三日)

(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭三六―法四〇)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十三日)

(港湾整備特別会計法(昭三六―法二五)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

○大竹平八郎君 たいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

まず、揮発油税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における揮発油の消費状況及び新道路整備五カ年計画に対する所要財源確保の緊要性にかんがみ、揮発油税の税率を一キロリットルにつき、現行の一万九千二百円を二千九百円引き上げて二万二千百円とするともに、この引き上げ措置を本年四月一日

揮発油税法の一部を改正する法律

から施行することに伴いまして、この施行日現在に、製造場第以外の場所で五サロリットル以上を所持する製造者または販売業者に対して、一キロリットルにつき二千九百円の増税分だけ手持品課税を行なおうとするものであります。

次に、地方道路税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、揮発油税率の引き上げ措置と同様趣旨の改正理由をもつて、本年四月一日より、地方道路税の税率を、一キロリットルにつき現行の三千五百円を五百円引き上げて四千円とするともに、揮発油税及び地方道路税の納付があつた場合等における両者の配分率を改めるほか、施行日現在における手持品課税を揮発油税の手持品課税分とあわせて徴収することとしようとするものであります。

両案の委員会審議におきましては、新道路整備五カ年計画の改訂理由、計画内容及び財源、揮発油税収の見通し、諸外国における揮発油税負担の実情、運賃、物価に及ぼす影響等について質疑応答がなされたのでありますが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、両案を一括して討論に入りましたところ、天坊委員より、「道路整備のための財源として、その大部分を揮発油税に求めることは好ましくない。また税負担を他に転嫁することが困難な中小企業者に及ぼす影響は大であるから反対する」との意見が述べられ、次いで成瀬委員より、「池田内閣のすべての長期計画は、基礎的なものができ上がっていないのに、引き上げ措置が提

揮発油税法の一部を改正する法律

一〇八

案されている。このように計画に慎重味が欠けているから、今後再び引き上げを招来するようになるかもしれない。また最近では物価倍増が先行している傾向が見られ、結局国民大衆の生活を脅かすことになるから反対する」との意見が述べられ、次いで永末委員より、「新道路整備五カ年計画は、年次別計画もなければ、その使途も明確でなく、計画性の不備が指摘され得る。また政府は、企業の経営内容に影響を及ぼさず、公共料金も押えて、物価への影響はないというが、これが値上げの拠点となつて広がるおそれがあるから反対する」との意見が述べられ、次いで上林委員より、「道路整備が現下の重要施策であり、また諸物価へのね返りが僅少な点を考えれば、この程度の引き上げはやむを得ないものと思われるから賛成する」との意見が述べられました。

両案を一括して採決の結果、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。

◎地方道路税法の一部を改正する法律

(昭三六・三・三二法三九)

一、提案理由(二月二十三日)

(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭三六―法四〇)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十三日)

(港湾整備特別会計法(昭三六―法二五)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

(揮発油税法の一部を改正する法律(昭三六―法三八)の委員長報告と一括して掲載)

◎租税特別措置法の一部を改正する法律

(昭三六・三・三二法四〇)

一、提案理由(二月二十三日)

○大久保政府委員 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案外五法律案につきまして、提案の理由を説明申し上げます。

最初に、租税特別措置法の一部を改正する法律案等につきまして申し上げます。

政府は、昭和三十六年度税制改正に關して、すでに所得税法の一部を改正する法律案等、所得税、法人税、通行税等の減税をはかるための法律案を提出して御審議を願つてゐる次第であります。今回の税制改正の一環として、現在の経済情勢に應じ、租税特別措置について整理合理化を行なうとともに、新道路整備五カ年計画の財源に充てるため揮発油に対する消費税の増徴をはかる目的で、租税特別措置法の一部を改正する法律案並びに揮発油税法及び地方道路税法の各一部を改正する法律案を提出した次第であります。

まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案について、その大要を申し上げます。

第一は、企業の資本充実に資するための配当課税の特例措置であります。現在、企業の資本構成は正のため、企業の増資促進が重要

三十一日までの間に支払いを受けるべき配当所属については、一〇%の軽減税率による所得税の源泉徴収を行なつてゐるのであります。この措置についても、利子所得に対する取り扱いとの権衡等を考慮して、なお一年間その適用期限を延長することとしております。

第三は、技術の振興及び設備の近代化に資するための特別償却制度の改正であります。現在、特別償却制度としては、合理化機械等の初年度二分の一特別償却、重要機械等の三年間五割増特別償却等九項目に及ぶ制度があります。これらはいずれも国民経済の再建に少なからぬ効果を上げて参つたのでありますが、この際、別途実施を予定しております耐用年数の改訂との関連、特別償却制度の明確化と簡素化、中小企業の機械設備の近代化促進の重要性等を考慮し、所要の改正を行なうこととしております。すなわち、現行の合理化機械等の初年度二分の一特別償却制度並びに重要機械等及び協同事業用機械等の三年間五割増特別償却制度を廃止し、これらにかえて新たに取得価額の三分の一を初年度普通償却の別ワックとして認める特別償却制度を設け、その適用対象として従来の合理化機械等のほか耐用年数の改訂に単純に吸収することを適当とし、中小企業用機械を中心とした重要機械等の一部及び協同事業用機械等を加えることとし、さらに、この制度による各事業年度の特別償却額があまり過大とならないよう、その特別償却範囲額が年一億円以上の法人につき、特別償却利益の二分の一を特別償却の限度とする制限を新たに設けることとしております。また、わが国の立ち

租税特別措置法の一部を改正する法律

な課題となつており、そのため配当に対する課税のあり方が問題となり、税制調査会を中心として種々検討を行なつて参りました。政府としましては、この問題についてはなお検討を続ける所存であり、企業が、企業の増資促進に資するため、当面の暫定措置といたしまして、企業の支払い配当に対する法人税率を引き下げることにより、企業の配当コストの軽減をはかることといたしております。すなわち、法人利益のうち支払い配当に対する法人税について現行の基本税率三八%を二八%に引き下げるほか、所得年二百万円以下の部分に対する三三%の税率を二四%に、農業協同組合等の特別法人に対する二八%の税率を二〇%にそれぞれ引き下げることといたしております。このように配当に対する法人税率を引き下げる反面、現行の法人税率を前提とする個人の配当控除割合及び法人間配当の益金配当の益金不算入の取り扱いについてこれに対応する調整を加え、たとえば現在二〇%の配当控除を一五%に引き下げ、また、法人の受け取り配当がその支払い配当をこえる場合には、そのこえる金額の二五%は益金に算入する等の措置を講ずることといたしております。

第二は、貯蓄の奨励のための特別措置の改正であります。現行法では、昭和三十六年三月三十一日までの間に支払いを受けるべき預貯金等の利子所得については、他の所得と区分し一〇%の税率により所得税を課税することとしてゐるのであります。最近の金利、特に預金等の金利引き下げの政策方向を考慮して、なお一年間その適用期限を延長することとしております。また、昭和三十六年三月

おくれている試験研究を助長するため、試験研究用機械設備等の特別償却制度は特にその充實をはかることとし、現行の個別承認による特別償却の償却方法を、普通償却のほか、初年度三分の一の別ワック特別償却を認める制度に改め、耐用年数の改訂と相まつて償却方法の改善をはかることとするほか、個別承認の対象とならない試験研究設備についても一定の条件のもとに広く普通償却のほか、初年度十分の一の別ワック特別償却を認める制度を新設してゐるのであります。また、これら試験研究の成果たる新技術企業化用機械設備等の特別償却制度も、その償却方法を初年度三分の一の別ワック特別償却制度に改め、特別償却制度の態様の統一と合理化をはかることとしております。さらに探鉱用機械設備等、鉱業用坑道等及び造林費の特別償却制度については、これらの産業等の性格等に顧み、その適用期間を約三年間延長することといたしてゐるのであります。

第四は、価格変動準備金制度の改正であります。法人税の一般的軽減の反面、企業の利益留保の性格が強いといわれている価格変動準備金制度について、制度を合理化しつつ、若干積み立ての制限を行なうこととし、国際商品等で価格変動の著しいものを除き、現行の積立率を二五%程度引き下げるものとしております。ただし、改正後の限度額をこえる既往の積立額は、たなおろし資産の増加によつて吸収されるまで取りくずさないよう、経過措置を講ずることとしております。

第五は、産業の助成を目的とした各種特別措置の改正であります。

その一は、輸出所得控除の制度の改正であります。この制度につきましても、最近の国際会議等における情勢を考慮し、昭和三十三年の外貨危機の緊急総合対策の一環として設けられた割増控除制度は適用期限の延長を行なわないこととしておりますが、輸出所得の特別控除の制度は、輸出振興の重要性に顧み、なお三年間適用期限を延長、存続することとしております。

その二は、重要外国技術使用料に対する所得税課税の特例の改正であります。最近国際二重課税の排除のための租税条約の締結は逐次進捗を見ているのでありますが、なお、わが国と密接な経済関係のある主要国で租税条約の未締結の国もあり、重要外国技術の導入の必要性に顧み、この制度につきましても一五%の軽減税率により、なお二年間この措置を存置することとしております。

その他、国内航空事業の助成のため航空機に対する通行税を一〇%に軽減する特別措置、開墾地所得及び土地改良事業施行後の裏作所得に対する所得税の免税の特例措置並びに農業委員会のあつせんにより行なう農地交換による所有権移転登記等の登録税軽減措置について、これらの措置の一部に制度の合理化のため若干の改正を行なつた上、それぞれ三年間その適用期限を延長することとしております。

第六は、その他各般の改正であります。

その一は、譲渡所得関係の特例の改正であります。すなわち、収用等の場合の譲渡所得課税の特例について、課税の繰り延べが認められる代替資産の範囲の拡張、その取得期限の延長等について所要

わち、揮発油税の税率は現在一キロリットルにつき一万九千二百円であり、これを二千九百円引き上げて、二万二千円とするものとしております。これにより、平年度約百八十五億円、初年度約百五十四億円の増収となる見込みであります。

なお、この税率の引き上げに伴いまして、改正法の施行日である昭和三十六年四月一日現在に、製造場及び保税地域以外の場所で合計五キロリットル以上の揮発油を所持する製造者または販売業者に対して、一キロリットルにつき二千九百円の税率で手持品課税を行なうこととしております。

さらに、地方道路法の一部を改正する法律案について、その大要を申し上げます。

この法律案は、最近における揮発油の消費の状況及び道路整備のための地方財源確保の必要性に顧み、地方道路税の増収をはかるとともに、地方道路税及び揮発油税の配分率等を改正するため、地方道路税法の一部を改正しようとするものであります。

まず、税率を、一キロリットルにつき現行の三千五百円から五百円引き上げて、四千円とすることとしております。これにより、平年度約三十二億円、初年度約二十六億円の増収となる見込みであります。

次に、地方道路税と揮発油税の配分率について、地方道路税及び揮発油税の税率の引き上げに伴い、現在地方道路税分二百二十七分の三十五、揮発油税分二百二十七分の百九十二となつておりますのを、地方道路税分二百六十一分の四十、揮発油税分二百六十一分の

の改正を行なうとともに、居住用財産の譲渡所得を計算する場合の控除額を現行の十五万円から原則として五十万円に引き上げることとして、その負担の軽減をはかつております。

その二は、交際費課税の特例の改正であります。これまでの資本金一千万円以上の法人について、その支出交際費のうち、その取引金額の一定割合及び一定の基準年度の実績支出額を基礎として計算される限度額をこえる部分の金額の損金算入を認めないこととしていたる制度にかえて、制度の簡素化及び公平化をはかるとともに、これを若干強化するため、支出交際費のうち一定の基礎控除額をこえる金額の二〇%を損金に算入しない制度に改め、なおこの制度の適用期限を三年間延長することとしております。

その三は、沖縄地域の居住者で、内地に一定期間滞在する者に対し、その所得の実情に顧み、居住者と同様、扶養控除等を認め、その負担の軽減をはかるとしてしております。

その他、増資促進の重要性に顧み、配当課税の特例措置と対応して、増資登録税の軽減措置の三年間の適用期限の延長、地方公共団体が公用等に供するため取得する船舶に対する取得登記の登録税の免除等、所要の改正を行なうこととしております。

次に、揮発油税法の一部を改正する法律案について、その大要を申し上げます。

この法律案は、最近における揮発油の消費の状況及び道路整備計画に対する所要財源確保の必要性に顧み、揮発油税の増収をはかるとともに、揮発油税法の一部を改正しようとするものであります。すな

二百二十一に改めるとともに、利子税額、加算税額等の配分率も同様に改正することとしております。

なお、税率引き上げに伴いまして、改正法の施行日である昭和三十六年四月一日現在に、製造場及び保税地域以外の場所合計五キロリットル以上の揮発油を所持する製造者または販売業者に対して、一キロリットルにつき五百円の税率で手持品課税を行ない、揮発油税の手持品課税分とあわせて徴収することとしております。

次に、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

今回、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案を提案いたしましたのは、この特別会計における一般林政事業に対する協力の方法の合理化をはかるとを目的とするものであります。改正の第一点は、この会計の国有林野事業勘定における利益処分の規定を改めようとするものであります。すなわち、この勘定におきまして、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを利益積立金及び特別積立金として整理することとしております。次に、右の特別積立金額に見合う額までを同勘定の前年度から持ち越された現金のうちから特別積立金引当資金に組み入れることとし、この資金は、林政協力事業等の経費の財源に充てるものとして一般会計に繰り入れる場合に限り、予算の定めるところにより使用できることとしようとするものであります。なお、資金を使用したときは、特別積立金の額からその使用額を減額して整理することとしております。最後に、国有林野事業の運営の円滑化をはかるとともに、同勘

定における一時借入金及び融通証券について、償還することができない額を限り借りかえをすることができるとするほか、改正に伴う規定の整備並びに現存する損失補てん積立金を利益積立金及び特別積立金に分離する等、必要な経過規定を定めようとするものであります。

次に、森林火災保険特別会計法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、現在、森林の火災により森林について生ずる損害を填補するため国営による保険事業を行なっておりますが、今回、さらに風害、水害、雪害等一定の気象災害をも保険事故とし、これによつて森林について生ずる損害を覆補することとするため、今国会に別途、森林火災国営保険法の一部を改正する法律案を提出いたし、審議をお願いいたしております。この森林火災国営保険法の一部改正に伴いまして、森林火災保険特別会計においても、気象災害をも含めた森林保険事業にかかる経理を行なうこととする必要がありますので、同特別会計法につき所要の改正をしようとするものであります。

次に、国立病院特別会計法の一部を改正する法律案につきましても、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

ただいま御審議を願つております昭和三十六年度予算におきましては、築地にごさいます旧海軍軍医学校の跡を利用いたして新たに国立ガン・センターの設置が予定されておりますが、その事業の内容は国立病院と密接に関係がありますので、これにかかる経理は国

立病院特別会計においてあわせて経理することが適当であると認められます。従いまして、その経理を国立病院特別会計において行なうことといたしますため、この特別会計法の歳入及び歳出の規定等につきまして所要の改正を行なうとともに、一般会計所属の資産で国立ガン・センター経営のため必要なものはこの特別会計に帰属させることとし、その資産の価額はこの特別会計の基金に加えることといたしております。なお、この特別会計の決算上と剰余金等の処分に関する規定につきまして、所要の整備を行なうことといたしております。

以上が租税特別措置法の一部を改正する法律案外五法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さいますよう、お願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(三月十七日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三六一法三五)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三六一法三五)の委員長報告と一括して掲載)

◎国立学校設置法の一部を改正する法律

(昭三六・三・三一法四一)

一、提案理由(二月二十四日)

○荒木国務大臣 このたび政府から提出いたしました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和三十六年度における国立大学の学部の新設、国立短期大学の新設及び廃止並びに国立大学付置の研究施設の新設について規定するとともに、国立短期大学に付属して国立学校を設置することができることを規定したものであります。

まず、国立大学の学部の新設につきましては、大阪大学に基礎工学部を設置することとしたものであります。この基礎工学部は、最近の科学技術の進展に即応して、工学に関する基礎科学を重視した教育及び研究を行なうことを目標としております。

第二に、国立短期大学の新設につきましては、科学技術振興の一環として、宇都宮工業短期大学、長岡工業短期大学及び宇部工業短期大学を設置することとし、中堅技術者の養成をはかるようとするものであります。

第三は、国立大学付置の研究施設の新設に関するものであります。て、広島大学に原爆放射能医学研究所を、名古屋大学にプラズマ研

国立学校設置法の一部を改正する法律

究所を付置することといたしました。原爆放射能医学研究所は、原子爆弾の放射能による障害の治療及び予防に関する学理並びにその応用の研究を目的としております。一方、プラズマ研究所は大学関係者等の共同利用の研究施設でありまして、プラズマに関する基礎的研究を目的としていたものであります。

第四は、国立短期大学の廃止に関するものであります。昭和三十四年度より、名古屋工業大学は名古屋工業大学の、また、九州工業大学短期大学の夜間の学部は、それぞれ、転換して授業を行なうこととなり、このたびその移行が完了することになりましたので、これに伴い、関係規定を整理するものであります。

以上の諸点のほか、国立短期大学に付属の学校を設置することにつきまして規定を整備することといたしました。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに、御賛成下さるようお願い申し上げます。

二、衆議院文教委員長報告(三月二十三日)

○浜野清吾君 ただいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、本案の内容を簡単に申し上げます。

第一に、大阪大学に基礎工学部を設置すること。

国立学校設置法の一部を改正する法律

第二に、宇都宮工業短期大学、長岡工業短期大学及び宇部工業短期大学を設置すること。

第三に、広島大学に原爆放射能医学研究所を、名古屋大学に共同利用のプラズマ研究所を設置すること。

第四に、名古屋工業大学短期大学部及び九州工業大学短期大学部を廃止することでありまして、これは、それぞれ、名古屋工業大学及び九州工業大学の夜間の学部への移行の完了に伴うものであります。

最後に、国立短期大学にも付属の学校を設置することができる旨の規定を設けること等でありまして、以上の諸点は本年四月一日から施行することになっております。

さて、本案は、二月二十二日当委員会に付託となり、二月二十四日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。

委員会における質疑のおもなるものとしては、大学卒業程度の科学技術者の養成計画、国立短期大学に付属学校を設置することができる規定を設ける理由、及び、当該付属学校の性格、さらに、これと政府の別に計画しているといわれる五年制の一貫教育との関係、また、原爆放射能医学研究所及びプラズマ研究所の設立目的とその内容、私立大学における優秀な研究所に対する援助等、各般にわたりにきわめて熱心な論議がなされましたが、その詳細は速記録により御承知願いたいと思ひます。

かくて、三月二十二日、本案に対する質疑を終了、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して山中委員より、若干の希望を付

共同利用のプラズマ研究所を設置することについても規定いたしてあります。

委員会の審議におきましては、大学における科学技術者の養成計画、大阪大学に設置される基礎工学部の特殊性、広島大学に設置される原爆放射能医学研究所と科学技術庁所管の放射線医学総合研究所との関係、共同利用の研究所の運営方針、夜間学部のあり方等、各般の問題について質疑がありました。特に、近く政府がその設置について法案の提出を予定しておりますいわゆる工業高等専門学校と、工業高等学校を付置した工業短期大学との性格の差異、学校制度に対する政府の今後の方針等について、熱心な質疑応答が展開されましたが、その詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して矢嶋委員より本案に賛成の意見が述べられ、工業短期大学に付属する工業高等学校のあり方等についての要望が開陳されました。また自由民主党を代表して野本委員より本案に賛成の意見が述べられました。

かくて採決の結果、本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。右御報告申し上げます。

国立学校設置法の一部を改正する法律

して本案に賛成、自由民主党を代表して竹下委員より養成、民主社会党を代表して受田委員より条件付賛成の意見が開陳せられました。

次いで、採決の結果全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。

三、参議院文教委員長報告(三月三十一日)

○平林剛君 ただいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和三十六年度における国立大学の学部の新設、国立短期大学の新設、廃止並びに国立大学の研究施設の新設について規定するとともに、国立短期大学に付属して国立学校を設置することができる旨を規定したものであります。

すなわち、最近の科学技術の進展に即応して、工学に関する基礎科学を重視した教育研究を行なうため、大阪大学に基礎工学部を設置し、中堅技術者の養成をはかるために、宇都宮、長岡、宇部にそれぞれ工業短期大学を新設するほか、新たに短期大学にも付属の学校を設置することができることといたしております。

なお、夜間学部への移行に伴い、名古屋、九州両工業大学に置かれていた短期大学部を廃止することにいたしております。

以上のほか、広島大学に原爆放射能医学研究所を、名古屋大学に

◎通商産業省設置法の一部を改正する法律

(昭三六・三・三一法四二)

一、提案理由(三月九日)

○砂原政府委員 通商産業省設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由は、第一に通商産業省の付属機関として新たに審議会を設置するとともに、既存の審議会の一部を廃止する等の措置を講ずることであり、第二に通商局及び企業局の所掌事務等に関する設置法の規定に關し所要の改正を行なうこととでございます。

まず審議会に關する事項について御説明申し上げますと、その第一は、産業構造調査会の新設でございます。わが国経済の高度の成長を今後も長きにわたつて持続し、国民福祉の向上をはかるには、将来の雇用事情や内外の需要動向等に即応した産業構造の改変を進めることが必要とされるのでありますが、貿易の自由化とともに激化する国際競争の渦中にあつて、このような産業構造の高度化を実現することは、まことに容易ならざることと申さねばなりません。

かかる課題に対処するためには、産業の実態を総合的に把握し、産業の内部及び産業相互間に包蔵する問題を解明して、今後の産業構造のあり方について検討するとともに、こうした産業構造を

現するための対策を確立することが必要であり、この産業構造調査会において、貿易・為替自由化計画の完了する昭和三十八年度を一応の目途として、学識経験者に慎重な調査審議を行なわしめたいと存じた次第でございます。

第二は、産炭地域振興審議会の新設でございます。石炭鉱業の構造的不況は、産炭地域に深刻な疲弊をもたらしておりますので、この地域において鉱工業を多角的に開発して、その振興をはかることに、地元の石炭需要を拡大して石炭鉱業の合理化に資することとし、このため新たに産炭地域振興審議会を設け、当面三十八年度末を一応の目途として産業の開発を中心として産炭地域の振興に關する事項を十分審議せしめ、急速かつ計画的に産炭地域振興対策を推進して参りたいと存じております。

第三は、石炭鉱害対策審議会の新設でございます。今日石炭鉱害は深刻な社会問題となつておりますが、かかる石炭鉱害を復旧するための基本法である臨時石炭鉱害復旧法は昭和三十七年七月までに失効することとなつております。このためとりあえず今国会においてその延長を御審議願うこととしておりますが、すでに同法は施行以来九年に近く、実情にそぐわない点も多々生じておりますので、この際学識経験者からなる審議会を設け、一年間を限り同法を慎重審議することにより、実情に即した抜本的な鉱害対策を樹立したいと存する次第であります。

第四は、鉱業法改正審議会の期限延長でございます。同審議会は昭和三十四年六月に設置されて以来、鉱業法の改正について鋭意審

議を続けて参つてきたのでありますが、御承知の通り同法は歴史も古く、他法令との関連においても種々調整を要する重要な問題がございますので、全面的、根本的な検討を行なう必要があり、このため同審議会の期限を現在の三十六年三月三十一日からさらに一年間延長することによつて、十分な審議を尽くすことといたしたいと存する次第でございます。

第五は、顧問会議の廃止でございます。顧問制度につきましては、従来の運用の経験からしまして会議体として運営いたしますよりは、むしろ各個に顧問として重要施策に参画を願ひ、必要に応じ会議を開催して意見を徴することの方が妥当であると考え、審議会を増加をできるだけ防ぐという国会の御趣旨にもそつて、今回顧問会議の廃止に踏み切つた次第であります。顧問制度そのものは何等かの形で今後も十分活用して参りたいと存じております。

次に通商局及び企業局の所掌事務に關する設置法の規定の改正でございますが、第一に通商局の所掌事務に關する改正といたしましては、今後の通商面における関税政策の重要性にかんがみ、通商政策にかかわる関税事務等に関する通商局の所掌事務規定を明確にすることといたしたいと存じます。

第二に企業局の所掌事務に關する改正といたしましては、産業立地に關する業務が近年々増加しており、さらに今国会において御審議願つております工場立地の調査等に關する法律の改正が成立いたしますと、一段と業務の内容が多様化することとなりますので、この際企業局の所掌事務に關する規定に産業立地に關する規定を加

通商産業省設置法の一部を改正する法律

えることといたしたいと存じます。

また企業局におきましては、昭和二十七年度以降、国連児童基金に対し物資、役務を提供する業務を行なつて参つていたのでありますが、提供額と逐年増加している上に、さらに今年度以降国連児童基金の希望により、同基金による物資、役務の調達委託業務をあわせ行なうこととなりましたので、この際これらの業務に關する設置法の規定を明確にすることといたしたいと存じます。

以上がこの法律案の内容及びその提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第でございます。

二、衆議院内閣委員長報告(三月二十四日)

(外務省設置法の一部を改正する法律(昭三六―法八五)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(三月三十一日)

(運輸省設置法の一部を改正する法律(昭三六―法四三)の委員長報告と一括して掲載)

◎運輸省設置法の一部を改正する法律

(昭三六・三・三一法四三)

一、提案理由(三月二日)

○木暮運輸大臣 ただいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

今回の改正の第一点は、本省の付属機関である海技専門学校の名称を海技大学校と改めることとあります。

海技専門学院は、船員に対し船舶運航に関する学術及び技能を教授する機関であります。その教育内容は大学と同程度のものでありますので、実態に即するよう名称を改めることといたしましたのであります。

次に改正の第二点は、本省の付属機関である高浜海員学校の名称変更であります。同校は昨年十月、清水市に校舎の移転を完了しましたので、その名称を清水海員学校に改める等、所要の改正を行います。

改正の第三点は、本省の付属機関である自動車審議会の存続期限を一年間延長することとあります。自動車審議会は、自動車輸送及び自動車の保安に関する基本的な問題を調査審議するため設けられたもので、存続期限は本年三月三十一日限りとなつております。同審議会は、これまで十数回にわたる審議を重ねて参つたのであります。

おける海上保安業務は近年著しく増加いたしました。他の管区における業務量との間に不均衡を生じており、その上朝鮮周辺海域における漁船の保護等の特殊かつ重要な業務を担当している関係上、業務の運営に非常な重圧を感じている現状であります。一方、南九州方面につきましては、台風が常襲する南西海域における海難救助、水路観測等の重要な業務があり、一つの管区として業務量を十分備えております。従いましてこの九州方面を二つの管区に分けて、第七海上保安管区を北九州方面のみとし、同管区の業務量の適正化をはかることと、熊本、宮崎及び鹿児島県の三県並びにその沿岸水域を区域とする第十海上保安管区を新設し、南九州方面における海上保安業務の円滑な遂行をはかりたいと存じます。

第二に、一つの管区海上保安本部の所掌事務の一部を、その境界附近の区域に関するものに限って、他の管区海上保安本部に分掌させることができるようにすることとあります。海上保安管区の境界は、原則といたしましては都道府県の境界によつております。しかし海上保安業務の中には、必ずしも都道府県の境界で分割し得ない性格を有するものもありますから、この都道府県の境界の境界による海上保安管区の区分は、ときには境界付近における航路標識の管理、警備救難業務の遂行等に支障を来たすことがございます。今回の第十海上保安管区の新設によりまして、同管区と第七海上保安管区との境界付近にあります若干の航路標識等につきましてこのよきな事態が生ずるのであります。従いましてこうした不合理を是正いたしまして海上保安業務を円滑に遂行するため、所掌事務の一部

運輸省設置法の一部を改正する法律

ですが、問題の重要性にかんがみ、その審議には慎重を期する必要がある、いまだ結論を得るに至りませんので、今回一年間その存続期限を延長することとしたのであります。

改正の第四点は、伊勢湾地区における港湾の緊急整備をはかるため、本省の地方支分部局として、臨時に伊勢湾港湾建設部を置くこととあります。伊勢湾地区の港湾の整備につきましては、現在横浜市にある第二港湾建設局が所掌しておりますが、同局の管轄区域は非常に広く、その事業量は膨大なものとなつております上に、来年度からは伊勢湾地区の港湾防犯事業の量が飛躍的に増加することとなりまして、この方面の港湾整備を円滑に、しかも能率的に行なわせるため、このたび、愛知、三重両県を管轄区域とする伊勢湾港湾建設部を、本省の地方支分部局として臨時に設けることとしたのであります。

このほか、ユースホステル・センターの新設に伴い、本省の権限及び所掌事務について所要の規定を整備することといたしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

次に、ただいま提案されました海上保安庁法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案の要点は、まず第一に、九州方面をその区域とする第七海上保安管区を二分いたしました。南九州方面をその区域とする第十海上保安管区を新設することとあります。第七海上保安管区に

を他の管区海上保安本部に分掌させることができるようにいたしました。と存じます。

第三に、第六海上保安管区及び第七海上保安管区の区域の変更であります。従来山口市は第七海上保安管区の区域でありました。第六海上保安管区の区域である町村が第七海上保安管区の区域の中に飛地として存在しております。このことはその沿岸水域における業務の運営に支障となつていられる現状であります。従いまして第七海上保安管区の区域内にあります山口市を第六海上保安管区の区域に移し、両管区の境界の合理化をはかることといたしたいと存じます。

以上がこの法律案を提出した理由であります。何とぞ慎重に審議の上すみやかに賛成いただきますようお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(三月十七日)

(科学技術会議設置法の一部を改正する法律(昭三六―法七〇)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(三月三十一日)

○吉江勝保君 ただいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、運輸省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

す。

最初に、本法律案の改正の要点を申し上げますと、その第一は、本省の付属機関である海技専門学院の名称を大学校と改め、また高浜海技海員学校の名称を清水海員学校と改めること、第二は、本省の付属機関である自動車審議会の存続期間を一年間延長すること、第三は、本省の地方支分部局として臨時に伊勢湾港湾建設部を設置すること、第四は、ユースホテル・センターの新設に伴い、本省の権限及び所掌事務に関し所要の改正を行なうことであります。

内閣委員会は前後四回委員会を開き、この間、木暮運輸大臣、小沢行政管理庁長官その他関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当たりましたが、その審議において問題となつたおもな点を申し上げますと、まず、自動車審議会の設置期間延長の点につきましては、自動車審議会の設置期間を一年間延長する理田と、この審議会の委員の兼職及び委員の出席状況と従来の審議の経過、この審議会の期間を延長した場合、いづれも結論を得てこれを自動車行政の実施に移し得るか等の諸点、また、伊勢湾港湾建設部新設の点につきましては、この部の組織及び運営の点と、従来この地域を管轄していた第二港湾建設局においては、工事を国の直営とせず、民間の請負に回している比率の特に多い理由等の点につきまして質疑応答が重ねられました。

なお、本日の委員会におきまして、運輸省に訓令等の形で設けられている交通調査懇談会、運輸交通問題懇談会、運輸行政顧問会議及び閣議決定で設けられている貿易外輸出会議は、いずれも合法的な

ものとは認められないが、これらのものに対し、政府はいかに措置する所存であるかとの、千葉、伊藤両委員の質問に対し、木暮運輸大臣より、この三つの懇談会等はすみやかに廃止することとし、また、貿易外輸出会議については、できる限り早い機会に閣議に諮つて廃止するよう努力する旨の答弁が述べられました。

本日の委員会において質疑を終わり、討論もなく、よつて直ちに本法律案を採決いたしましたところ、全会一致をとつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法律案の改正点を申し上げますと、第一に、通商産業省の付属機関として、産業構造調査会、産炭地域振興審議会、石炭鉱害対策審議会を新設すること、第二に、鉱業法改正審議会の設置期間を一年間延長すること、第三に、顧問会議を康止すること、第四に、通商局及び企業局の所掌事務に関し所要の改正を行なうことであります。

内閣委員会は前後四回委員会を開き、この間、椎名通商産業大臣、小沢行政管理庁長官その他関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当たりましたが、その審議におきまして問題となつたおもな点を申し上げますと、今回の三つの調査会、審議会等の新設と、一つの審議会の期間延長の理由、政府は通産行政の実施にあたり、あまりにも審議会に依存し過ぎている傾向があり、従つて、通産行政の中には時代の趨勢におくれているものがあるとの感を

深くするが、この点に関する政府の所見、産業構造調査会の新設につきましては、その性格及び今後審議せんとするおもな問題、また、この調査会の設置は貿易自由化を前提とするものであるかどうかの点、政府のいう産業構造の高度化の意図するところは何か、産業の二重構造から生ずる弊害に関する政府の所見等の諸点につきまして質疑応答が重ねられました。

特に、昨日及び本日の委員会におきまして、千葉委員より、輸出会議は国家行政組織法第八条の規定に違反するがゆえに、この際、これを廃止するか、またはこの規定に基づいて法制化すべきものかと思ふが、この点に関する政府の所見いかんとの質問に対しまして、椎名通商産業大臣より、輸出会議の性格については、従来違法ではないとの見解に立っていたが、御質問により疑義が生じたので、すみやかに閣議に諮つて廃止したい所存である旨の答弁が述べられました。

本日の委員会において質疑を終わり、討論もなく、よつて直ちに本法律案を採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

(昭三六・三・三一法四四)

一、提案理由(三月一日)

(郵便為替法の一部を改正する法律(昭三六―法七九)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院逓信委員長報告(三月二十八日)

(郵便貯金法の一部を改正する法律(昭三六―法五一)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院逓信委員長報告(三月三十一日)

(郵便貯金法の一部を改正する法律(昭三六―法五一)の委員長報告と一括して掲載)

◎沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律

(昭三六・三・三一法四五)

一、提案理由(二月二十三日)

○藤枝政府委員 たいま議題となりました沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

政府は沖縄住民の福祉向上について、日米協力のもとに努力いたして参りたいと存じておりますが、本法案は農業技術の改良及び本邦と沖縄との間の電気通信の改善に関し、沖縄に援助を与えることに関するものであります。

まず農業技術の改良に関する援助について申し上げますと、今日琉球政府は農業の改良を重要施策の一つといたしております。沖縄の経済は逐年発展充実し、国民所得は増加をいたして参つておりますが、そのうちに占める農業所得の割合はむしろ減少の傾向を示し、主要食糧等も年々多額の輸入を要する状態に置かれております。政府といたしましてはすでに日本本土の農業技術者を沖縄に派

遣する等、その農業技術の改良に援助を与えて参りましたが、今回琉球政府は那覇市に模範農場を設置する計画を立て、これに関する援助を要請して参りました。政府はこの要請にこたえ、当分の間の農場に対し技術者を派遣常駐せしめるとともに、農業技術の改良普及に必要な物品を譲与し、これによつて住民の福祉向上に協力いたして参りたいと計画し、必要な経費を昭和三十六年度予算に計上いたしている次第であります。

次に、本邦―沖縄の電気通信の改善に関する援助について申し上げますと、現在本邦―沖縄間の通信は、円滑迅速な処理に事欠く実情にあり、これが質的、量的改善はかねてから要望されていた次第であります。一方昭和三十四年末以来、沖縄においてテレビ放送が開始されるに及んで、本土からのなまテレビ中継路の設定は住民の熱望するところとなっております。しかしながら沖縄側においては、単独の資力でこれが解決をはかることが困難な関係から、琉球政府及び琉球電信電話公社は援助の要請をいたして参りました。政府及び日本電信電話公社はこの要請にこたえて、本邦―沖縄間の通信の改善をはかり、あわせて沖縄にも本土テレビの中継を可能にするため、沖縄側に必要とする電気通信設備を琉球電信電話公社に譲与し、それによつて沖縄の政治、経済、文化の発展に協力いたしたいと存じ、必要な経費を昭和三十六年度予算に計上いたしております。

従いまして、琉球政府が那覇に設ける模範農場に対して農業技術の改良及び普及に必要な物品を譲与することができるとする権限を政府が

沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律

一一六

持ち、また琉球電信電話公社に対して本邦と沖繩間の通信の改善に必要な通信設備を譲与する権能を政府及び日本電信電話公社が持つため、政府については財政法第九条の規定の特例を定めるとともに、日本電信電話公社についてはその実行を可能ならしめる措置を講ずる必要があるものであります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あるようお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(三月三十一日)

○久野忠治君 ただいま議題となりました四法案につき、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、法案の要旨を申し上げますと、沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案は、沖繩の農業技術の改良を援助するため必要な物品を譲与することができることに、本邦と沖繩との間の電気通信の改善を援助するため必要な電気通信設備を譲与することができることとしたものであります。

次に、労働省設置法の一部を改正する法律案は、職業訓練に関する諸施策を総合的、かつ、積極的に推進するため、新たに職業訓練局を設置することであり、

次に、農林省設置法の一部を改正する法律案は、第一に、大臣官房の所掌事務を整備して、企画、調査機能を強化することであり、第二は、農業に関する試験研究の管理事務を、農林水産技術会議に

において総括処理せしめるため、関係部局の所掌事務を整備するとともに、振興局の研究部を廃止することであり、第三は、農業技術研究所と農業試験場の特定部門を分離統合して、新たに五つの試験場を設置するほか、食糧研究所を本省の付属機関とする等、農業に関する試験研究機関の再編成を行なうことであり、第四は、本省の付属機関として名古屋植物防疫所を設置することであり、

次に、厚生省設置法の一部を改正する法律案は、第一に、環境衛生関係行政の効率的な遂行を確保するため、公衆衛生局環境衛生部を廃止して、新たに環境衛生局を設置することであり、第二は、がんに関する診断、治療及び調査研究を推進するため、国立がんセンターを設置することであり、第三は、国民年金を含む社会保険に関する事務について、職員の研修を計画的に行なうため、社会保険研修所を設置することであり、第四は、医療制度調査会の審議がいまだ十分に尽くされていないので、その存続期間をさらに一年間延長することであり、その他、引揚援護局を援護局と、病院管理研修所を病院管理研究所と、それぞれ改称することであり、

以上四法案は、本日質疑を終了、討論の申し出もなく、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三六―法三五)の委員長報告と一括して掲載)

の一部を改正しようとして本案が提出せられたのであります。

しこうして、改正の内容は三点でございますが、まず、公庫の昭和三十六年度貸付契約計画は六百億円であつて、その原資は五百六十四億円、その調達方法は、政府出資金八十九億円、借入金三百二十五億円、回収金等百五十億円と予定せられておりますが、原資のうち八十九億円の政府出資を行なうことが、改正の第一点であります。

次に、公庫の新規事業として、みずから森林の経営を行なつていける者に対し、その森林の保全管理に要する資金、造林のための土地取得資金及び疾病等の原因により林業経営の維持が困難となつた場合の林業経営維持資金等を、年利五分五厘以内、償還二十年以内の条件で貸し付けることとするのが、改正の第二点であります。

次に、公庫事務の拡大に伴い、事業分量の増大に対応し、理事四名を五名に増員することが、改正の第三点であります。

本法案は、二月十八日委員会に付託となり、三月二日提案理由の説明を聴取し、三月二十八日、二十九日及び三十日の三日間にわたり質疑を行ない、同三十日質疑を終了いたしました。自由民主党から、公庫は、この法律施行の日から五年を限り、乳業者に対し、その者が集約酪農地域または酪農経営改善地区内において牛乳の処理または乳製品の製造に必要な施設の改良、造成または取得をする場合において、これに必要な長期低利資金を、年利八分以内、償還期限十五年以内、据置期間三年以内の条件で貸し付けることができる旨の修正案が、また、日本社会党及び民主社会党から、公

◎農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律 (昭三六・三・三一法四六)

一、提案理由(三月二日)

(開拓融資保証法の一部を改正する法律(昭三六―法二〇)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院農林水産委員長報告(三月三十一日)

○坂田英一君 ただいま議題となりました、内閣提出、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、並びに、内閣提出、農業協同組合合併助成法案について、農林水産委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

農林漁業金融公庫は、昭和二十八年設立以来、八年間にわたり、三千二百億円に達する長期低利資金を、農林漁業者等に対し直接または間接に融通し、農林漁業の生産力の維持増進のために貢献して参つたのであります。政府は、昭和三十六年においても、引き続き、公庫に対し、農林漁業の生産基盤の強化と経営の安定に要する資金を追加投資いたしますとともに、新たに林業経営の維持及び改善に必要な資金の貸付等の措置を講ずることとし、このため公庫法

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

一一七

庫は、乳業者に対し、そのものが株式会社で、農業者、農業協同組合及び農業協同組合連合会が、その発行済み株式の総数の過半数に当たる株式を有しているものに対し、そのものが牛乳の処理または乳製品の製造に必要な施設の改良、造成または取得をする場合において、これに必要な長期低利資金を、年利八分以内、償還期限十五年以内、据置期間三年以内の条件で貸し付けることができる旨の修正案が、それぞれ提出されたのであります。

民社党稲富委員の討論の後、これらの修正案を採決いたしましたところ、日本社会党及び民主社会党提出の修正案は少数をもつて否決、自由民主党提出の修正案は多数をもつて可決され、次いで、修正部分を除く政府原案を採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決された次第であります。

なお、各党共同提案により、自作農維持創設資金の貸付限度の引き上げ及び貸付条件の大幅緩和を内容とする附帯決議案が提出され、全会一致の賛成があつたことを付言いたします。

次に、農業協同組合併助成法案について申し上げます。

農業協同組合法が昭和二十二年に制定されて以来、農業協同組合は全国津々浦々に設立され、農民の協同組織として、その経済的、社会的地位の向上に貢献してきた功績には見るべきものがあるのであります。しかしながら、最近における社会経済の発展に伴う農業をめぐる客観情勢の推移に対応し、農業協同組合の体質改善が強く要請されるとともに、農業協同組合の規模についても検討を加えるべき段階と相なつて参つたのであります。そこで、この際、経営規

より解散した農業協同組合から引き継ぐ欠損金については、法人税の課税標準たる所得の計算上、損算入を認めることとするほか、清算所得及び不動産登録についても、それぞれ現行の法人税法及び登録税法に対する特別措置を設ける等、合併推進の障害になると思われる諸問題につき、税制面で優遇措置を講ずることといたしております。

以上、本案の骨子について申し上げますが、本案は、去る三月一日提出され、三月九日政府から提案理由の説明を聴取し、三月三十日、参考人を招致して意見を徴しました後、本日質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、本案はこれを全会一致可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、連合会段階の合併ないしは事業統合を促進し、合併組合に対して特別の融資、助成等を考慮すべきである旨の附帯決議を付することに決した次第であります。

以上、報告を終わります。

三、参議院農林水産委員長報告(三月三十一日)

○藤野繁雄君 たいま議題となりました農林漁業関係の二つの法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回の改正のおもな点は、政府案では、公庫に対する政府の出資
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

模の過小、事業基盤の狭小な農業協同組合の合併についての援助、助成等の措置を講ずることにより、適正かつ能率的な事業経営を行ない得る農業協同組合を広範に育成しようとして、本案が提出せられたのであります。

以下、本案の主たる内容を申し上げます。

第一に、本案による合併助成策は、総合農協の合併を中心に措置することといたしております。

第二に、本案の対象として助成等を受けるには、農業協同組合が合併及び合併後の事業経営に関する合併経営計画を立て、それが適当である旨の都道府県知事の認定を受けることを必要としますが、都道府県知事がこの認定を行なうにあつては、都道府県農協中央会や学識経験者の意見を聞かなければならないことといたしております。

第三に、合併経営計画が適当である旨の認定を受けた農業協同組合が合併をした場合に、その効率的な事業経営を行なうため、特に必要とする施設の整備に要する経費、合併後の農業協同組合に都道府県農協中央会が駐在指導員を派遣して、その事業経営の指導をする場合の指導費、及び、農業協同組合の合併に対する都道府県の指導費について補助することといたしております。

第四に、本案による助成等の措置は、昭和四十一年三月三十一日までに合併したものを対象とすることといたしております。

なお、別途政府から提案せられております租税特別措置法の一部を改正する法律案によりまして、合併後の農業協同組合が、合併に

を増額すること、公庫の業務に林業経営の維持または改善に必要な資金の貸付業務を加えること、及び理事の定数を一名増員することでありまして、これに対して衆議院で修正され、公庫の業務にさらに乳業者に対する特定の乳業施設資金の貸付業務をも加えることになつたのであります。

委員会におきましては、政府当局から提案理由その他についての説明を聞き、質疑に入り、農林漁業金融公庫業務の運営並びに今回の改正点等に関する諸般の問題について、農林当局及び参考人として公庫当局の見解をただされたのでありまして、これが詳細は会議録に譲ります。

かくして質疑を終わり、討論に入り、亀田及び東委員から、それぞれ理由を付して反対が述べられ、他に発言もなく、採決の結果、この法律案は多数をもつて原案通り可決すべきものと決定し、なお、漁業経営の維持安定資金の融通及び自作農維持創設資金の取り扱いについて政府の善処を求め趣旨の附帯決議を決定し、これに対し農林政務次官から善処する旨の発言がありました。

次は、農業協同組合併助成法案であります。

この法律案の理由は、社会経済の発展に伴い、また今後農業経営の近代化を推進するため、組合の規模を拡大し、その機能を十分に果たすことができるようにするためであります。この法案のおもな内容は、総合農協の合併を中心に所要の措置を講ずることとし、組合は、合併するため共同して所定の手続によつて合併経営計画を立て、都道府県知事の認定を受け、合併した組合が効率的な事業経営

を行なうため、施設費及び指導費に対して国から補助金を交付すること等であります。

委員会におきましては、政府当局から提案の理由その他について説明を聞き、質疑に入り、組合及び組合職員の実態、不振組合対策、この法律の運用方針等に関する諸般の問題について、政府当局の見解がただされたのでありまして、これが詳細は会議録に譲ります。

かくして質疑を終わり、討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。右報告いたします。

◎機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律 (昭三六・三・三一法四七)

一、提案理由(三月三日)

○椎名国務大臣 ただいま議題となりました機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

機械工業は、国民経済の高度成長をなす産業として、今後飛躍的な発展が期待されている産業であります。先般政府において策定いたしました所得倍増計画におきましても、今後十年間に、機械工業の生産及び輸出の規模を四倍余にすることが必要であるとされておりまして、しかしながら、現状におきましては、その国際競争力ははなはだ弱体でありまして、今後進展を予想されず貿易の自由化に備えて、急速に機械工業の合理化及び近代化を促進する必要があると感されております。

御承知の通り、現行の機械工業振興臨時措置法は、経済自立五カ年計画達成のための施策の一環として、機械工業の設備の合理化等促進する目的をもつて、昭和三十一年六月に施行され、自来機械工業の体質改善をはかる上に、顕著な効果を上げて参りました。しかしながら、この法律は、五年間の時限法として制定されましたため、今年六月をもって廃止されることとなりますので、ただいま申

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律

し上げました最近の内外の情勢にかんがみ、この際、さらに五年間存続せしめるとともに、その内容を拡充強化し、機械工業の合理化及び近代化を飛躍的に進め、もつて国民経済の高度成長とその健全な発展に寄与したいと考える次第であります。

これが本法案を提案するに至つた理由でございます。

次に本改正案の内容について、その概略を申し上げます。

改正の第一点は、本法の対象となる特定機械工業の範囲を拡大し、従来機械器具またはその部品の製造業に限られておりましたのを、熱処理業のごとき加工業をも対象とすることができるようにしたことでございます。

改正の第二点は、現行法の諸規定を整備拡充いたしまして、機械工業の合理化のために行ない得る共同行為の範囲を拡大するとともに、機械工業合理化の前提として規格の統一を促進するため、所要の制限措置を講ずることができるよういたしましたこととあります。

改正の第三点は、機械工業の合理化及び近代化を促進するため、税制面において特段の優遇措置を講ずることとし、合理化に資する合併あるいは事業の共同化に伴う法人税の軽減、合理的な集中生産体制の確立に必要な工場移転の際の土地の譲渡益の非課税等の措置を講ずることといたしております。

なお、これに関連して別途、租税特別措置法の一部改正案が上程されております。

以上本改正案の要点を御説明申し上げますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同下さらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院商工委員長報告(三月二十八日)

○内田常雄君 たいま議題となりました機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

わが国の機械工業は、最近数年間に著しい発展を遂げ、今後わが国経済の高度成長をになう産業として最もその将来が期待されているのであります。しかしながら、現状においては、国際競争力はいまだきわめて弱体であり、今後進展を予想される貿易の自由化に備えて急速にその合理化及び近代化を促進する必要があると痛感されているのであります。現行の機械工業振興臨時措置法は、昭和三十一年、五カ年間の限時立法として制定され、その間、基礎的な機械及び共通的な機械部品工業の体質改善のため顕著な効果を上げて参りましたが、今回、さらに如上の事情に対応して、次の諸点を内容とした改正を行なわんとするのが、この改正法案であります。

すなわち、第一は、本法の有効期限をさらに五カ年延長すること、第二は、本法の対象となる特定機械の範囲を拡大すること、第三は、機械工業の合理化のために行ない得る共同行為の範囲を拡張すること、第四は、部品の規格統一を促進するために規格の制限措置を講ずることができるようになること、第五は、機械工業の合理化に資するため、企業の合併、事業の協同化、工業用地の買いかえ等に対し税制上の優遇措置を講ずることができるようになることとすること等であります。

本法案は、三月一日当委員会に付託され、自來、慎重審議の上、本日をもつて質疑を終了しましたので、採決に付しましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決しました。

なお、採決後、本改正案に基づき各般の行政措置を推進する趣旨をもつて、自由民主党、日本社会党及び民主社会党共同提案になる附帯決議が付されましたが、その内容の詳細につきましては、委員會議録に譲り省略いたします。

以上をもつて御報告を終わります。

三、参議院商工委員長報告(三月三十一日)

○剣木享弘君 たいま議題となりました機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案、及び、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について、商工委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行法は、御承知の通り、機械工業の合理化を促進する目的で昭和三十一年に制定され、機械工業の体質改善に寄与して参りましたが、最近、経済の高度成長や所得倍增計画と貿易自由化にかんがみまして、生産品種の専門化や量産化などを通じ、急速に機械工業の合理化と近代化を推進する必要があるとして本改正案を提出したのであります。

改正案の要点は、第一に、特定機械工業の範囲を拡大して、熱処

理のような加工業をも加えること、第二に、指示カルテルとして新たに生産または加工用の共同施設の利用を加えること、第三に、規格制限のカルテルがある場合に、その規格統一を促進する必要があるれば、特定の条件のもとにアウトサイダーにもその制限に従うよう命令を出せるようにすること、第四に、合理化のための特定機械業者間の合併等や工場用地買いかえの場合に、税法上で減免の特別措置を行なうこと、第五に、本法の有効期間を昭和四十一年六月末まで延長すること、以上であります。

当委員会においては、各委員と政府当局との間に熱心な質疑応答が行なわれましたが、これは會議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わつて討論に入りましたところ、日本社会党を代表して椿委員より、本法の実施にあたり、業界の意見を十分に尊重し、企業間に大きな格差を生ぜぬよう注意し、また雇用対策にも配慮するとともに、従業員待遇の格差を縮めるよう留意すること等の希望を付して賛成意見が述べられ、次いで自由民主党を代表して川上委員より賛成意見が述べられました。かくして採決に入りましたところ、本法案は全会一致をもつて衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案は、原子力の研究開発及び利用の進展に伴つて、法制定当時予想された事態にも若干の相違が生じ、規制の方法なども適正化をはかる必要があるとして提出せられたもので、その骨子につい

て申し上げますと、まず第一に、原子力関係条約その他の国際約束によつて規制を受ける国際規制物資の使用に関しては、新しく種々の規制を行なうこと、第二に、臨界実験装置について今までより規制を強化し、原子炉に準ずる規制を行なうこと、第三に、検査機能の強化をはかるため、原子炉施設については定期検査、核燃料物質の使用施設については施設検査に関する規定を設けること、第四に、原子力施設検査官を新たに置くこととしております。

当委員会におきましては、この改正案について熱心な質疑が行なわれたのでありますが、その詳細につきましては會議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わりに、討論の後、採決いたしましたところ、全会一致をもつて衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎農業協同組合合併助成法

(昭三六・三・三一法四八)

一、提案理由(三月九日)

○井原政府委員 ただいま議題となりました農業協同組合合併助成法案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

昭和二十二年に農業協同組合法が制定されてから、農業協同組合が広く全国各地に設立され、農民の協同組織として、その経済的・社会的地位の向上に多大の貢献をいたして参つたのであります。しかし、戦後のきびしい社会・経済事情のもとで数多くの農業協同組合が経営不振に陥つたために、政府におきましても昭和二十六年以来農林漁業組合再整備備法による施策を初めとする一連の再整備備措置を講じ、不振農協対策としては相当の効果をあげてきたのであります。

しかしながら、その後の社会経済の発展に伴い、農業協同組合の規模そのものについても検討を加える必要が生じて参つており、他方、今後農業経営の近代化等を強力に推進していくため農業協同組合に期待するところが大きくなつておりますので、さらにこれを合併によつて強化する必要が痛感されるに至つております。

そこで、政府といたしましても、この際、経営規模の過小、事業基盤の狭小な農業協同組合の合併についての援助、助成等の措置を

講じ、その合併を促進して規模の拡大をはかり、農民の要望にこたえうる協同組織としてその機能を十分に果たし得るようにするため、本法案を提出した次第であります。

次に本法案のおもな内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、信用事業を行なつております、いわゆる総合農協を強化することが農業協同組合組織全体の強化にもなりますから、総合農協の合併を中心に本法案による措置を考えていくことにしております。

第二に、本法案による助成等をいたしますのは、農業協同組合で合併及び合併後の事業経営に関する計画を立て、都道府県知事が適当であると認定をしたものとしております。この認定にあたりましては、都道府県農業協同組合中央会の意見を聞くほか、農業協同組合に關し学識経験を有する者の意見を広く聞いて認定することといたしてあります。

第三に、その計画が適當である旨の認定を受けました農業協同組合が合併いたしました場合に、その効率的な事業経営のため特に必要とする施設の整備に要します経費及び合併後の農業協同組合に都道府県農業協同組合中央会が駐在指導員を派遣してその事業経営の指導をいたします場合の指導に要する経費につきまして補助するほか、都道府県が農業協同組合の合併について行ないまする指導に要する経費につきましても補助することとしてあります。

第四に、本法案による助成等の措置は、五年間行なうものとして、昭和四十一年三月三十一日までに合併したものを対象とするこ

といたしております。

なお、本法案と関連して別に提案を予定しております租税特別措置法の一部を改正する法律案によりまして、合併後の農業協同組合が合併により解散しました農業協同組合から引き継ぎます欠損金について、法人税の課税標準たる所得の計算上、損金算入を認めることとするほか、清算所得、不動産の登録税につきましても、現行法人税法及び登録税法の特例措置を設ける等、合併推進の障害になると思われる諸問題について税制面での助成措置を講ずることといたしてあります。

以上がこの法律案の提案の理由及びそのおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

二、衆議院農林水産委員長報告(三月三十一日)

(農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三六―法四六)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(三月三十一日)

(農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三六―法四六)の委員長報告と一括して掲載)

◎租税特別措置法の一部を改正する法律

(昭三六・三・三二法四九)

一、提案理由(三月九日)

○大久保政府委員 たいまい議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案外一法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、昭和三十六年度税制改正の一環として、すでに租税特別措置法の一部を改正する法律案を提出して御審議を願っているのですが、その後鉱工業技術研究組合法、低開発地域工業促進法その他の法案が国会に提案されることとなつたことなどに伴い、必要な税制上の特別措置を講ずるため、重ねて租税特別措置法の一部を改正する法律案を提出することとした次第でございます。

改正案の概要の第一は、試験研究の助長をはかるための特別措置であります。科学技術振興の重要性に顧み、試験研究の助長をはかるために、すでに税制上各種の措置が講ぜられているのでありますが、さらに、鉱工業技術研究組合法案の提案に伴い、同法に基づいて設立される鉱工業技術研究組合がその試験研究用の機械設備等の

ます。すなわち、特定機械工業を営む個人または法人が、その生産方式の改善等のため一定の要件に従つて工場を移転する場合、及び中小企業者が事業場の集団化のため一定の要件に従つて、一団地の工場用地に工場を移転する場合に生ずる譲渡所得について、一定の要件のもとで、その買いかえた工場用地の取得価額を圧縮記帳する方法で、課税の特例を認める措置を講ずることとしたしております。

さらに、硫安工業の合理化に資するため硫安製造業者の繰り越し欠損の処理について特例を認めることとしたしております。すなわち、硫安工業の合理化対策の一環として、硫安製造業者が日本硫安輸出株式会社に対して有する売掛金で、七月三十一日までに生じたもののうち、日本硫安輸出株式会社の欠損に見合うものを法人の所得の計算上損金に算入するとともに、これに伴う損失については十年間の欠損金の繰り越し控除ができるなどの特例を設けることとしたしております。

第三は、低開発地域等の工業開発等の促進をはかるための特例措置であります。わが国経済の急速な発展に伴い、地域別の所得格差を是正するため、地方における工業開発等を促進することが重要な課題となつておりますが、そのため税制上所要の特別措置を講ずることとしたしております。この点については、まず低開発地域工業開発促進法案の国会提出に伴い、同法に基づき低開発地域工業開発地区として指定される地域内で製造業の用に供する設備を新設または増設する場合には、一定の要件のもとで、初年度において機械設

租税特別措置法の一部を改正する法律

取得に充てるため組合員が組合に対して納付する費用については、最初の一年間でその七〇%、三年間でその全額を償却する特別償却の方法を認めるとともに、鉱工業技術研究組合が組合員から受け入れた賦課金で取得した試験研究用固定資産については、その取得価額を減額していわゆる圧縮記帳を行なうことによりその賦課金の受け入れにより利益を生じさせないことができるよう措置することとしたしております。

第二は、産業助成のための特別措置であります。

この点については、まず企業基盤を強化するため特定産業の合併を促進する政策上の要請に従つて合併が行なわれる場合などに課税の特例を認めることとしたしております。すなわち、機械工業振興臨時措置法に規定する特定の機械工業を営む法人、農業協同組合併助成法もしくは漁業協同組合整備促進法に基づき合併を行なう農業協同組合もしくは漁業協同組合または中央卸売市場において卸売業を営む法人が一定の要件に従つて合併を行なつた場合には、その合併により生ずる清算所得に対する法人税の課税を軽減し、特定機械工業を営む法人が事業の共同化のために機械工業振興臨時措置法の要件に従つて現物出資した場合には、その出資により取得する株式について圧縮記帳を認め、さらに農業協同組合及び漁業協同組合が一定の要件に従つて合併を行なうときは、被合併法人の欠損金を引き継ぐことを認めることとしております。

次に、特定産業の合理化と工場の地方分散等のために工場用地の買いかえを行なう場合に、課税の特例を認めることとしたしております。備について取得価額の三分の一、工場建物については五分の一相当額を普通償却の別ワクとして償却することを認める特別償却の制度を設けることとしたしております。また、地方における工業開発等に資するため、地方公共団体もしくは日本住宅公団の行なう工場用地等の造成のため土地が買収されたことに伴つて代替地等を買いかえた場合、または首都圏整備に関する法令によつて東京都の区部等の既成市街地内において作業場の新増築等が制限されているため土地等を譲渡し、他の市街地開発区域、低開発地域、工業開発地区等の地区において土地等を取得する場合には、圧縮記帳の方法により譲渡所得の課税の特例を設けることとしたしております。

第四は、海外移住者に対する譲渡所得等の課税の特例であります。わが国から海外に移住する者の実情を考慮するとともに、移住振興の見地から、国の行政機関が作成した計画に基づいて海外に移住する者が移住に際して資産を処分した場合の譲渡所得等の課税について特例を設けることとし、その譲渡所得の金額から百万円の特例控除を行なつた後の金額の二分の一相当額を譲渡所得の金額と見ることなどの措置を講ずることとしたしております。この結果、一般の譲渡所得の課税の例により、その金額からさらに十五万円を控除した後の金額の二分の一が課税の対象となることとなるのであります。

以上、租税特別措置法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその概要を申し上げますが、何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

次に、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、国家公務員共済組合法等の規定により現に支給されております年金を、このたび別途本国会に提案いたしました恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じて、改定したそうとするものであります。すなわち、恩給法の改正におきましては、(一)旧軍人軍属の戦務加算等の算入、(二)旧日本医療団職員期間及び外国政府職員期間の算入、(三)旧準軍人遺族についての特例扶助料の給与条件の緩和、(四)公務傷病恩給の額の改正、(五)昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた恩給の額の改定等の措置がとられることとなつたのであります。これらの措置のうち、第四及び第五の措置は、旧共済組合法及び旧勅令に基づく共済組合の既裁定年金に関係いたしますので、この法律案において所要の措置をとることとしたのであります。なお、第三の措置は、共済組合の長期給付制度とは関係がありませんが、第一及び第二の措置は、旧恩給公務員で現在共済組合員になつてゐる者の年金計算に関係いたしますので、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正として措置することとしたし、所存でございます。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。まず第一に、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金につきましては、その額を、同年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定措置に準じて改定いたすこととしております。第二

得に充てるため、組合員が組合に対して納付する費用については、三年間でその全額を償却する特別償却の方法を認めるとともに、組合が組合員から受け入れた賦課金で取得した試験研究用固定資産については、その取得価額を減額して、いわゆる圧縮記帳を行なうことにより、その賦課金の受け入れにより利益を生じさせないこととしようとするものであります。

次に、改正の第二点は、機械工業振興臨時措置法に規定する特定の機械工業を営む法人、農業協同組合併助成法等に基づき合併を行なう農業協同組合等、または中央卸売市場において卸売業を営む法人が一定の要件に従つて合併を行なつた場合には、この合併により生ずる清算所得に対する法人税の課税を軽減するとともに、特定機械工業を営む法人が事業の共同化のために一定の要件に従つて現物出資した場合には、その出資により取得した株式について圧縮記帳の方法を認め、さらに、農業協同組合等が一定の要件に従つて合併を行なうときは被合併法人の欠損金を引き継ぐことを認めようとするものであります。

また、特定機械工業を営む個人または法人が一定の要件に従つて工場を移転する場合、及び、中小企業者が一定の要件に従つて一団地の工場用地に工場を移転する場合に生ずる譲渡所得について、一定の要件のもとで、その買いかえた工場用地の取得価額を圧縮記帳する等の方法で課税の特例を認めようとするものであります。

さらに、硫安製造業者が日本硫安輸出株式会社に対して有する売掛金で本年七月三十一日まで生じたものうち、日本硫安輸出

租税特別措置法の一部を改正する法律

に、昭和二十三年七月一日以後、新給与制度による俸給の再計算が実施されました同年十二月一日までの間に退職した者については、同年六月三十日に退職したと仮定した場合に受け得る年金の額に改定し得る道を講ずることとしたしてしております。第三に、公務に基づく傷病を給付事由とする年金につきましては、恩給法における増加恩給の引き上げ措置に準じて従前の最低保障額を引き上げることとしております。第四に、以上の年金額改定のほか、若年者に対する増額分の支給停止その他につきまして所要の措置を講ずることとしております。

二、衆議院大蔵委員長報告(三月三十日)

○鴨田宗一君 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

本案は、鉱工業技術研究組合法、低開発地域工業開発促進法その他の法案が提出されたこと等に伴い、税制上必要な特別措置を講ずるため、重ねて租税特別措置法の改正をしようとするものであります。

その改正のおもな第一点は、鉱工業技術研究組合法に基づいて設立される鉱工業技術研究組合が、その試験研究用の機械設備等の取

株式会社等の欠損に見合うものを、法人の所得の計算上損金に算入するとともに、これに伴う損失については十年間の欠損金の繰り越し控除ができる等の特例を設けようとするものであります。その他、特定の機械工業を営む法人の合併等に伴う登記について、登録税の減免を行なうこととしたしてあります。

次に、改正の第三点は、特別法に基づき、個人または法人が低開発地域工業開発地区として指定される地域内で製造の事業の用に供する設備を新設または増設する場合には、一定の要件のもとで、初年度において、機械設備については取得価額の三分の一、工場建物については五分の一を普通償却の別枠として償却することを認める特別償却の制度を設けようとするものであります。

また、地方公共団体もしくは日本住宅公団の行なう工場用地等の造成のため、土地が買収されたことに伴つて代替地等を買いかえた場合、または首都圏整備に関する法令によつて、東京都の区部等の既成市街地内において作業場の新増築等が制限されているため、土地等を譲渡し、他の市街地開発区域、低開発地域、工業用開発地区等の地区において土地等を取得する場合には、圧縮記帳の方法により譲渡所得の課税の特例を設けようとするものであります。

最後に、国の行政機関が作成した計画に基づいて海外に移住する者が移住に際して処分した資産の譲渡所得等の課税について、百万円の特例控除を行なつた後の金額の二分の一を譲渡所得の金額と見等の特例を認め、その課税を軽減しようとするものであります。

本案につきましては、昨二十九日質疑を終了し、直ちに採決を行

ないましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決となりました。

なお、本案に対しましては全会一致をもつて附帯決議を付すべきものと決しました。附帯決議の内容は次の通りであります。すなわち、

政府は、硫安工業の合理化計画その他各般の施策を速急に具体化し、そのコスト低下による国際競争力の培養をはかるとともに、国内の農民に対し低廉なる肥料の供給を期すべきである。

なお、肥料二法についても再検討の要あるものと認める。というのであります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三六―法三五)の委員長報告と一括して掲載)

◎核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律 (昭三六・三・三一法五〇)

一、提案理由(三月十六日)

○松本政府委員 大臣が参議院の文教委員会、衆議院の内閣委員会、そちらの方と同時刻になっておりますので、はなはだ申しわけありません、私、大臣にかわりまして提案理由の説明をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

第一の議案であります核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

わが国における原子力の研究、開発及び利用は、昭和二十九年その緒について以来着々進展し、すでに運転中の原子炉は二基、近き将来設置されるものは相当数を数えるに至っております。また、核燃料物質の製錬、加工、再処理等の研究開発も、原子燃料公社及び日本原子力研究所を中心に行なわれ、本年秋に予定される国産一号炉の完成によつてその成果が明らかにされようとしております。

一方、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律が、原子炉の設置及び運転、製錬、加工及び再処理の事業並びに核

核原料物質核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

燃料物質の使用について、平和目的及び計画的利用の確保並びに災害の防止を目的として昭和三十二年に制定されて以来、政府としてその施行に万全を期して参つた次第であります。研究、開発の進展に伴い、法制定当時予想されました事態にも若干の変化が生じて参りましたので、法施行の経験に徴し、現行法に改正を加え、規制の方法の適正化をはかる必要があると考え、この法律案を今国会に提出するに至つた次第であります。

以下、この法律案の趣旨について御説明申し上げます。

第一は、国際規制物資の使用等に関し、必要な規制を行なうことであります。

原子力の平和利用に関する日米、日英、日加各協定、国際原子力機関憲章に基づいて入手する核燃料物質、原子炉その他の設備、資料、すなわち、国際規制物資につきましては、平和利用確保の見地より、これら各条約に相手国政府機関の行なう立ち入り検査、報告徴収等のいわゆる保障措置について規定されています。これらの条約の実施につきましては、従来は国際規制物資の使用が主として原子燃料公社及び日本原子力研究所に限られておりました関係上、それぞれ、原子燃料公社法及び日本原子力研究所法により支障なく運営してきましたが、今後の研究、開発の進展に伴い、広く民間において使用されることが予想されますので、条約の一そう円滑な実施をはかるために、国際規制物資の使用について立ち入り検査、記録報告、移転の制限等に関し、必要な規定を設けた次第であります。

第二は、臨界実験装置についての規制の強化をはかつたことであ

ります。臨界実験装置につきましては、従来、核燃料物質の使用についての規制措置を適用してきましたのでありますが、今後その設置数の増加及び規模の大型化が予想されますので、諸外国の事例をも参考とし、検査、保安規定、主任技術者の選任等に関し、原子炉に準ずる規制を行なうこととした次第であります。

第三は、原子炉施設について、定期検査に関する規定を設けたこととあります。原子炉施設の検査につきましては、現行法上その設置及び変更時における施設検査、性能検査の規定があり、また、その他必要な場合においては、随時立ち入り検査を行なうことができるとありますが、原子炉災害の防止については特に万全を期するために、原子炉施設のうち、その安全性に関し重要な部分については、毎年一回定期検査を受けなければならないものとした次第であります。

第四は、一定量以上のプルトニウム及び使用済み燃料の使用に関する規制を強化したことであります。プルトニウム及び使用済み燃料は、他の一般の核燃料物質と異なり、放射能が強く、かつ毒性を有する等の危険性から見て、施設及び取り扱いの面において万全を期する必要があります。このため、従来の核燃料物質の使用についての規制に加うるに、施設検査、保安規定に関する規定を設ける等、規制の強化をはかった次第であります。

第五は、原子炉施設検査官を置くことであります。原子炉施設等の施設検査、性能検査及び定期検査に関する事務は、一般行政事務と異なり、高度の学識と経験を要することにかんがみ、今回、検査

関係の規定の整備を機会に、一定の資格を有する者に限りこれを行なわせることとし、検査に万全を期せんとするものであります。

以上が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の理由並びに要旨であります。

次に、ただいま議題となりました原子炉損害の賠償に関する法律案について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

原子力の開発利用を進めるにあたりましては、その安全性の確保が絶対的な要件であることは申すまでもなく、不測の事態の生じないよう、政府といたしましても原子炉の設置等に際しましては、原子炉等規制法以下諸般の法令等により、万全の対策を講じて参りました。しかしながら、原子力の開発利用という現代科学の最先端を行くものだけに、なお技術的に未知の点があるとされておき、万々が一に災害の発生する可能性を理論的に完全に否定することは困難な事情にあるのであります。同時に、原子力の災害が発生いたしました場合には、放射能による被害規模が広範となる可能性をも想定し、また、後発性というような特異な放射能障害をもたらす危険性について考慮する必要があります。かかる特殊性にかんがみ、安全性の確保を第一義としつつも、万一の際における賠償制度を確立いたしません限り、住民の不安は除去されず、原子力事業の正常な発展は望むべくもないのであります。国際的に見ても、すでにアメリカ及びヨーロッパ諸国におきましては、原子炉損害の賠償に関する法制が整備または準備されております。

かかる情勢に対応いたしまして、原子力委員会におきましても、

原子力事業者が賠償責任を負わせることは公平を失することとなりまので、このような不可抗力性の特に強い特別の場合に限り、事業者を免責することといたしております。

第三に、損害賠償のための一定の措置を講じない限り原子炉の運転等を行なわせないこととし、損害賠償責任を担保するための措置を原子力事業者に強制することといたしております。この措置は、原子力損害賠償責任保険にかけるか、または供託をするか、あるいはこれらに相当するその他の方法により、一事業所または一工場当たり最高額五十億円を限度として、損害賠償に充てることができるとしななければならないこととしたものであります。

第四に、現在の原子力損害賠償責任保険につきましては、その大半を外国保険市場の再保険に依存して行われておりますが、一定の事由、たとえば日本における地震、正常運転等による損害は、外国保険業者がこれにに応じないという実情にあるため、保険のみをもつてしては賠償責任の全部を埋めることができないう場合がおります。このような場合における損害賠償の履行を確保するため、政府といたしましては、原子力損害賠償契約を原子力事業者との間に締結し、被害者の保護の完全を期することといたしました。なお、この補償契約の詳細につきましては、別に原子力損害賠償補償契約に関する法律案を本国会に提出し、あわせて御審議願うことといたしております。

第五に、五十億円をこえる損害がかりに生じた場合の問題であります。政府といたしましては、このような場合はまずあり得ないと

昭和三十三年以来鋭意検討を続け、昨年三月には原子力損害賠償制度の確立について決定を行なつたのであります。政府といたしましても、すでに原子炉規制法の一部を改正し、暫定的に賠償措置を講じてきたのでありますが、原子力委員会決定の趣旨を尊重いたしまして、ここに本法案国会に提出することとした次第であります。

以下、本法律案の内容につきまして、その重要な点を後説明申し上げます。

第一に、この法律の目的は、原子炉の運転、核燃料の加工、使用及び再処理等を行なうことによつて、万一原子力による被害を第三者に与えました場合、その損害の賠償に関する基本的制度を定めて、被害者の保護に遺憾なきを期するとともに、原子力事業の健全な発達に寄与しようとするものであります。

第二に、原子力事業者の賠償責任につきまして、民法の不法行為責任の特例としてこれを無過失責任とし、かつ、原子力事業に責任を集中することといたしております。これは、原子力の分野においては、未知の要素が含まれるという実情にかんがみ、原子力損害の発生について過失の存在しない場合も考えられ、また、かりにこれらの要件が存在するとしても、その立証は事実上困難と認められるからであります。また、原子力事業者が広範な産業の頂点に立つ総合産業でありますだけに、損害発生時における責任の帰属が不明確なる場合が予想される点を考慮したものであります。ただし、異常に巨大な天災地変等によつて損害が生じた場合まで、原

考えておりますが、万々一このような事態に至りました場合は、被害者の保護と原子力事業の健全な発達をはかるという、この法律案の目的を達成するために必要と認めますときは、国会の議決により、政府に属させられた権限の範囲内において、原子力事業者に対し、賠償に必要な援助を行なうことといたしました。

また、原子力損害が異常に巨大な天災地変等によつて生じたため、原子力事業者が損害賠償の責任を負わないような場合におきましても、政府は、原子力損害の被災者の救助や被害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとして、住民の不安を取り除くことといたしております。

さらに、原子力損害に関する国民的関心、損害の特殊性等にかんがみ、相当規模の原子力損害が発生いたしましたような場合には、わが国原子力政策の帰趨にもかかる問題でありますので、国家的規模において、すなわち、国民の代表たる国会の意思が十分反映されるような形態で処理されるのが適当であるかと考えます。このため政府は、相当規模の原子力損害が生じた場合には、できる限りすみやかに損害の状況、及びこの法律に基づき政府のとりました措置を国会に報告するものとし、また、専門的立場から原子力委員会が損害の処理損害の防止等につき内閣総理大臣に意見書を提出いたしましたときは、政府は、当該意見書を国会に提出しなければならぬことといたしております。

第六に、原子力損害の賠償につき紛争が生じた場合、その迅速な処理をはかり、被害者の保護に資するため、紛争に関し和解の

ものであります。正常運転の際に損害の生ずることは、現在の科学的知識では全く予想されないものであります。原子力には未知の要因のあり得ることも考慮し、万一の場合に対処したものであります。

次に、原子力事業者が納付すべき補償料につきましては損害発生の見込み政府の事務取り扱い費等を勘案の上その料率を政令で定めるものとしております。

第三に、政府は、原子力事業者が、損害賠償措置を講ずることなく原子炉の運転等を行なった場合、補償料納付を怠つた場合、保安のために講ずべき措置違反等、原子力事業者が義務違反があつた場合には、補償契約を解除できるものとしております。しかしながら、原子炉の運転等に併う危険が直ちに解消しない点を考慮いたしまして、この契約解除の通知を原子力事業者が受けてからなお九十日の間に生じた損害については、政府補償するものとして、被害者保護に遺憾なきを期しております。また、この解除通知後の損害のほか、通知義務違反事項に基づく損害等についても政府は補償するのであります。かかる事業者につきましては、補償金に相当する金額を後に返還させることといたしております。

なお、政府の締結する補償契約の限度につきましては、会計年度ごとに国会の議決を経た金額の範囲内としており、三十六年度予算案におきましては二十億円を予算総則に掲げ、御承認を求めている次第でございます。

以上が原子力損害賠償契約に関する法律案の理由並びに要旨である

核原料物質核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

仲介及びそのための損害の調査評価を行なう特別の機関として、必要に応じ、原子力損害賠償紛争審査会を設置するものとした。以上が原子力損害の賠償に関する法律案の提案の理由並びに要旨であります。

次に、第三に、原子力損害賠償補償契約に関する法律案について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。別途御審議を願うこととなつております原子力損害の賠償に関する法律案、いわゆる賠償法案により、原子力事業者に講じさせる損害賠償措置の一部である責任保険は、海外保険市場に再保険している関係等から、一定の原因による原子力損害については、これを填補し得ない事情にありますため、責任保険のみをもつては、賠償措置として完璧を期し得ないのであります。このため政府といたしましては、このギャップを埋め、被害者保護に遺憾なきを期し、かつ原子力事業の健全な発達に資する見地から原子力事業者と補償契約を締結し、民間の責任保険によつては埋めることのできない原子力損害について、これを補償する制度を定めるものとし、ここにこの法律案を提出するものとした次第であります。

以下、本法律案の要旨について御説明申し上げます。

まず、この補償契約により補償する原子力損害の範囲は、地震または噴火等によるもの、正常運転によるもの事故があつてから十年以後に賠償請求の行なわれた、いわゆる後発性障害及び原子力損害賠償責任保険では埋められない原子力損害であつて、政令で定める

ります。

次に、新技術開発事業団法案の提案理由を御説明申し上げます。近年、日本経済の発展は目ざましいものがございますが、これには遺憾ながら、外国技術の導入が大きな役割を果たして参りました。そのため、対外支払額は毎年増加の一途をたどり、昭和二十五年以来の累計は一千億円を突破いたしております。日本経済の健全かつ自主的な発展の上からも憂慮すべきこととあります。このような外国技術依存の体制を脱却し、国民経済の向上をはかるためには、この際、わが国の新技術の開発を強力に推進することが必要でございます。

新技術の開発とは、申すまでもなく、わが国独自のすぐれた研究成果を開発育成することであり、これが企業化に際しまして、不安が大きいために、企業化することに多大の困難と支障を併うものについて、実際の規模において行なうことをいうのでございます。従来、わが国には、すぐれた研究成果が少なからずあることは一般に認められておるところでございますが、その研究成果を、産業に導入できるようなところまで発展させ、開発することに遺憾の点が多かつたのが実情でございます。

英国におきましては、昭和二十四年に研究開會公社が設立され、国の投資による資金をもとにして、公共的開発、発明を企業化する事業を開始しておりますが、現在は百億円の投資限度ワクに拡大されるという段階にまで発展し、多数の成果を上げております。

わが国では、英国の例などを参考とし、昭和三十三年理化学研究

所法施行にあたり、同研究所に開発部を設け、新技術の開発業務をも担当せしめて参りました。その業務は、国の研究機関、大学その他の研究機関において上げられた研究成果のうち、民間企業の危険負担によつては、開発することが困難である重要な新技術を企業に委託して開発するとともに、その開発の成果をできるだけ広く民間企業に活用させるという新しい事業でございます。以来今日まで三年間に、三億四千万円の政府出資金で七件の新技術の開発を委託し、そのうち、三十三年度に開発を行なつた二件はすでに成功の域に達しました。

このように委託開発事業について明るい見通しを得ましたので、より強力にこの業務を推進させるため、この際、理化学研究所の開発部を分離独立させ、新技術開発事業団を設置するに至つたものであります。これが本法案を提出するに至つたいきさつであります。

本事業団の業務は、理化学研究所の開発部で行なつてきた事項をそのまま踏襲しております。ただ、事業団として独立するにあつて、従来理化学研究所に置かれておりました開発委員会を開発審議会に改め、諮問機関としての責務を明確にさせる等、若干の改定を加えております。

次に、本法案の概要を御説明いたします。

第一に、同事業団の設立の目的は、新技術の効率的な開発、及びその成果の普及の事業を行なわしめることにあります。

第二に、同事業団は全額政府出資の法人であつて、その資本金は、三十六年度に予定されている出資金三億円と、理化学研究所の

新技術開発関係資産約三億四千万円の合計、すなわち、約六億四千万円であります。

第三に、役員は内閣総理大臣の任命する理事長、専務理事各一人、理事四人以内、監事一人であります。

第四に、開発審議会は、科学技術に関する学識経験者十名以内をもつて構成され、新技術開発の基本方針の決定、新技術の選定、開発実施の結果の認定など、重要事項について理事長の諮問に応ずることになつております。

第五に、同事業団の業務は、企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して開発を実施すること、新技術の開発の成果を普及すること、新技術の開発についてあつせんすること等でありま

す。

第六に、同事業団は、内閣総理大臣が監督いたします。

第七に、同事業団に対しては、登録税、印紙税、所得税、法人税、事業税、不動産取得税を非課税とする等、税制上の助成措置を講じております。

最後に、理化学研究所から同事業団への権利及び義務の承継についての規定、その他経過規定並びに理化学研究所法の関係条文の改正等を定めております。

以上、本法案の提案理由及びその内容に関する概要の御説明を申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いする次第であります。

以上、御報告終わります。

二、衆議院科学技術振興対策特別委員長報告

(三月三十日)

山口好一君 ただいま議題となりました核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、科学技術振興対策特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案の内容は、国際規制物資の使用などについて必要な規制を行ない、臨界実験装置についての規制の強化をはかり、原子炉施設について定期検査に関する規定を設け、一定量以上のプルトニウム及び使用済み燃料の使用に関する規制を強化し、原子力施設などの施設検査などに万全を期するため、原子力施設検査官を置くことなどを骨子としております。

本案は、去る三月十六日池田国務大臣より提案理由の説明を聴取した後、熱心なる審議が行なわれたのでありますが、これらの内容については会議録に譲りたいと存じます。

かくて、本三十日質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第であります。

なお、自由民主党、日本社会党及び民主社会党共同提案により、政府は、原子炉設置の許可をなすにあつて、原子力委員会において原子炉安全専門審査会の意見を徴し、これを尊重するよう措置すべきである旨の附帯決議を付すべしとの動議が提出され、これまた全会一致をもつて可決いたしました。

核原料物質核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

三、参議院商工委員長報告(三月三十一日)

(機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律(昭三六―法四七)の委員長報告と一括して掲載)

◎郵便貯金法の一部を改正する法律

(昭三六・三・三二法五一)

一、提案理由(三月一日)

○小国務大臣 ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便貯金の利率を引き下げること、新たに定期郵便貯金制度を設けること等をおもな内容としております。

以下、その改正の要点について申し上げます。

第一点は、金利水準引き下げの一環といたしまして、郵便貯金もその利率を引き下げようとするものであります。その利下げの幅は、予想される民間金融機関の金利の下げ幅なども考慮いたしまして、通常郵便貯金につきましては三厘六毛、積立郵便貯金につきましては一厘二毛また定額郵便貯金につきましては三厘ないし五厘といたそうとするものであります。この引き下げに関連いたしまして、既存の積立郵便貯金及び定額郵便貯金につきましては、国営事業としての、また貯蓄機関としての信用を保持し、あわせて今後の貯蓄の増強に支障を来たすことのないよう、改正後におきましても、その積立貯金または定額貯金として存続する期間中は引き続き改正前の利率を適用しようとするものでございます。

第二点は、預金者の利便をはかるため、新たに預入期間を一年、

利率を年五分とする定期郵便貯金の制度を設けようとするものでございます。

第三点は、現在、郵便貯金通帳、郵便貯金証書または払い戻し証書を亡失した場合等には、預金者はその再交付の料金として金二十円を納付することとなっておりますが、預金者の負担を軽減するため、その料金を廃止しようとするものであります。

第四点は、現在、通常郵便貯金の通帳への利子の記入は、地方貯金局で通帳の提出を受けて行なっているものであります。今後は、帳金者が通帳を手元に置いたまま、郵便局において地方貯金局から通知を受けて利子の記入を行なう取扱い方法を新たに設けること、また積立郵便貯金及び定額郵便貯金の据置期間などの期間の計算につきましては、現在は預入の日の翌日から起算していくのでありますが、これを当日から起算することに改めることとしまして、預金者の利便をはかるようとするものでございます。

以上がこの法律案の提案の理由とそのおもな要点であります。何とぞ御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願いを申し上げます。

二、衆議院通信委員長報告(三月二十八日)

○大上司君 ただいま議題となりました二つの法律案につきまして、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案は、去る三月九日内閣

から提出されたものであります。提案理由及び内容といたしましては、第一に、政府の企図する金利水準引き下げの一環として、郵便貯金の利率を、通常貯金につき三厘六毛、積立貯金につき一厘二毛、定額貯金につき三厘ないし五厘引き下げる。ただし、既存の積立貯金及び定額貯金については、その存続期間中は引き続き改正前の利率を適用すること、第二に、預金者の利便をはかるため、新たに、預入期間を一年、利率を年五分とする定期郵便貯金の制度を設けること。第三に、郵便貯金通帳等の再交付の料金を廃止し、貯金原簿所管庁のほか、郵便局においても利子記入の取り扱いは行なうこととし、積立貯金、定額貯金の据置期間の計算につき、預入の日から起算しているのを、預入の当日から起算することに改める等、預金者に対するサービスの向上をはかつたこと等が、そのおもなるものであります。

なお、施行期日は本年四月一日となっておりますが、定期郵便貯金制度及び郵便局における利子記入の取り扱いは本年十月一日から施行することとなっております。

通信委員会におきましては、本案の付託を受けまして以来、数次にわたり会議を開いて慎重審議を続けたのであります。その状況は会議録に譲りたいと存じます。

かくして、委員会は三月二十四日質疑を終了、討論を省略して直ちに採決を行いました結果、本案多数をもって政府原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

次に、簡易生命及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部
郵便貯金法の一部を改正する法律

を改正する法律案は、去る二月二十四日内閣から提出されたものであります。その目的とするところは、現在、簡易生命及び郵便年金は広く国民大衆によつて利用せられこれが積立金は、財政投融资計画の一環として、地方公共団体を初めとし、国、政府関係機関等をおもなる対象として運用されているのであるが、その運用利回りは民間保険等と比較して相当低く、ために、配当を加味した正味保険料はかなり割高となつていて、国民になるべく安い保険料、掛金に得ないのみならず、新契約の募集上に支障を与えている状況にあるので、本改正案によつて、積立金の運用範囲を拡張して利回りの向上をはかりその利益を保険年金加入者に還元しようとするのであります。

今回の法律改正によつて、新たに積立金融資の対象となるものは、第一は、特別の法律によつて設立された法人で、民間資本の出資のないものうち、特別の法律に基づき債券を発行することができる法人の発行する債券及びこれに対する貸付であつて、これに該当するものは日本道路公団、首都高速道路公団、帝都高速度交通営団等であります。第二は、長期信用銀行法第二条に規定する銀行の発行する債券であつて、これに該当するものは日本不動産銀行、日本興業銀行及び日本長期信用銀行であります。第三は、電源開発株式会社が発行する社債及びこれに対する貸付であります。

なお、本案の施行期日は本年四月一日となっております。以上が本法案の内容でございますが、通信委員会におきまして

は、本案の付託を受けまして以来、会議を開いて慎重審議を重ね、三月二十八日質疑を終了、討議を省略して直ちに採決の結果、賛成多数をもつて本案は政府原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

なお、採決の後、委員会は、委員佐藤洋之助君の動議により、自由民主党、日本社会党、民主社会党の共同提案にかかる次の附帯決議を賛成多数をもつて議決いたしました。

附帯決議

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関しては、政府は、さらに一層運用利回りの向上をはかるとともに、現行の運用範囲のほか、なお積立金の貸付によつてひろく保険年金加入者たる国民各層の利益に資することができると認められる対象があるときは、遅滞なくこれに対して運用範囲を拡大する措置を講ずべきである。

右決議する。

これをもつて御報告を終わります。

三、参議院通信委員長報告(三月三十一日)

○鈴木恭一君 たいま議題となりました二法案につきまして、通信委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

かくて質疑を終え、討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決いたしましたところ、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、新たに運用の範囲を拡張し、資金の効率的運用と事業経営の健全化をはかろうとするものでありまして改正により新たに融資の対象となりますものは、第一に、特別の法律により設立された法人で、民間資本の出資のないものうち、特別の法律に基づき債券を発行することができる法人の発行する債券及びこれに対する貸付でありまして、これに該当するものは、日本道路公団、首都高速道路公団、帝都高速度交通営団等であります。第二は、長期信用銀行法第二条に規定する銀行の発行する債券でありまして、これに該当するものは、日本不動産銀行、日本興業銀行、日本長期信用銀行であります。第三は、電源開発株式会社が発行する社債及びこれに対する貸付であります。

通信委員会におきましては慎重審議をいたしたのでありますが、質疑のおもなるものは、一、積立金の運用は加入者への利益還元を主とすべきではないか、一、運用の自主性を確立すべきではないか、一、簡易保険と民間保険との運用利回りの格差はどうか等がありました。その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて、質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党を代

郵便貯金法の一部を改正する法律

この法律案は、郵便貯金の利率を引き下げること、新たに定期郵便貯金制度を設けること等をおもな内容とするものであります。

まず、その改正の要点について申し上げますと、

第一点は、金利水準引き下げの一環として郵便貯金もその利率を引き下げようとするものでありまして、その利下げの幅は、予想される民間金融機関の金利の下げ幅なども考慮して、通常郵便貯金については一厘二毛、また、定額郵便貯金については三厘ないし五厘としようとするものであります。ただし、既存の積立郵便貯金及び定額郵便貯金には、改正後におきましても、その存続する期間中は、引き続き改正前の利率を適用しようとするものであります。

第二点は、預金者の利便をはかるため、新たに、預入期間を一年、利率を年五分とする定期郵便貯金制度を設けようとするものであります。

その他、事務処理の簡易化、預金者へのサービスのため、事務的な一、二の点を改正しようとするものであります。

通信委員会における質疑のおもなるものは、一、貯金総額の制限額引き上げを見送つた理由、二、郵便貯金と民間金融機関の利率引き下げの理由及びその幅の適否、三、最近における貯蓄状況の低調傾向にかんがみるとき、利率引き下げにより財政投融资に影響を及ぼすことはないか、四、資金運用部資金法及び郵便貯金特別会計法等の改正により、他の会計からの繰入制度が廃止せられたが、今後の郵便貯金会計の見通しはどうか等でありますが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

表して野上委員より、

簡易生命保険及び郵便年金の特質及び事業の現況に鑑み、その積立金の運用に関しては、政府は、さらに一層運用利回りの向上を図るとともに、保険及び年金加入者たる国民の利益を増進するため、その運用方針の改善並びに運用範囲の拡大につき必要なる措置を講ずべきである。

との附帯決議を付して賛成せる旨の発言があり、討論を終わり、採決の結果、全会一致をもつて野上委員發議の附帯決議を付して原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。

◎道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律 (昭三六・三・三一法五二)

一、提案理由(二月十五日)

○中村国務大臣 ただいま議題となりました道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案につきまして提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

政府におきましては、現行の道路整備緊急措置法に基づき、昭和三十三年度を初年度とする道路整備五カ年計画を策定し、これに基づきまして、道路整備事業を推進いたして参つたのでありますが、最近のめざましい経済成長に伴いまして、道路輸送需要は、計画策定当時の予想をはるかに上回つて著しく増大しつつある現状でございますので、これが対策として道路整備の拡充強化が強く要望されている次第でございます。

一方、政府は、昨年十二月国民所得倍增計画を決定いたしました。この計画を達成するためには、今後の経済成長に対応した道路整備計画を策定いたしまして、道路の改良と近代化を促進し、輸送隘路を開いたしまして、先行的道路投資を行ない、産業経済の基盤を強化し、国民生活の向上に資する必要があると見做しております。

このため、現行の道路整備五カ年計画を改定拡充して、昭和三十六年度を初年度とする新道路整備五箇年計画を樹立し、急速に道路

の整備を促進することとしたし、ここに、計画策定の根拠法である道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の要旨を申し上げます。

改正の第一点といたしましては、ただいま申し上げました通り、現在実施中の道路整備五カ年計画を改定して、新たに昭和三十六年度を初年度とする新道路整備五カ年計画を策定することとしたこととあります。

第二点といたしましては、建設大臣が道路整備五カ年計画の案を作成しようとしたときは、道路整備五カ年計画と長期経済計画との調整をはかりましたため、あらかじめ、経済企画庁長官に協議することとしたこととあります。

第三点といたしましては、道路整備計画の一環として実施しております積雪寒冷特別地域の道路交通確保に関する計画につきまして、新道路整備五カ年計画と計画期間の調整をはかりましたため、昭和三十六年度以降の毎五カ年を各一期とする積雪寒冷特別地域道路交通確保五カ年計画を策定することとしたこととあります。

その他これに関連いたしまして、関係規定の整備を行なうことといたした次第であります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願いいたします。

次に、ただいま議題となりました住宅金融公庫法等の一部を改正

する法律案につきまして提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

住宅金融公庫は、昭和二十五年設立以来、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものに融通し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与して参つたのであります。

ところで、住宅金融公庫の業務は、年を追つて増加の一途をたどつておるのでありますが、これが適正な処理をはかるため、この法律案におきましては、理事一名を増員することとしたのであります。

次に、最近の逼迫した宅地事情にかんがみ、宅地造成を積極的に推進し、良好な宅地を大量に供給する必要があると見做しますが、この法律案におきましては、宅地造成にかかる資金の貸付の範囲を拡大することいたしました。

すなわち、従来は、土地の取得造成に必要な資金を貸し付けることのできますのは、主としてその土地に公庫の貸付金にかかる住宅が建設される場合に限られていたものであります。が、今回、この範囲をやや拡大して公庫の貸付にかかる住宅に限らず、一般に住宅の用に供する土地の取得造成について貸付を行なうことができることといたしますとともに、さらにその造成団地の居住者の利便に供する施設、たとえば学校、商店等の用に供する土地の取得造成に必要な資金をあわせて貸し付けることができる旨を明らかにしたのであります。

第三に、中高層耐火建築物等の建設及び宅地造成事業に対する需

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

要の増大にかんがみ、貸付の資金量を大幅に拡大する必要があり。また、貸付金利を引き上げることとした。すなわち、中高層耐火建築物等の建設資金の貸付利率は、従来は、年六分五厘でありましたが、これを、住宅部分については年七分、住宅部分以外の部分については年七分五厘とし、土地の取得造成資金の貸付利率は、従来は年六分五厘でありましたものを年七分五厘といたしました。また、産業労働者住宅の建設資金の貸付におきましては、貸付の資金量の増大をはかりましたため中小規模の事業等以外の事業に従事する産業労働者のための産業労働者住宅の建設の貸付におきまして、従来は年六分五厘でありましたものを年七分とすることといたしました。

中小規模の事業等に対しましては、従来どおり年六分五厘であります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願いいたします。

二、衆議院建設委員長報告(三月十四日)

○加藤高藏君 ただいま議題となりました道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行道路整備五カ年計画は、昭和三十三年以降五カ年間に、総投資額一兆円をもつて道路の整備を促進しようとするものでありま

すが、最近におけるわが国自動車交通需要の増加は、現行計画策定当時の予想をはるかに上回っているだけでなく、この傾向は今後さらに増加の情勢を示しておるであります。従いまして、このような交通情勢に対処するためにも、また、新たに策定された国民所得倍増計画を達成するためにも、この際、現行道路整備五カ年計画を発展的に解消せしめ、新たに昭和三十六年度を初年度とする総投資額二兆一千億円の新道路整備五カ年計画が策定されることとなつたのであります。ここに計画策定の根拠法である道路整備緊急措置法等の一部に所要の改正をしようとするものであります。

本法案は、二月十四日日本委員会に付託され、新道路整備五カ年計画の基本構想その他について質疑が行なわれたのであります。その詳細は会議録に譲ることいたします。

かくて、三月十日討論を省略して直ちに採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。

三、参議院建設委員長報告(三月三十一日)

○稲浦鹿藏君 ただいま議題となりました道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

その要旨は、現行の昭和三十三年度を初年度とする道路整備五カ年計画を、昭和三十六年度を初年度とする道路整備五カ年計画に改

め、新計画策定の根拠規定としたことであります。なお、建設大臣は、五カ年計画の案を作成するときは、長期経済計画との調整をはかるため、経済企画庁長官に協議しなければならないことといたしております。

委員会における質疑のおもなるものは、総額二兆一千億円の五カ年計画の内容、地方財政との関連、揮発油税等財源の問題等についてでありましたが、詳細は会議録に譲ることいたします。

かくて討論に入りましたところ、日本社会党を代表して内村委員から、「一、この種の計画は、期間の途中しばしば改訂されたが、今次の計画は期間中に完遂すること、二、物価上昇に伴う工事単価の変動があつても、整備目標と事業量を完全に実施すること、三、計画の財源である揮発油税、地方道路税、軽油引取税の増額は不満であり、かつ、すでに限度に達していると見られるから、将来増税は行なわれないことの三点を要望して賛成する」旨の発言がありました。次いで、民主社会党を代表して田上委員から、ほぼ同様の発言があり、採決の結果、原案は全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎国立病院特別会計法の一部を改正する

法律 (昭三六・四・一法五三)

一、提案理由(二月二十三日)

(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭三六―法四〇)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月十七日)

(森林火災保険特別会計法の一部を改正する法律(昭三六―法一三)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月二十四日)

(森林火災保険特別会計法の一部を改正する法律(昭三六―法一三)の委員長報告と一括して掲載)

郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律

一五六

◎郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律
(昭三六・四・一法五四)

一、提案理由(三月二日)

(関税率法の一部を改正する法律(昭三六―法二六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十三日)

(港湾整備特別会計法(昭三六―法二五)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三六―法三五)の委員長報告と一括して掲載)

◎有価証券取引税法の一部を改正する法律
(昭三六・四・一法五五)

一、提案理由(二月二日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三六―法三五)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月九日)

(国民金融公庫法の一部を改正する法律(昭三六―法九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月二十二日)

(通行税法の一部を改正する法律(昭三六―法二一)の委員長報告と一括して掲載)

有価証券取引税法の一部を改正する法律

一五七

◎国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律

(昭三六・四・一法五六)

一、提案理由(二月二日)

所得税法の一部を改正する法律(昭三六―法三五)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月九日)

○鴨田宗一君 たいま議題となりました三法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案について申し上げます。

この法律は、国債及びその償還財源の現況にかんがみ、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れらるべき償還資金の額について、次のような特例を設けようとするものであります。

すなわち、国債の元金償還に充てるための資金を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れる場合におきまして、その繰り入れらるべき金額は、昭和三十六年度以降当分の間、財政法第六条その他、他の法律の規定により、国債の償還財源に充てる金額と合して毎年度の予算で定めるところによることとし、国債整理基金特別会

計法の規定による前年度首現在国債総額の百分の百十六の三分の一の繰り入れは、これを停止することとしたのであります。

なお、この法律案に伴いまして、昭和二十八年度から昭和三十五年度までの各年度において国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律を廃止するとともに、廃止法律に定められておりました日本国有鉄道及び日本電信電話公社が政府に対して負っている法定債務の償還元利金の国債整理基金特別会計への組み入れに関する措置は、従前と同様、今後も継続することとしたのであります。

次に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、補助金等の整理合理化の一環として、昭和二十九年以降昭和三十五年度まで毎年度実施して参りました特例措置を、実体法等についてしかるべき法的措置が講ぜられるまでの間、なお存続することとしたそうとするものであります。

なお、この法律に基づく特例措置は、現在、文部省関係二件、厚生省関係一件、農林省関係三件、運輸省関係一件、建設省関係一件、合計八件となっております。

最後に、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止する法律案について申し上げます。

この法律案は、地方財政運営の健全化をはかる等のため、今後国が直轄で施行する事業にかかわる地方公共団体の負担金については、すべて地方債証券による納付を行なわれないこととするので、こ

れに伴い、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止することとしようとするものであります。

以上の各法律案につきましては、審議の結果、去る二日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもつて原案通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(三月十五日)

○大竹平八郎君 たいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、国債償還の現況にかんがみ、昭和二十八年度以降年々講じられてきた昭和二十八年度から昭和三十五年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律を廃止し、昭和三十六年度以降当分の間は、国債の償還財源に充てるため一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れる金額は、国債整理基金特別会計法の規定にかかわらず、財政法その他の法律の規定により国債の償還財源に充てる金額を合わせて毎年度の予算で定めることとし、また、廃止法律に定められている日本国有鉄道及び日本電信電話公社からの法定債務の償還金等は、国債整理基金特別会計の歳入とし、一般会計から同特別会計に繰り入れがあつたもの

国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律

とみなすという規定は今後も継続することとし、これに伴い必要な規定の整備をはかるようとするものであります。

委員会における審議の詳細につきましては会議録によつて御承知を願いたいと存じます。質疑を終了し、討論、採決の結果、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、補助金等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和二十九年年度における補助金等の整理合理化の一環として、補助率の引き下げ等につき法律措置を必要とするものについて特例規定を設けるため、補助金等の臨時特例等に関する法律が制定され、その後、毎年度適用期限を延長してきました。その間、補助金等の整理合理化について検討を続け、結論を得たものは基本法を改正する等の措置をし、逐次、特例規定を整理してきたのであります。なお引き続き検討を加える必要がおりますので、本案は、その結論が得られ別段の法律措置が講じられるまでの間、この特例法の効力を存続せしめようとするものであります。

委員会においては、補助金等の整理合理化問題について、中央、地方の財政調整、事務配分等の総合的な検討をなすべきではないか、民間有識者による補助金制度研究懇談会や各省連絡協議会等の検討結果はいかに活用されているか等の質疑がなされ、また、地方公共団体の尿処理問題について、補助金等の面で積極的に考慮すべきではないか等の質疑がなされましたが、それらの詳細は会議録によつて御承知願います。

国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律

一六〇

質疑を終わり、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止する法律案について申し上げます。

国が直轄で行なう事業にかかる地方公共団体の負担金につきましては、昭和二十八年、当時の地方財政の状況にかんがみ、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律が制定され、現金納付にかえ、地方債証券による納付が認められてきたのでありますが、この地方債証券による納付制度には、国と地方公共団体との間の費用負担関係を不明確にし、また、地方団体の財政を不健全にする等、種々の弊害があると指摘されて参りましたので、昭和三十五年度におきまして、国有林野事業、特定港湾施設工事、道路整備及び治水の各特別会計で行う事業にかかる地方団体の負担金について、地方債証券による納付制度を取りやめ、現金納付とし、その所要資金の一部については、資金運用部資金による地方債引き受け措置が講じられたのであります。

本案は、近年地方財政が好転して参りましたこと、並びに昭和三十六年度におきまして、一般会計の直轄事業にかかる地方負担金につきましても、所要資金の一部について資金運用部資金による地方債引き受け措置が講じられることとなつたのにかんがみ、今後国の直轄事業にかかる地方負担金についてはすべて地方債証券による納付制度を廃止しようとするものであります。

委員会の審議におきましては、この制度の廃止によつて、一般事

業の地方債起債が圧迫されるのではないか、赤字団体に対してはかかる措置を講ずるのか等につきまして質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

(昭三六・四・一法五七)

一、提案理由(二月二日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三六―法三五)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月九日)

(国民金融公庫法の一部を改正する法律(昭三六―法九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月二十九日)

(港湾整備特別会計法(昭三六―法二五)の委員長報告と一括して掲載)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

一六一

◎日本住宅公団法の一部を改正する法律

(昭三六・四・一法五八)

一、提案理由(二月十六日)

○国務大臣(中村梅吉君) たいま議題となりました日本住宅公団法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

第一に、日本住宅公団が市街地において住宅の建設を行なう場合に、その住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設を建設することが、住宅の建設用地の取得を容易にし、または住宅の居住者の利便の増進と居住環境の維持向上に資し、あわせて市街地の合理的利用を促進するため、ますます必要となつて参りましたので、従来、日本住宅公団が付帯業務として行なつていたこれらの施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡の業務を公団に行なわせることを法律上明らかにいたしました点であります。

次に、日本住宅公団の住宅は、耐火性能を有する集団住宅で大団地を形成している点にその特色を有するのでありますが、団地生活の利便を増進し、住宅管理を合理的に行なうための方法として、日本住宅公団は、託児所、貸倉庫等の団地の居住者の利便に供する施設で、政令で定めるものの建設もしくは管理または団地の居住環境の維持、改善に関する業務を行なう事業に対して、建設大臣の認可

を受けて投資または融資をすることができるとし、建設大臣がこの認可をしようとする場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならないことといたしました。

次に、日本住宅公団は、従来、建築基準法及び宅地建物取引業法の適用にあたり、国とみなされておりましたが、同様の趣旨において、不動産登記法等の法令につきましても公団を国または国の行政機関とみなして、これらの法令を準用することといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいませようお願い申し上げます。

二、参議院建設委員長報告(三月十日)

○稲浦鹿藏君 たいま議題となりました日本住宅公団法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本住宅公団の過去五年間にわたる実施の状況にかんがみ、既成市街地における併用住宅の建設並びに一団地居住者の生活利便のための施設を拡充しようとするものであります。

すなわち、改正の第一点は、従来付帯業務として行なつて参りました市街地における商店、事務所等との併用住宅の建設、賃貸、管理等の業務を、公団本来の業務として法律上明定したことでありませう。

第二点は、公団団地生活者の利便のための託児所、貸し倉庫等の施設の建設または居住環境の維持改善に関する業務を拡充するための新しい事業体を作り、これに対して公団が投資または融資をすることができるようにしたこととあります。

第三点は、不動産登記法等の法令については、公団を国または国の行政機関とみなして準用することとあります。

本法案の審議にあたりましては、本案が団地居住者の利害並びに団地管理上に密接な影響を持つものでありますので、公団総裁、団地居住者代表者及び学識経験者を参考人として招致する等、慎重な審議を続けて参つたのであります。

質疑の重点は、新しく創設を予定される団地居住者のサービスのための事業体の性格、事業の内容、資金、機構、人事等に置かれたのであります。この事業を公団本来の付帯業務として行なえない理由、及び「事業体を公益法人とせず、株式会社組織とすることについての理由」については、政府側から「居住者の強い要望のある施設ではあるが、一部の居住者の利用にとどまるものであり、また公共的施設としては該当しないものである。公団本来の管理業務上からは付帯業務としても実施しがたい。」また「本事業には民間資金をも購入することが必要であり、会社経営の方式が現実に即すると考えられるからである。」との答弁がありました。その他、従来の大団地建設主義と既成市街地における市街地住宅の建設の比重に対する基本的な政府の考え方等について質疑が行なわれましたが、詳細は会議録をごらんを願いたいと存じます。

日本住宅公団法の一部を改正する法律

かくて質疑を終了、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して藤田委員から、「市街地住宅については都市再開発上総合的に行なうこと、また居住者のためのサービス事業については付帯決議を付して賛成する」との発言がありました。その付帯決議は、

・本法律案第三十二条の二に規定する事業への投融資について、対象機関は居住者へのサービスがその根本主旨なるに鑑み、居住者の意向をその運営に反映せしめるとともに、機構および人事に関する慎重を期して、その経営が営利的とならないよう措置すること。

と。

右決議する。

というものであります。次いで民主社会党を代表して田上委員並びに無所属の小平委員、自由民主党を代表して松野委員からそれぞれほぼ同様の発言がありました。

かくて討論を終結し、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定されました。

次いで藤田委員提案の付帯決議案について採決の結果、これまた全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

三、衆議院建設委員長報告(三月二十四日)

○加藤高藏君 たいま議題となりました、日本住宅公団法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案の提案理由及びその要旨は、

第一に、日本住宅公団は、市街地において住宅を建設する場合、必要に応じ、住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設、賃貸、管理及び譲渡の業務等をも行なうことができることを法律上明らかにし、公団本来の業務として、一そうこれを活用せんとするものであります。

第二は、日本住宅公団の住宅公団の住宅団地の居住者の居住者の利便に供する施設を建設、管理し、または居住環境の維持改善を行なう事業に対し、公団は建設大臣の認可を受けて投資または融資をすることができるとし、しようとするものであります。

第三は、日本住宅公団を、不動産登記法等の法令につきましても、国または国の行政機関とみなし、これらの法令を準用することとするのであります。

本法案は、参議院先議のため、二月十四日本委員会に予備付託され、三月十日に本付託となつたのであります。が、団地居住者の利害並びに団地管理に密接な影響を持つものでありますので、日本住宅公団総裁、団地居住者代表及び学識経験者の意見を聴取するなど、慎重審議をいたしたのであります。その内容の詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、三月二十二日に質疑を終了し、三月二十四日、討論を省略して直ちに採決の結果、本案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、本法案には次の附帯決議が付けられました。附帯決議は次

の通りであります。

附帯決議

日本住宅公団は、公団の投融資による公団住宅居住者へのサービスマシンの設立に当つては、居住者の意思が充分反映し、且つ運営が営利に走らないよう措置すると共にその規模並びに業務を充実して公団々地間に著しい格差を生ぜしめぬよう考慮すること。右決議する。

以上、御報告申し上げます。

◎国有鉄道運賃法の一部を改正する法律

(昭三六・四・五法五九)

一、提案理由(三月三日)

(港湾法の一部を改正する法律(昭三六・法六五)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院運輸委員長報告(三月二十五日)

○三池信君 たいま議題となりました国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の趣旨を簡単に申し上げますと、御承知の通り、国鉄の輸送力は現状においても国民の輸送需要をまかない切れない実情にあり、今回の政府の所得増計画に伴うわが国の今後の経済発展に対応する将来の輸送需要の増大に対処するため、国鉄においては、昭和三十六年度を初年度とする新五カ年計画を策定し、総額九千七百五十億円をもつて主要幹線の復線化及び電化、全国的なダイヤル化、通勤輸送の緩和、踏み切り設備の改善並びに東海道新幹線の建設等を計画いたしました。これらの所要資金については、外部資金の増額によるのもちろんであります。が、通勤輸送対策、幹線輸送力の増強、踏み切り設備の改善、諸施設の取りかえ及び改

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律

良等の、利子負担にたえない工事資金についての自己資金の不足分が生ずるので、その不足分を充当するため、必要最小限度の運賃値上げを行なおうとするものであります。

今回の運賃改定の内容について申し上げますと、旅客運輸につきましては、二等普通旅客運賃の賃率について、三百キロメートルまでの第一地帯は一四・六％、三百一キロメートル以上の第二地帯は一二・五％の引き上げ、一等の運賃は二等の一・六六倍、すなわち、通行税込み二倍といたしております。が、定期旅客運賃は割引率を据え置き、普通運賃の引き上げに伴う改定にとどめております。貨物運賃についても、賃率をおおむね一五％引き上げまして、旅客、貨物を合わせて、昭和三十六年度において増収率一二％程度の運賃改定を行なおうとするものであります。

さて、本法律案は、去る二月二十八日本委員会に付託され、次いで、三月三日政府より提案理由の説明を聴取し、自來八回にわたり委員会を開会、二十二日には公聴会を開いて、学識経験者、一般利用者、労働組合関係者、報道関係者等六名の公述人を招致して、その意見を徴し、また、十三日には農林水産並びに商工委員会と連合審査を行なうなど、慎重に審査いたしました。

本法案審査にあたりましては、運賃値上げの物価及び国民生活に及ぼす影響いかん、値上げ以外の資金調達方法がなかつたかどうか、各種の公共負担分についての国家補償の問題をどうするのか、もつと国鉄はいろいろの面で企業性を発揮できないのか、国鉄自体の経営改善についての余地はなかつたのか、現行五カ年計画の進捗

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律

一六六

率の実施にかんがみて、新五カ年計画の完全実施ははたして可能なのかなどの諸点に關し、熱心な質疑応答が行なわれましたが、詳細は會議によつて御承知を願います。

かくして、三月二十四日質疑を終了し、本日討論に入り、自由民主党を代表して関谷勝利君より賛成討論が行なわれ、直ちに採決の結果、本法案は原案通り可決いたしました。

右、御報告申し上げます。

三、参議院運輸委員長報告(四月五日)

○三木興吉郎 たいいま上程になりました国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案につきましては、去る三月十日、本會議におきまして政府より提案理由の趣旨説明を聴取しておりますので、ごく簡単にその要点を申し上げます。

国鉄は、政府の所得倍増計画に対応し、総額九千七百五十億円を要する、本年度を第一年度とする第二次五カ年計画を策定し、経営の健全化と輸送力の増強をはかることを目的としておりますが、それに要する資金の一部を調達する方法として、今回二等普通旅客運賃の賃率を三百キロまでは一四・六%、三百一キロ以上は一・二・五%引き上げ、一等の運賃は二等の一・六六倍、通行税込み二倍とし、貨物運賃についてはおおむね一五%の値上げをしようとするのが、この法律案の要旨であります。

この法律案は、三月二十五日、衆議院より送付を受け、同日運輸委員会に付託されましたから、ほとんど連日慎重に審議を重ね、その間、農林水産員会及び商工委員会と連合審査を行ない、また、公聴会を開催し、広く各方面の意見を聴取して参りました。

委員会の審議にあたりましては、各委員から、国鉄運賃決定の原則、国鉄の公共性と企業性の関連、国鉄運賃値上げの国民生活に及ぼす影響、国鉄の公共負担、公共料金の値上げ抑制による国鉄運賃との調整、第二次五カ年計画と所得倍増計画との関連、第二次五カ年計画の資金計画、国鉄職員に対する仲裁裁定と第二次五カ年計画の遂行等の諸問題について、熱心に質疑が行なわれました。これらの質疑については、運輸大臣、大蔵大臣、経済企画庁長官その他政府委員及び国鉄総裁等より答弁及び説明がありました。その中で、第二次五カ年計画中は国鉄運賃の値上げは行ないたくない旨、また、仲裁裁定の完全実施については第二次五カ年計画の遂行に支障を来さないよう努力する旨、及び、今回の運賃改訂にあたっては、現に政策割引を行なっている物資については、個々に差別運賃を設けず、同率の改訂を行う旨明らかにされました。

なお、さらに、日本社会党の大倉委員の質疑中、自由民主党の村上委員よりの質疑打ち切りの動議に基づき、質疑は終局し、直ちに討論に入りましたところ、天竺委員より、本法律案の施行期日を公布の日の翌日から改める修正動議が提出され、さらに自由民主党を代表して賛成の旨の意見の開陳があり、続いて、日本社会党を代表して大倉委員より反対の討論、民主社会党を代表して片岡委員よ

り反対の討論、参議院同志会を代表して加賀山委員より賛成の討論、最後に白木委員より反対の討論がありました。

以上で討論を終わり、採決に入り、まず天竺委員提出の修正案について採決いたしましたところ、多数をもつて可決すべきものと決定し、次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これまた多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

よつて本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。

◎皇室経済法施行法の一部を改正する法律

(昭三六・四・一〇法六〇)

一、提案理由(二月十四日)

○藤枝政府委員 ただいま議題となりました皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

内廷費及び皇族費の定額は、皇室経済法施行法第七条及び第八条の規定により、現在内廷費は五千万円、皇族費は三百万円となっております。これらは昭和三十三年に改正されたものでありまして、以来三年近くを経過し、内廷費につきましては、最近における内外御交際の経費の増大、皇太子殿下の御結婚、親王殿下の御誕生に伴う諸経費の増大及び職員給与引き上げに伴う給与費の増大等があり、また皇族費につきましては、近年における御活動状況及び経済情勢の変化等に伴い、現定額では所要の経費をまかなうのに困難な実状にあると思われまします。よつてこれらの諸事情を勘案いたしまして現定額を改定し、内廷費の定額を五千八百万円、皇族費の定額を四百二十万円といたし存じます。

以上がこの法律案のおもな内容及びこれを提案いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(二月二十八日)

(自治省設置法の一部を改正する法律(昭三六―法一一)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(四月七日)

○小幡治和君 ただいま議題となりました皇室経済法施行法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、この法律案の改正の要点を申し上げますと、内廷費及び皇族費の定額は、皇室経済法施行法第七条及び第八条の規定によりまして、現在、内廷費は五千万円、皇族費は三百万円となっておりますが、今回これを改正いたしまして、この内廷費の定額を五千八百万円、皇族費の定額を四百二十万円に増額しようとするものであります。

内閣委員会は、前後四回委員会を開き、藤枝総理府総務長官、宇佐美宮内庁長官、瓜生次長等の出席を求めまして、本法律案の審議に当たりましたが、なおこの間、皇居、赤坂御用地、常盤松御用邸高輪南町御用邸及び下総御料牧場の五カ所の皇室用財産の現状を調査いたしました。委員会の審議において問題となつたおもな点を申し上げますと、内廷費及び皇族費の改正の理由、皇室用財産の現状とその使用管理の状況、内廷費、宮廷費、宮内庁費の使用区分、皇居造営の現状、内廷費の経理及び運用の状況、下総御料牧場の経

営管理の現状と、この御料牧場を皇室用財産として維持経営する必要な理由、高輪南町御用邸の使用の現状、皇居東地区の開放と開放後の措置、皇室用財産のうち、今日皇室であまり利用されていないものは、これを解除し、国民のために開放すべきではないかとの点に関する宮内庁当局の所見等の諸点でありまして、その質疑応答の詳細は委員会会議録に譲りたいと存じます。

昨日の委員会において質疑を終わりに、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して村上委員より、本法律案の附則中「昭和三十六年四月一日から施行する。」とあるのを「公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。」に改める旨の修正案が提出せられ、修正部分を除く原案に賛成する旨の発言がありました。

討論を終わり、まず、村山委員提出の修正案について採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決せられ次いで、修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもつて可決せられました。よつて本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎消防組織法の一部を改正する法律

(昭三六・四・一〇法六一)

一、提案理由(二月二十三日)

○国務大臣(安井謙君)今回提案いたしました消防組織法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びにその内容の概要について御説明いたします。

消防組織法は、国、都道府県及び市町村の消防に関する組織、機能について定めたものでありますが、最近の消防行政の推移に應じ、その一層の進展をはかるため、若干の規定について改善、整備を行なうこととし、ここに改正案を提出した次第であります。

第一は、消防庁の組織を整備し、所管の事務のより能率的な処理をはかるため、消防庁長官を助け、庁務を整理する職として、次長一人を置くこととしたものであります。

第二は、消防庁及び都道府県の所掌事務に関する規定の整備でありまして、その一は、消防団員が大部分市町村の非常勤職員として、ほとんど無報酬に近い状態で、水火災その他の災害に際して危険な活動に従事しているのが実情でありますので、多年勤続して退職する団員に対して、国としてその労を感謝するため報償を行なうこととし、その実施に関する事務を消防庁の所掌事務として新たに規定したことであります。その二は、消防庁及び都道府県の所掌事

務に関する規定のうち「火災防ぎよ計画」を「消防計画」に改め、単に火災防禦についてのみでなく、消防の任務全般について、市町村が計画を樹立するよう指導を行なおうとするものであります。

第三は、消防団員の階級の基準を消防庁が準則で定めることとし、消防団の運営の合理化をはかるうとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由とその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、参議院地方行政委員長報告(三月二十二日)

○増原恵吉君 たいま議題となりました消防組織法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法案は、最近の消防行政の推移に應じ、その一その進展をはかるうとするものでありまして、改正内容の要点は、一、消防庁に、長官を助け、庁務を整理する職として次長一人を置くこととし、二、多年勤続して退職する非常勤消防団員に対して、国としてその労を謝するため報償を行ない、その実施に関する事務を消防庁の所掌事務に加えることとし、三、消防庁及び都道府県の所掌事務に関する規定のうち「火災防ぎよ計画」を「消防計画」に改め、消防の任務全般について市町村が計画を樹立するよう指導できるものとし、四、消防団員の階級の基準を消防庁が準則で定めることとする等であります。

であります。

本法案は、参議院の先議となり、本委員会には二月二十二日予備審査のため付託され、三月二十二日参議院より送付、本委員会に本付託となりました。

三月九日、渡海自治政務次官より提案理由の説明を聴取した後、慎重審議いたしました。これらの詳細については会議録に譲ります。

四月四日、本法案に対する質疑を終了、直ちに討論を省略して採決を行ないましたところ、本法案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。

地方行政委員会におきましては、二月二十三日、安井自治大臣より提案理由の説明を聴取した後、当局との間に、本法案に新規に設けられた非常勤消防団員退職報償制度、消防庁の予算中事業委託費の内容、その他各般の消防行政上の問題について質疑応答を重ね、慎重審議を行ないましたが、その詳細については会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

三月十六日質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもつて本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

三、衆議院地方行政委員長報告(四月五日)

○浜田幸雄君 たいま議題となりました消防組織法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

本法案は、最近の消防行政の推移に應じて、一その進展をはかるため、第一に、消防庁に次長一人を置くこととし、第二に、退職する非常勤消防団員に対する報償の制度を実施することに伴い、これに関する事務を消防庁の所掌事務に加えることとし、第三に、消防庁及び都道府県の所掌事務に関する規定のうち「火災防ぎよ計画」とあるのを「消防計画」に改め、消防の任務全般について市町村が計画を樹立するよう指導できることとし、第四に、消防団員の階級の基準を消防庁が準則で定めることとする等の内容とするもの

消防組織法の一部を改正する法律

◎計量法等の一部を改正する法律

(昭三六・四・一〇法六二)

一、提案理由(二月十四日)

○国務大臣(椎名悦三郎君)本日ここに御審議を願います計量法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

あらためて申し述べるまでもなく、計量単位は、學術産業等の基礎になるもので、普遍的なものであるとともに、でき得る限り正確であることが要求されます。このため、わが国は、明治十八年にメートル条約に加盟して以来、同条約により定められる国際的な計量単位、すなわちメートル法によりわが国における計量単位に普遍性と正確さを与えるよう努めて参りました。

しかし、現今の目ざましい科学技術の発達によつて、従来の計量単位の定義ではその正確さが不十分になり、昨秋パリにおいて開催されました第十一回国際度量衡総会でメートル等につきより正確な定義が採択され、新しい国際的な計量単位の定義が確立されました。

次に、メートル法への統一に伴い、来年より使用が禁止されることになつております馬力につきましては、メートル法実施以降の過去二年間の情勢を考慮いたしますと、技術的な諸問題及び諸外国

の情勢から、現在一斉にその廃止を法的に強制するには無理があると思われ、実情を考慮した、妥当な対策を講ずる必要があると考えられます。

また、計量法が制定されてから約十年を経過いたしましたので、計量行政も大いに充実に参つたのでありますが、その施行後の経験からみまして、計量器の使用の方法の制限等につきまして改善する事項を生ずるにいたしました。

このような事態に対処いたしますために、関係諸規定を整備する必要があるため、ここに計量法等の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

この法律案の内容につきましては、御審議のつど詳細に御説明申し上げたいと存じますが、その概略を申し上げますれば、第一は、長さの計量単位であるメートルの定義を、現在のメートル原器による定義から、光の波長による定義に改めることとあります。第二は、温度の計量単位は、現在度を基本単位とし、絶対温度すなわちケルビン度を補助単位としていたものを、国際度量衡総会の決議及び日本学術会議の意見に基づき、ケルビン度を基本単位とし、度を補助計量単位とするように改めますとともに、氷点水蒸気点を定點として用いて定義していたものをより正確な水の三重点(水と氷と水蒸気とが共存している状態の温度)と絶対温度の零点を定點として用いて定義するように改めることとあります。これらの定義の変更は一般的な実用面では、何らの変更を加えるものではなく、より正確な定義を採用しようとするものであります。第三は、内燃機関

に関する計量等馬力の使用を早急にやめることのみずかしい分野につきましては、昭和三十七年以降も当分の間なお馬力を使用することができるようにしたこととあります。また、現在、主としてはかりとますについてその用途、使用方法、使用範囲が規制されていますが、経済、計量技術の発展に伴い、多種の計量器が広く取引証明の分野に使用されるようになりましたので、このような事態に対処し、事態の変転に応じた規制が行なえるようにするため、計量器の性質上用途、使用方法、使用範囲を限定しなければならぬ計量器について、政令により必要な規制を行なえるようにしたのが第四の問題でございます。これらの主要な事項のほか若干の規定の整備を行なうことといたしました。

以上が、この法律案の提案理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

二、参議院商工委員長報告(三月二十四日)

○鈴木亨弘君 ただいま議題となりました計量法等の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

この改正案は、現行計量法に、基本単位、誘導単位、補助計量単位としてそれぞれ規定されている計量単位の一部を変更することと、指定の計量器を使用するに際しては一定の制限を設けることを内容としたものであります。

計量法等の一部を改正する法律

まず、計量単位の変更について申し上げます。

その第一は、基本単位で、長さの単位であるメートルの定義を、現行法のメートル原器による定義から、光の波長を基準とした定義に変更したのであります。なお、この定義変更によりまして、通産大臣のメートル原器の保管義務を削除することに改正しております。第二は、温度の計量単位であります。現行法では「度」を基本単位とし、絶対温度を補助計量単位にしていますが、これを逆に絶対温度に相当するケルビン度を基本単位とするともに、ケルビン度の定義を、水と氷と水蒸気共存する状態の温度、すなわち、水の三重点を定點として用いる定義に変更してあります。第三は、光度の単位を誘導単位から基本単位に変更しております。

以上の三つの計算単位の変更は、国際度量衡総会の決議及び日本学術会議の意見に基づいたものであります。

第四は、工率については現在ワットだけですが、これにキログラムメートル毎秒という重力単位を追加し、さらに計量法施行法で本年末をもつて使用できなくなつていく馬力という単位を、内燃機関に関する計量等についてのみ明年以降当分の間使用できるように改正してあります。

次に、計量器の使用制限については、現行法で主として「はかり」と「ます」について、その用途、使用方法、使用範囲が規制されており、最近いろいろ種類の計量器が使用されて参りましたので、計量の安全と正確を期するために、特定の用途、使用方法、

使用範囲を限定しなければならぬ計量器、たとえば現行法による「はかり」、「ます」のほか、オイル量器、コンベアースケール等を政令で定め、これに一定の制限を加えることとしているのであります。

委員会におきましては、今度の計量単位に関する改正は、実用面でのような影響があるのか。また、影響がないとすれば、なぜ改正するのか。仏馬力の存続を当分の間認められた理由及びその根拠等について、熱心な論議がかわされたのであります。その他、政令案の内容や計量産業の実情について、政府当局との間に質疑が行なわれました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、別に発言もなく、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって政府原案通り可決すべきものと決定しました次第であります。

右御報告申し上げます。

三、衆議院商工委員長報告(四月五日)

(航空機工業振興法の一部を改正する法律(昭三六―法七八)の委員長報告と一括して掲載)

◎国民年金特別会計法

(昭三六・四・一二法六三)

一、提案理由(三月二十二日)

○大久保政府委員 ただいま議題となりました国民年金特別会計法案外四法律案につきまして、その提案の理由と概要を御説明申し上げます。

まず、国民年金特別会計法案について御説明申し上げます。

老齢、廃疾または死亡によつて国民生活の安定がそなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする国民年金制度につきましては、第三十一回国会において成立した国民年金法により創設され、すでに発足いたしておりまして、そのうちのいわゆる経過的福祉年金につきましては、昭和三十四年十一月一日からその給付が行なわれており、さらに、いわゆる拠出制年金につきましては、本年四月一日からその保険料の徴収が開始されることとなっておりますことは、御承知の通りであります。しかして、政府といたしましては、国民年金法に基づく国民年金事業を經營して参りますためには、政府管掌の各種の保険事業における同様に、国民年金事業に関する歳入歳出はこれを特別に経理いたしまして、その収支を明確にし、将来にわたつてその財政の均衡が保持されるよう運営することが必

国民年金特別会計法

要であると認められますので、ここにこの法律を提案し、国民年金事業の健全な発達をはかることといたしました次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、この特別会計におきましては、国民年金法に基づく国民年金事業に関するすべての経理を行なうことといたしております。

従いまして、同法に基づく拠出制年金に関する経理に限らず、同法に基づく福祉年金に関する経理につきましても、この会計において行なうこととなります。

第二、この特別会計は厚生大臣が管理することとし、その経理は、国民年金勘定、福祉年金勘定及び業務勘定に区分して行なうことといたしております。しかして、国民年金勘定の歳入は、国民年金事業にかかる保険料、国民年金印紙により納付された保険料に相当する額の業務勘定からの受入金、拠出制年金の年金給付に要する費用に充てるための一般会計及び積立金からの受入金並びに積立金から生ずる収入等とし、同勘定の歳出は、拠出制年金給付費及び国民年金事業の福祉施設に要する経費に充てるための業務勘定への繰入金等とすることといたしております。次に、福祉年金勘定の歳入は、福祉年金給付に要する費用に充てるための一般会計からの受入金等とし、同勘定の歳出は、福祉年金の年金給付費等とすることといたしております。また、業務勘定の歳入は、国民年金事業の事務の執行に要する費用に充てるための一般会計からの受入金、国民年金印紙の売りさばき収入及び国民年金事業の福祉施設に要する経費に充てるための国民年金勘定からの受入金等とし、同勘定の歳出は、

一七五

国民年金事業の業務取り扱いに関する諸費、国民年金印紙により納付された保険料に相当する額の国民年金勘定への繰入金及び国民年金事業の福祉施設に要する経費とすることとしたしております。

第三に、以上のほか、この法律案におきましては、この特別会計の予算及び決算に関する事項その他の会計経理に関し、必要な事項について規定することとしたしております。

なお、国民年金の保険料は、国民年金印紙により納付することが原則とされておりまして、当該印紙の形式及び売りさばき等に関する規定を整備するため、この法律案の附則において印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部を改正することとしたしております。

次に、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず第一に、現行の国家公務員等退職手当法におきましては、職員としての引き続き在職期間を基礎として退職手当の額を計算することを建前としておりますが、現行法の前身である国家公務員等退職手当暫定措置法施行日、すなわち昭和二十八年八月一日前における外地官署引き揚げ職員及び追放該当職員並びに軍人軍属等であつた職員の勤続期間については、当時の特殊事情等を考慮して、外地官署引き揚げ等によつて退職した後、一定期間内に再び職員として就職した場合には、前後の在職期間を通算する等の特例を設けております。これに反し、昭和二十八年八月一日以後において、外地官署所属職員等であつた者が本邦に帰還して再就職した場合には、

この勤続期間の計算の特例が認められておりませんので、昭和二十八年八月一日前の外地官署引き揚げ職員等に比し不利な扱いとなつております。従いまして、今回、昭和二十八年八月一日以降の外地官署引揚者等であつた職員についても、勤続期間の計算について、同日前の外地官署引揚者等であつた職員と同様の特例を設けることとしております。

第二に、現行の国家公務員等退職手当法におきましては、職員が退職し即日再採用される場合等においては、前後の在職期間を引き続けているものとみなし、退職手当を支給しないこととしておりますが、昭和二十八年七月三十一日以前においては、職員の在職期間が引き続きしている場合においても、退職手当を支給したことがありますが、このような場合には、その職員の最終退職時の退職手当を計算する際、さきを支給を受けた退職手当の計算の基礎となつた在職期間を通算することとしております。このため、外地官署引き揚げ職員等について前後の在職期間を通算する旨の特例が設けられていても、引き揚げにより退職いたしました際退職手当の支給を受けております場合は、さきの退職手当の計算の基礎となつた在職期間が除算されることとなり、不利益を受ける結果となつております。

昨年、国家公務員等退職手当法の一部を改正して、公庫等から復帰した職員に対する退職手当にかかる特例を設けることとしたしましたが、今回、外地官署引き揚げ職員及び追放該当職員並びに軍人軍属等であつた職員の退職手当につきましても、その退職の事情の中で、この計画のために発行される外貨地方債証券の発行を円滑ならしめるために、この法律案により特別措置を講ずることとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、政府は、当分の間外貨地方債証券にかかる債務につきまして国会の議決を経た金額の範囲内で保証契約をすることができるとしてあるのであります。しかして、昭和三十六年度におきましては、保証契約をすることができ金額の限度を、この法律の附則において定めることとし、その限度額は、大阪府及び大阪市が共同して発行する外貨地方債証券につきまして、発行時における基準外国為替相場または裁定外国為替相場で換算した金額が九十億円に相当する券面表示の外国通貨の金額並びにその利子及び発行に関する契約に基づくその他の支払金の額に相当する金額といたしております。

第二に、外貨地方債証券の消化を円滑にするために、その利子等に対する租税その他の公課については、これまでの外貨公債の例にならぬ、非課税措置を講ずることとしてあるのであります。

次に、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案につきましまして、提案の現由とその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、健康保険法、厚生年金保険法、恩給法の一部改正等に伴い、国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法について所要の改正を行なうとともに、共済給付に間する規定を整備いたそうとするものであります。

及び長期勤続者優遇の趣旨等にかんがみ、公庫等から復帰した職員に対する退職手当にかかる特例に準じて、その者が退職した場合に支給する退職手当の額につき特例を設けることとするものであります。すなわち、従来、外地官署引き揚げ職員等の退職手当の額の計算につきましては、引き揚げ等による退職のときに支給された退職手当の計算の基礎とされた在職期間を除く在職期間を基礎として、退職手当の額の計算を行なうこととしておりますが、今回これを改め、当該退職者の再就職前後の在職期間を合算することとした場合受ける退職手当の支給割合から再就職前の在職期間に対応する支給割合を控除した割合を退職時の俸給月額に乗じて得た額を、退職手当として支給することとしようとするものであります。

なお、これらの特例は、昭和三十六年三月一日以後の退職者について適用することとしております。

次に、大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案について申し上げます。

大阪港及び堺港の港湾整備並びに臨港工場用地の造成等の総合整備事業計画は、かねてより関係地方公共団体により検討されて参りましたが、このほどほぼ成案を得るに至りました。その起債対象事業規模は約七百七十億円に上る予定であります。関係地方公共団体におきましては、その一部を外貨地方債証券の発行により調達することとし、昭和三十年度におきましては、九十億円に相当する外貨地方債証券の発行を計画しております。政府といたしましても、この総合整備事業計画は時宜を得た適切なものであると考えました

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。
 国家公務員共済組合法の一部改正につきましては、まず第一に、健康保険法の一部改正に伴い、育児手当金について二千四百円を一括支給することとともに、出産費及び配偶者出産費についてそれぞれ六千円及び三千円最低保障額を新たに設けることといたしております。

第二に、厚生年金保険法の一部改正に伴い、退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げることとしております。

第三に、傷病手当金の起算日については、従来一律に療養のため勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から起算することとしておりましたが、その者に俸給の全部または一部が支給されることにより傷病手当金の全部が支給されないときは、その傷病手当金の支給が実際に始められた日から起算することといたしております。

第四に、公務による廃疾年金または公務による遺族年金に要する費用について国が全額を負担することといたしております。

第五に、国家公務員が任命権者の要請に基き公庫等の職員となり、さらに引き続き国に復帰した場合において、その公庫等の職員期間を組合員期間に通算し得る措置を統一的行なうこととしております。

第六に、共済組合の組合職員が国の職員となつたとき、または国の職員が組合職員となつたときは、その者の選択により、相互の組合員期間を通算し得ることとしております。

次に、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正につきましては、まず第一に、旧勅令による共済組合の組合員であつた期間を旧長期組合員期間とし、これにより引き続きいない旧勅令による組合員期間も年金計算の基礎となる期間として取り扱うことといたしております。

第二に、恩給法の一部改正に伴い、旧軍人軍属の戦務加算等を在職年に算入することとともに、旧日本医療団職員期間及び外国政府職員期間を組合員期間に算入することについて所要の改正を行なうことといたしております。

第三に、同じく恩給法の一部改正に伴い、公務による廃疾年金の最低保障額を引き上げることといたしております。

以上の改正のほか、その他共済給付に関する規定を整備する措置を講ずることといたしております。

最後に、税理士法の一部を改正する法律案について、提案の理由を御説明申し上げます。
 政府は、昭和二十六年に税理士法が施行されて以来の税理士制度の運営の経験に顧みまして、今後早急に税理士のあり方その他税理士の結論を得るにはなお時日を要しますので、今回は、税理士の登録事務の移譲及び税理士特別試験の存続期間の延長等当面必要な事項について税理士法の一部を改正しようとするものであります。

以下、改正案の内容につきまして簡単に御説明申し上げます。
 第一に、税理士の自主性を高めるため、税理士の登録事務を日本

税理士会連合会に移譲することとし、所要の規定の整備をはかつております。税理士制度の適正な運営をはかるためには、個々の税理士が、その職責を自覚し、自主的にみずからの規律を守る態勢が確立されることが望ましいことはいまでもありません。このような観点から、さしあたり従来国税庁長官が行なつていた税理士の登録事務を日本税理士会連合会に移譲することとしております。この移譲に伴い、登録事務の公正な運営をはかるため、日本税理士会連合会に、同連合会長のほか、税理士、国税または地方税の行政事務に従事する職員及び学識経験者からなる資格審査会を設け、問題のある事案については、同審査会の議決に基づいて処理することといたしております。また、登録を拒否された事案及び登録事務が相当期間遅延している事案については、国税庁長官に対して異議申し立てを行ない、その救済を求めることができることといたしております。

なお、従来税理士会の会則の変更はすべて大蔵大臣の認可を要していたのですが、税理士会の自主性を高めるため、できる限り届出制に改めることといたしております。

第二に、税理士の特別試験の制度について所要の改善をはかつた上、その存続期間をとりあえず延長することといたしております。この特別試験の制度は、計理士及び会計士補については十年以上、国税に関する行政事務または事業税もしくは固定資産税に関する行政事務に従事した職員については二十年以上、その他の地方税に関する行政事務に従事した職員については二十五年以上の実務経験を有する者について認められているものでありますが、このような者

については、一般の理論中心の試験によるよりも、むしろ実務を中心とした特別な試験を行なうことにより税理士の資格を与えることが実情に即しているものと考えて、昭和三十一年に設けられたものであります。税理士試験については、現在行なわれている普通試験につきましても、そのあり方について各種の疑問が提出されており、税理士の業務に照らし、その資格試験にふさわしい試験のあり方について総合的な検討を行なう必要が認められております。このように、税理士の試験制度全般について、税理士制度の基本的な問題の一つとして早急に検討を行なうこととしておりますが、その結論を得るにはなお時日を要しますので、今回は、本年六月三十日にその適用期限の到来する税理士の特別試験制度について、所要の改善をはかつた上、その存続期間をとりあえず延長することとしているのであります。

なお、税理士試験の受験資格、税理士試験における試験科目の免除資格及び特別試験の受験資格中、現在一定期間税または地方税に関する行政事務に従事したことを要件としているものについて、今回これを若干拡張し、国または地方公共団体における国税または地方税に関する事務に従事した者にその資格を認めることとする等、所要の規定の整備をはかることといたしております。

以上が国民年金特別会計法案外四法律案についての提案の理由及びその概要であります。
 何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さいませようお願いします。

二、衆議院大蔵委員長報告(四月七日)

○鴨田完一君 たいま議題となりました国民年金特別会計法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、国民年金法に基づく国民年金事業を經營するため、新たに国民年金特別会計を設置しようとするものでありまして、おもなる内容は次の通りであります。

まず、第一に、この会計におきましては、国民年金法に基づく国民年金事業に関するすべての經理を行なうこととしたしております。すなわち、同法に基づく拠出制年金に関する經理に限らず、無拠出の福祉年金に関する經理をも行なうこととしたしております。

第二に、この会計は、厚生大臣が管理することとし、国民年金勘定、福祉年金勘定及び業務勘定という三つの勘定に区分、經理することとしたしております。

国民年金勘定の歳入は、国民年金事業にかかる保険料、国民年金印紙により納付された保険料に相当する額の業務勘定からの受入金、拠出制年金事業に要する費用に充てるための一般会計からの受入金、積立金からの受入金及び積立金の運用収入等とし、同勘定の歳出は、拠出制年金の給付費及び国民年金事業の福祉施設に要する経費に充てるための業務勘定への繰入金等といたしております。

次に、福祉年金勘定の歳入は、福祉年金の年金給付に要する費用に充てるための一般会計からの受入金等とし、同勘定の歳出は福祉

年金の年金給付費等といたしております。

また、業務勘定の歳入は、国民年金事業の事務の執行に要する費用に充てるための一般会計からの受入金、国民年金印紙の売りさばき収入及び国民年金事業の福祉施設に要する経費に充てるための国民年金勘定からの受入金等とし、同勘定の歳出は、国民年金事業の業務取り扱いに関する諸費、国民年金印紙により納付された保険料に相当する額の国民年金勘定への繰入金及び国民年金事業の福祉施設に要する経費等といたしております。

第三に、以上のほか、この法律案におきましては、この会計の予算及び決算に関して必要な事項を定めるとともに、国民年金印紙の売さばき等に関する規定を整備するため、附則において、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部を改正することとしたしております。

本案に対しましては、高田富興君より次のような修正案が提出されました。

すなわち、修正の趣旨は、原案におきまして、「昭和三十六年四月一日から」と定められております本案の施行期日を、「公布の日から」に改めるとともに、これに伴い必要なる規定の整備をはかることとしたそうとするものであります。

本案並びに修正案につきましては去る五日、質疑を終了し、採決を行ないましたところ、起立多数をもつて修正議決となりました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(四月十二日)

○大竹平八郎君 たいま議題となりました国民年金特別会計法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

国民年金制度は、昭和三十四年第三十一回国会において成立いたしました国民年金法により創設され、いわゆる福祉年金については昭和三十四年十一月からその給付が行なわれており、拠出年金については本年四月一日からその保険料の徴収が開始されることとなっております。しかし、本案は、国民年金法に基づく国民年金事業の円滑な経営と年金事業の健全な発達をはかるため、政府管掌の各種保険事業における同様に、特別会計を新設し、国民年金事業に関する經理を一般会計と区分して明確にしようとするものであります。

以下、本案の概要について申し上げますと、この特別会計におきましては、国民年金勘定、福祉年金勘定及び業務勘定を設け、国民年金勘定においては、拠出制年金事業に関する經理を行なうこととし、福祉年金勘定においては、福祉年金の給付に関する經理を行なうこととし、業務勘定においては、国民年金業務の事務の執行等に関する經理を行なうこととし、それぞれ必要な歳入歳出等の規定を設けております。このほか、特別会計として必要な事項を規定するとともに、この特別会計の設置に伴う経過的措置並びに必要な関係規定の整備をはかることとしたしております。

なお、本案につきましては、衆議院において修正議決されたものでありまして、その修正点は、施行期日を「公布の日から」に改めるとともに、これに伴い必要なる規定の整備をはかることとするものであります。

委員会の審議におきましては、積立金の運用はついで特別の法律措置を講じてはどうか、貨幣価値の変動に対する措置を十分考慮する必要があるのでないか、国民年金と所得増進計画との関係はどうか等の諸点について質疑がございましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、須藤委員より、「国民年金は無拠出制で行なわれるべきもので、現行制度に反対であるから、本案にも反対する」との意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律

律 (昭三六・四・一三法六四)(衆)

一、提案理由(三月二十三日)

○浜田幸雄君 たいま議題となりました、警察官に職務の協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党の合意に基づき成案を得、国会法第五十条の二の規定により、地方行政委員会の提出にかかる法律案として提出せられたものであります。

以下、その提案の理由並びに内容の概要について御説明申し上げます。

御承知のごとく、現行の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律におきまして、その対象となります者は、第一に、職務執行中の警察官に協力援助したため災害を受けた者、第二に、警察官がその現場にいない場合において、職務によらないで、みずから殺人、傷害等の現行犯人の逮捕または被害者の救助に当たつたため災害を受けた者に限られております。

ところが、他の法律の場合におきましては、広く犯罪に関係のない火災とか海難等に際し、消防吏員及び団員や海上保安官がいな

場合でも、職務によらないで人命救助に挺身したため災害を受けた場合におきましては、それぞれ法の定めるところにより公的な救済措置が講ぜられておる実情であります。

そこで、今回本法を改正して、水難等の変事に際し、警察官がいな場合でも、職務によらないで人命救助に当たつた者がそのため災害を受けたときには、本人及びその遺族に対し必要と認められる給付を行ない、このような勇敢な行為に対する公的な救済手段を確立しようとする次第であります。この法案が成立することにより、人命救助に関してのこれまでの盲点が克服され、今後は、この種事案の発生について全面的に救済手段が講ぜられることとなるわけであり、以上がこの法律案を提出する理由であります。

次に、本案の内容について申し上げます。

第一は、警察官がいな場合でも、水難、山岳遭難、交通事故その他の変事に際し、職務によらないで、みずから危難を顧みず人命の救助に当たつたため災害を受けた者に対しては、給付を行なうことができるようにしたことであり、

第二は、国家公務員災害補償法の一部改正に対応して、給付の種類のうち切り給付を廃止し、疾病の継続する限り療養給付を行なえるように改善したことであり、

右のほか、この法律の施行の日を公布の日からとしております。本案施行に要する経費の総額は約三百万円の見込みでありまして、国はその半額に相当する約百五十万円を都道府県警察に対する国の補助金として予算に計上しておりますが、政府は、この点につ

いて了承するとともに、本案の成立に賛成の意を表しております。

なお、本案立案の過程におきまして、委員より、現行の給付基礎額を引き上げるべきではないか、また、政令における給付対象の排除の規定については再検討を加えるべき点があるのではないかとの意見が述べられたのでありまして、政府が政令の改正を行なわれるにあつては、本法の立法趣旨にもかんがみ、これらの諸点について善処せられんことを要望いたします。

本法は、昭和二十七年、第十三回国会において、議員立法をもつて制定され、その後、昭和三十四年の第三十一回国会におきましても衆議院地方行政委員会提案の法律案としてその一部改正が行なわれた経過にかんがみ、今回の改正もまた委員会提案とした次第であります。

以上が本案提案の理由及びその内容の概要であります。すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、参議院地方行政委員長報告(三月三十一日)

(市町村職員共済組合法の一部を改正する法律(昭三六―法一〇五)の委員長報告と一括して掲載)

(註) 衆議院においては委員会の審査は省略された。

◎港湾法の一部を改正する法律

(昭三六・四・一七法六五)

一、提案理由(三月三日)

○本暮国務大臣 ただいま議題となりました港湾法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

近年、重要な港湾地帯における地盤の沈下は著しいものがあり、港湾活動及び民生の安定上重大な影響を及ぼしております。政府といたしましては、この事態を早急に改善するため鋭意努力を重ねて参つたのでありますが、これに必要な港湾工事には多額の費用を要します。また、港湾管理者の財政負担力に乏しさが、このたびこれらの工事について高率の国庫負担等を行なうこととし、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、その要旨について申し上げますと、港湾管理者が地盤沈下対策港湾工事を行なう場合には、国は通常の港湾工事でございますと、その工事に要する費用の十分の五を負担いたしますところを、当分の間、十分の六まで負担することができるといたしました。また、国がこれらの工事を直轄で施行いたします場合にも、右に準じた措置をとることいたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨でございます。何とぞ

は、本年度末において三千七百億円の多額に達する借入金金はさらに大なるものとなり、昭和四十年末においては一兆一千億円をこえ、そのときにおける支払い利子は七百億円をこえる見通しとなり、とうてい健全な経営を維持することはできないものと思われまします。これとともに国家財源の現状から見ましても、このような膨大な財政融資は困難であります。

翻つて設備資金所要額のうちには、通勤輸送対策、幹線輸送力増強、踏み切り設備の改善、取りかえ及び諸改良等約一千二百億円の採算に乗らない工事資金が含まれておりますので、これらの資金は利子のつく借入金で本来まかなうべきものでないと考えられます。従いまして、一部借入金の増額によるほかに、運賃改定による増収によつて所要資金を調達するほかに、このように膨大な財政融資は困難であります。

運賃引上率の決定にあたりましては、運輸審議会の答申を尊重し、また国鉄運賃の国民生活への影響を十分考慮いたしまして極力低位にとどめるべく、借入金の増額を昭和三十六年度においては前年度に比べ約七十億円増加して約一千億円とし、また企業努力、経営の合理化等による自己資金の捻出をはかりまして、必要最小限度四百八十六億円、増収率一二％程度を運賃改定による増収額として見込むこといたしました。

次に運賃改定の内容についてありますが、まず旅客運賃の改定内容について申し上げますと、二等の普通旅客運賃の賃率は、三百キロメートルまでの第一地帯は一四・六％、三百一キロメートル以

慎重御審議の上すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

ただいま議題となりました国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明いたします。

国鉄の輸送力は、現状でも国民の輸送需要をまかない切れない実情にあり、なお政府の所得倍增計画とも関連して今後の経済発展の隘路とさえなるものと思われまします。

このような輸送力の現状並びに今後の輸送需要の増大に対処するため、国鉄においては昭和三十六年度を初年度とする新五カ年計画を策定いたしました。この計画においては、東北本線、北陸本線等の主要幹線一千キロの複線化、主要幹線一千八百キロの電化、電化されない区間の全面的ディーゼル化、通勤輸送の緩和、踏み切り設備の改善、車両の増備及び東海道新幹線の建設等を計画しております。このためには総額九千七百五十億円、年額一千九百五十億円の資金が必要となります。このほか昭和三十六年度に例をとりますと、借入金の返還が約二百億円ありますので、所要資金は合計二百五十億円に上ることとなります。

これらの所要資金に対しまして、国鉄経営の収支状況から見ますと、自己資金によつて調達される分は減価償却費等の繰り入れ約六百億円程度にすぎない実情にありますので、国鉄新五カ年計画を実施したためには何らかの資金確保の方法を講じなければならぬこととなります。

この所要資金不足額を全面的に借入金によつてまかなう場合に

上の第二地帯は一二・五％の引き上げとし、一等の運賃は二等の一・六六倍すなわち通行税込み二倍といたしました。なお、航路の旅客運賃もこれに伴いましてほぼ同程度の改定をいたしました。

次に貨物運賃についてありますが、賃率をおおむね一五％引き上げることいたしました。

なお、定期旅客運賃につきましては、割引率は、そのまま据え置くこととし、普通旅客運賃の賃率の引き上げに併う改定にとどめることとしたしております。

以上が今回改定のおもな点であります。この運賃改定によつて得られます増収額は、これをあげて輸送力の増強に充て、今後五カ年間に国鉄輸送力の抜本的な拡充をはかり、もつて今後の経済の伸びに併う輸送要請にこたえたいと考えまして、今回の運賃改定もやむを得ない措置であると考えた次第であります。

最後に本法案の実施は来たる四月一日からと予定しておりますので、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成賜わらうようお願い申し上げます。

日本国有鉄道新線建設補助特別措置法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

国鉄の新線建設は、昭和二十六年運輸大臣の諮問機関として設置されました鉄道建設審議会の議を経て行なわれておるものであります。

同審議会は、わが国経済の発達及び文化の向上に資することを目標とし、公正かつ合理的に審議し、鉄道の建設が必要であるものに

ついて、鉄道敷設法別表に掲げる予定鉄道線路のうちから工事に着手すべきものを順次選定していくわけであります。その選定につきましては、重要な交通網を形成するもの、あるいは他の交通機関と比較して鉄道を必要とするもの等あらゆる角度からの検討を行なうことといたしております。

しかしながら、何分にもこれらの新線は、開業後も長期にわたり赤字であり、これが国鉄の経営上大きな負担となつております。従つて、政府におきましても新線建設の合理化につきましては、交通政策全般の見地から今後とも積極的に配慮していく所存であります。当面国家的見地から行なわれる新線の建設につきましては、国鉄の経営上の負担をできるだけ軽減し、その経営の健全化に資するため、昭和三十六年度におきましては三億八百七十五万円の新線建設費補助金を計上した次第であります。また、法律措置としましては、前述のような観点からさしあたり、政府が昭和三十六年度から昭和四十年年度までの間新線建設補助を行なうことができるよう特別措置を講じることとしたのであります。

次に本法律案の内容について御説明申し上げます。まず本法律案におきましては、政府は、日本国鉄道に対し、鉄道敷設法別表に掲げる予定鉄道線路のうちで昭和三十五年度以降の建設に要した資金につきまして、その利子相当分を限度として昭和三十六年度から昭和四十年年度までの間に限り補助することができることといたしております。

次に、補助の対象となつてゐる新線につきまして、開業後利益を

生じた場合には、その利益の額に相当する金額を翌年度の補助金の額から控除することといたしております。

第三に、補助の対象となつた新線につきましては、当該線路につき最初に補助を行なつた年度から十五年間に利益が生じた場合には、その利益の額に相当する額の二分の一以上を政府に還付することを国鉄に対し義務づけております。

このほか補助の額を算定する基準となる利子額の算定、新線開業後の利益の額の算定方法等については、運輸大臣が大蔵大臣と協議の上運輸省令で定めることといたしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ十分御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

二、衆議院運輸委員長報告(三月三十日)

(国内旅客船公団法の一部を改正する法律(昭三六一法七三)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院運輸委員長報告(四月十二日)

○三木興吉郎君 たいま議題となりました港湾法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、政府の説明によりますと、政令で定める重要港湾における地盤沈下対策港湾工事の費用についての国の助成率を、港湾管理者の財政負担力にかんがみまして、当分の間、現行法に規定

されておりますところの通常の港湾工事の場合の五割から六割までに引き上げる特別措置を講じようとするものであります。

質疑は、本法案の具体的な適用について熱心に行なわれましたが、質疑の過程におきまして明らかになりましたおもなことを申し上げますと、その第一は、本法案による特別措置の適用港湾として、政府は、地盤沈下速度の急速であること、港湾管理者の財政負担力とを考慮して、新潟港を指定する考えであること。第二に、この特別措置は、当分の間の暫定措置とされておりますが、当分の間とは、新潟港における恒久対策事業が完成するまでの期間と解していること。第三に、新潟における地盤沈下は、天然ガス採取のため地下水の汲み上げがおもなる原因であるとの地盤沈下対策審議会の結論に基づきまして、運輸省におきましては、昭和三十三年度以降実施の応急対策事業を三十五年度で一応打ち切り、本年度より総事業費約四十二億円の恒久対策事業を五カ年計画で実施する予定であるとのことであります。

さて、討論に入りましたところ、天竺委員より施行期日「四月一日」とあるのを「公布の日」とするなどの修正案が提出され、次いで、本法案について自由民主党を代表して、地盤沈下により生ずる港湾機能の障害を除去し、民生の安定をはかるものとして賛成の旨の発言があり、さらに、地盤沈下対策港湾工事は、港湾整備五カ年計画に含まれていないが、確実にこれを実施されたいとの希望意見が述べられました。次に、民主社会党を代表して松浦委員及び日本社会党を代表して中村委員より、それぞれ賛成の旨の討論があり

ました。なお、中村委員は、地盤沈下原因の排除を根本対策とし、なるべく国の力で事業を施行されたい旨の要望意見を述べられました。

かくて討論を終わり、まず、天竺委員提出の修正案を採決いたしましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決定し、次いで、修正部分を除く原案を採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎精神衛生法の一部を改正する法律

(昭三六・四・一八法六六)

一、提案理由(二月二十二日)

(予防接種法の一部を改正する法律(昭三六―法七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院社会労働委員長報告(四月七日)

○永山忠則君 たいいま議題となりました精神衛生法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

精神障害者の治療には、一般に、長期に入院して高額の治療費を必要とするため、十分な入院治療が行なわれず、また、患者世帯が貧困階層へ転落していく場合が多い実情であります。また、精神障害者は、自身を傷つけ、または他人に害を及ぼすおそれがあり、社会不安の一因ともなっているものであります。今回、精神障害者の医療負担の軽減をはかるとともに、社会不安を除去する見地から、精神衛生法に定める都道府県知事の行なう措置入院の制度を強力に推進して、精神障害者の医療及び保護の徹底をはかるうとするのが、本改正法律案の目的であります。

そのおもなる内容について申し上げますれば、第一は、措置患者

の入院に要する費用についての従来の二分の一の国庫補助率を十分の八の国庫負担率に引き上げることであり、第二は、措置患者の医療に関する診療方針及び費用について、その規定を整備するとともに、医療費の支払い事務等を円滑に処理するため、これを社会保険診療報酬支払基金に委託し得ることとすることとあります。

本法案は、去る二月二十日付託となりましたが、四月五日の委員会において質疑を終了し、次いで採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院社会労働委員長報告(四月十二日)

○吉武恵市君 たいいま議題となりました精神衛生法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

精神障害者は、自分を傷つけ、他人に害を及ぼすおそれがあり、社会不安の一因ともなっているものであります。その治療には、長期に入院して多額の医療費を必要とする者が多いため、とかく十分な入院治療が行なわれず、また患者世帯が貧困階層へ転落することが多い実情であります。本法律案は、精神障害者の医療負担の軽減をはかるとともに、社会不安を除去するため、その医療及び保護の徹底を期せんとするものであります。

その要旨は、第一に、措置患者の入院に要する費用については、

国庫補助率を従来の二分の一から十分の八に引き上げ、都道府県における必要な予算の計上を容易にすること、第二に、措置患者の医療に関する診療方針及び費用について、その規定を整備するとともに、医療費の支払い事務等を円滑に処理するため、これを社会保険診療報酬支払基金に委託し得ることとあります。

本法律案については、熱心に質疑が行なわれましたが、そのおもなる点は、病床数が不足していないか、また、これに伴う医師、看護婦等の養成はいかに計画されているか、また、措置患者の入院費並びに都道府県の支出費に対する国庫負担、及び精神病院の指導監督等についてでありましたが、その詳細は会議録に譲ります。

かくて質疑を終わり、討論、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上報告をいたします。

総理府設置法の一部を改正する法律

心となる事項、混乱せる町名地番の整理の根本方針の確立をこの審議会に求めようとする自治省当局の構想の適否、この審議会の委員十五名内外というがごとき少数の委員と、この審議会の設置期間が一年というがごとき短期間内の審議で、はたして満足な成果が得られるか、町名地番の整理を実施する場合の所要の経費、所要年数いかな等の諸点、また、海洋科学技術審議会につきましては、政府の提案理由に言うがごとき趣旨を実現するためには、審議会よりも行政委員会制度で運営するを適当とするのではないか、本審議会の主要な審議項目は何か、海上保安庁、水産庁、気象庁、各大学等で行なわれているわが国の海洋調査の現状いかな等の諸点でありまして、その審議の詳細は、委員会会議録に譲ることにいたします。

昨日の委員会において質疑を終わり、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して村山委員より、本法律案の附則中、「昭和三十六年四月一日」とあるのを、「公布の日」に改める旨の修正案が提出せられ、修正部分を除く原案に賛成する旨の発言があり、次いで、日本社会党を代表して千葉委員より、本法律案に賛成の旨の発言があり、なお、閣議決定で総理府に置かれている暴力犯罪防止対策懇談会の措置については、政府より近く善処する旨の答弁があつたので、この点は了承するとの意見が述べられました。

討論を終わり、まず、村山委員提出の修正案について採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決せられ、次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもつて可決せられました。よつて本法律案は修正議決すべきものと決定

いたしました。

以上報告申し上げます。

◎関税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律
部を改正する法律 (昭三六・四・二〇法六八)

一、提案理由(三月二日)

(関税率法の一部を改正する法律(昭三六―法二六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十八日)

(関税率法の一部を改正する法律(昭三六―法二六)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十日)

(関税率法の一部を改正する法律(昭三六―法二六)の委員長報告と一括して掲載)

関税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

◎原子力委員会設置法の一部を改正する法律

(昭三六・四・二五法六九)

一、提案理由(三月二日)

○池田(正)国務大臣 たいま議題となりました原子力委員会設置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

原子炉の設置に際しましては、その安全性の確保が最大の前提条件であることは申すまでもありません。このため原子炉の設置の許可をいたします場合には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の定めるところにより、あらかじめ原子力委員会の意見を聞くものとされ、従来原子力委員会におきましては、各界の権威者で構成される原子炉安全審査専門部会を設け原子炉の安全性確保に遺憾なきを期しておるのであります。しかしながらこの専門部会は本来臨時的な性格のものであり、かつ現行原子力委員会設置法にはその組織に関して規定していないのでありまして、この点に關し第三十四国会の衆議院科学技術振興対策特別委員会及び参議院内閣委員会におきまして、原子炉安全審査機関を法制化すべきである旨の附帯決議がなされておるのであります。原子炉の安全性確保の重要性にかんがみ、かつこれら附帯決議の趣旨を尊重し、原子炉安全審査機関の法制化をはかる必要があると考え、この法律案を今

国会に提出するに至つた次第であります。

以下この法律案の要旨について御説明申し上げます。

まず原子力委員会に原子炉安全専門審査会を置くものとし、常置の審査機関を法律に明記したのであります。この審査会は、原子力委員長の指示があつた場合において、原子炉にかかる安全性に関する事項につき調査審議するものであります。

次に審査会の組織であります。現在の原子炉安全審査専門部会の運営の経験に徴し、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命する審査委員三十名以内で組織するものとしたしております。

第三に審査会の審議は原子炉の設置許可の申請及び原子炉施設等の変更許可の申請がありました際に行なわれるのが常でありますので、審査委員は非常勤とし、また学識経験者である審査委員につきましては、従来専門委員とは異なり、任期制をとり、任期を二年と定め、常置機関である趣旨を明らかにしたのであります。

以上が原子力委員会設置法の一部を改正する法律案の提案の理由並びに要旨であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(三月十七日)

(科学技術会議設置法の一部を改正する法律(昭三六―法七〇)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(四月二十一日)

○吉江勝保君 たいま議題となりました原子力委員会設置法の一部を改正する法律案ほか一件につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、原子力委員会設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の改正点は、原子力委員会に、原子炉の安全審査の常置機関として、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命する審査委員三十名以内をもつて組織する原子炉安全専門審査会を設置しようとするものであります。

この審査会を設置する理由として政府の述べるところを申し上げますと、原子炉の設置に際しては、その安全性の確保が最大の前提条件であり、このため、原子炉設置の許可をする場合には、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の定めるところにより、あらかじめ原子力委員会の意見を聞くものとされ、従来、原子力委員会においては、原子炉安全審査専門部会を設けて、原子炉の安全性確保に遺憾なきを期しておつたのであるが、現行原子力委員会設置法にはその組織に関する規定がなく、この点に關して、さきに衆議院科学技術振興対策特別委員会及び当委員会においても、原子炉安全審査機関を法制化すべき旨の附帯決議がなされており、政府は、原子炉の安全性確保の重要性にかんがみ、かつ、右の附帯決議の趣旨を尊重して、今回この原子炉安全審査機関の法制

化をいたした次第であるとのことでありませぬ。

内閣委員会は、前後四回委員会を開き、この間、池田科学技術庁長官その他関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当たりましたが、その審議において問題となつたおもな点を申し上げますと、この審査会の運営とその権限の幅をさらに広げる必要はないか、また、去る三月二十二日の茨城県東海村の原子炉隣接地域に米軍機の模擬爆弾の誤投事件を中心として質問が展開せられ、この事件に關し政府はいかなる措置をとつたか、今後原子炉の絶対安全を期するため、茨城県所在の米軍基地の返還につき政府はいかなる決意を持つてゐるか、また、去る二月八日原子力委員会の策定した原子力開発利用長期計画中、原子力発電の部分の調査は、皆さんのきらいがないか等の諸点につきまして、池田科学技術庁長官との間に熱心な質疑応答が重ねられました。その詳細は委員会議録に譲りたいと存じます。

なお、核弾頭をつけ得るミサイル兵器の研究開発及び利用は、原子力基本法第二条に違反すると思ふが、この点に対する政府の所見いかんとの質問に対し、池田長官より、原子力の研究開発及び利用は、この規定に示すごとく、平和目的以外には行なわれない、従つて政府は、核武装を行なうことは断じて許さなないという方針を堅持する旨の所信が表明せられました。

去る四月十八日の委員会において質疑を終わり、次いで討論に入りましたところ、自由民主党を代表して村山委員より、本法律案の附則中、「昭和三十六年四月一日」とあるのを「公布の日」に改め

原子力委員会設置法の一部を改正する法律

一九六

る旨の修正案が提出せられ、修正部分を除く原案に賛成する旨の発言がありました。討論を終わり、まず村山委員提出の修正案について採決いたしましたところ、全会一致をもって可決せられ、次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決せられました。よつて、本法案は修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、科学技術会議設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の改正点は、現在議長及び議員八名をもつて組織される科学技術会議の議員の定数を二名増員しようとするものであります。

この議員の定数二名増加の理由として政府の述べるところによりますと、最近における科学技術の進歩発達はまことにめざましく、これによつて幾多の新領域が開拓され、あるいは国政のあらゆる分野に影響を及ぼす等、科学技術の重要性は増加の一途をたどつておる。このような情勢に対処して、国として総合的な科学技術振興策を樹立し、これを強力に推進していくためには、極力科学技術会議を活用して、その活発な活動を期待することが最も適切であると考えられるので、この際、科学技術会議を構成する議員のうち、科学技術に関し、すぐれた識見を有する議員の定数を二名増員しようとするものであります。

内閣委員会は、前後五回委員会を開き、この間、池田科学技術庁長官、荒木文部大臣、小沢行政管理庁長官その他関係政府委員の出

席を求めまして、本法律案の審議に当たりましたが、その審議において問題となつたおもな点を申し上げますと、まず、各種審議会等の一般問題として、行政管理庁が近く各省に対し提出しようとする懇談会等の処置に関する通牒と、暴力犯罪防止対策懇談会に対する政府の措置につき、ただされましたのに対し、小沢長官より、この通牒を近く事務次官会議及び閣議に諮つて了承を得る予定であり、また、本月下旬開会予定であつた暴力犯罪防止対策懇談会は開かない予定である旨答弁がありました。なお、各種審議会等に同一人が多数の審議会の委員を兼職しておる事実を指摘し、かくのごとき状態では審議会等の満足な運営を期し得ないとの点、また近時審議会等の乱設は、ひいては国会軽視の結果ともなるとの点を指摘し、この問題に対する政府の所見をただされましたのに対して、小沢長官より、今後委員の人选及び審議会の設置については、御意見を尊重し、十分検討する旨の所見が述べられました。

次に、科学技術会議の問題として、二名増員と、これを非常勤にする理由、日本学術会議と科学技術会議との連携の状況、民間に比し、国として科学技術に対する投融資が貧弱である事実などの諸点に関連して質疑応答が重ねられ、なお伊藤委員より、わが国の現状においては、科学技術者の養成が科学技術振興の前提条件であるとの見地から、去る三月十一日、荒木文部大臣に対し池田科学技術庁長官の提出した「科学技術者の養成に関する勧告」につき、池田長官の所見を求むると同時に、荒木文部大臣のこれに対する所見がただされ、この勧告をめぐつて伊藤委員と両大臣との間に熱心な質疑応

答が重ねられました。最後に荒木文部大臣より、この勧告はこれを十分尊重する、特に私立大学における理工系学生の増員計画については、明年度といわず本年度内においても早急に検討の上協力する所存である旨の所見が述べられました。

昨日の委員会において質疑を終わり、次いで討論に入りましたところ、自由民主党を代表して村山委員より、本法律案の附則中「昭和三十六年四月一日」とあるのを「公布の日」と改める旨の修正案が提出せられ、修正部分を除く原案に賛成する旨の発言がありました。

討論を終わり、まず村山委員提出の修正案について採決いたしましたところ、全会一致をもって可決せられ、次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決せられました。よつて本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

原子力委員会設置法の一部を改正する法律

一九七

◎科学技術会議設置法の一部を改正する法律 (昭三六・四・二五法七〇)

一、提案理由(二月十六日)

○池田(正)国務大臣 ただいま議題となりました科学技術会議設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

本改正法案は、科学技術会議の議員の定数を二名増加しようとするものであります。

科学技術会議は、科学技術の振興に資するため、科学技術全般にわたる施策の総合調整に関し、内閣総理大臣の諮問に応ずる機関として、昭和三十四年に設置せられたものであります。

最近における科学技術の進歩発達はまことにめざましく、これによつて幾多の新領域が開拓され、あるいは国政のあらゆる分野に影響を及ぼす等、科学技術振興の重要性は増加の一途をたどりつつあります。なかんずく政府が経済運営の指針として採択しました所得倍増計画を達成するためにも、科学技術の振興に格段の力を注がなければなりません。

このような情勢に対処して、国として総合的な科学技術振興策を樹立し、これを強力に推進していくには、極力科学技術会議を活用いたしまして、その活発な活動を期待することが最も適切であると

考えます。従つてこの際科学技術会議を構成する議員のうち、科学技術に関してすぐれた識見を有する議員の数をさらに二名増員いたしまして、科学技術会議の機能を強化し、かつ充実せしめようとするものであります。

なお本改正法案によりまして新たに増員される二名の議員は、これを非常勤といたしております。

以上、この法律案の提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(三月十七日)

○久野忠治君 ただいま議題となりました四法案につき、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、法案の要旨について御説明申し上げます。

科学技術会議設置法の一部を改正する法律案は、科学技術会議の機能を一段と強化するため、議員の定数を二人増加して五人とし、うち三人を非常勤とするものであります。

次に、原子力委員会設置法の一部を改正する法律案は、原子力委員会に原子炉安全専門審査会を置き、原子炉の安全性確保について調査審議し、その万全を期そうとするものであります。

次に、運輸省設置法の一部を改正する法律案は、第一に、海技専門学院を海技大学校に、高浜海員学校を清水海員学校にそれぞれ改めることであり、第二は、自動車審議会の存続期限を一年延長するこ

とであり、第三は、臨時に伊勢湾港湾建設部を設置することであり、第四は、大津市に国立ユースホステルセンターを設置し、これを運営することであり、

最後に、海上保安庁法の一部を改正する法律案は、九州方面の海上保安業務を充実するため第十海上保安管区を新設するほか、所要の改正を行なうものであります。

以上四法案は、内閣委員会において慎重審議を行なつた後、いずれも全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。

なお、原子力委員会設置法の一部を改正する法律案に対し、自民、社会、民社三党共同提案にかかる附帯決議案が石山委員より提出せられ、これまた全会一致の議決を見たのであります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(四月二十一日)

(原子力委員会設置法の一部を改正する法律(昭三六―法六九)の委員長報告と一括して掲載)

◎公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律 (昭三六・四・二五法七二)

一、提案理由(二月二十一日)

○国務大臣(小金義照君)ただいま議題となりました公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由とその概要を御説明申し上げます。

公共企業体職員等共済組合法は、昭和三十一年に旧国家公務員共済組合法及び恩給法から独立して、三公社職員に固有の制度として発足したのでありますが、その後、昭和三十三年に国家公務員共済組合法が全部改正になり、また、恩給法等の一部改正がありましたので、それと関連する規定の改正を必要とするに至りました。すなわち、長期給付について、国家公務員共済組合法の全部改正及び恩給法の一部改正後のこれらの制度による給付と比較しますと、その内容に不均衡を生ずることとなりましたので、これを合理化するため、所要の改正を行なおうとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、軍人恩給公務員期間の組合員期間への算入に関する改正であります。恩給法等の一部改正に伴い、昭和三十五年七月一日から旧軍人、旧準軍人または旧軍属の七年未満の実在職年が恩給の基礎在職年に算入されることとなりましたので、本法におきまして

も更新組合員等について当該期間を組合員期間に算入する措置をとることとしております。この措置にあわせまして、軍人一時恩給の基礎となった恩給公務員期間も組合員期間に算入することとし、また、軍人普通恩給の基礎となった恩給公務員期間については、受給権者の希望により、当該軍人普通恩給を消滅させて組合員期間に算入することとしております。

第二は、国家公務員共済組合法の例にならない、組合員期間十年以上二十年未満の組合員が死亡した場合にも、遺族年金を支給する制度を設けることとしております。

第三は、遺族の範囲に関する改正でありまして、現行法におきましては、組合員または組合員であつた者の死亡当時、その夫、父母または祖父母については、五十五歳以上でなければ、遺族給付を受けることができる遺族とはしないこととなつておりますが、この年令による資格を問わないことといたします。ただし、遺族年金は五十五歳まで支給を停止することとしております。

その他、更新組合員等の長期給付等に関する規定につきまして、法施行後約四年半の運営の状況にかんがみまして、規定を整備することとしております。

以上が、この法律案の提案理由とその概要であります。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

二、参議院内閣委員長報告(三月二十九日)

○吉江勝保君 ただいま議題となりました公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の改正の要点を申し上げますと、

その第一点は、軍人恩給公務員期間の組合員期間への算入に関する改正でありまして、昭和三十三年の恩給法等の一部改正に伴い、昭和三十五年七月一日から、旧軍人、旧準軍人または旧軍属の七年未満の実在職年が恩給の基礎在職年に算入されることとなりましたので、本法においても、更新組合員等について当該期間を組合員期間に算入する措置をとることとした点であります。この措置にあわせて、軍人一時恩給の基礎となった恩給公務員期間も組合員期間に算入することとし、また軍人普通恩給の基礎となった恩給公務員期間については、受給権者の希望により、当該軍人普通恩給を消滅させて組合員期間に算入することとしております。

その第二点は、国家公務員共済組合法の例にならない、組合員期間十年以上二十年未満の組合員が死亡した場合にも、遺族年金を支給する制度を設けることとしております。

その第三点は、遺族の範囲に関する改正でありまして、現行法においては、組合員または組合員であつた者の死亡当時、その夫、父母または祖父母については、五十五歳以上でなければ遺族給付を受けることができる遺族とはしないこととなつておりますが、これを改正し、この年令による資格を問わないこととし、ただし遺族年金の支給は五十五才まで停止することとしております。

公業企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

その他、更新組合員等の長期給付等に関する規定につきまして、法施行後約四年半の運営の状況にかんがみ所要の整備をいたしております。

内閣委員会は前後六回委員会を開き、この間、小倉郵政大臣、国鉄初め三公共企業体の各副総裁その他関係政府委員の出席を求めまして、本法律案を審議いたしました。その審議において問題となつたおもな点は、国家公務員と三公社職員との期間の通算問題、軍人恩給公務員期間の算入に伴う経費の負担方法、三公社における積立金の運用方法、旧共済組合員期間と三公社職員期間との通算問題、共済組合連盟を法人化する理由とその運営状況等の諸点でありまして、特に、今回の改正措置により経費の負担が組合員にしわ寄せせられ、その結果、組合員の掛金がさらに増額される懸念がないかどうか。また昨年三月、社会保障制度審議会より、公共企業体職員等共済組合法の運営審議会の組織を中立委員を加えた三者構成にせらるべき趣旨の答申が提出されたが、この答申に対する政府の見につき、小倉郵政大臣との間に熱心な質疑応答が重ねられました。その詳細は委員会会議録に譲りたいと存じます。

昨日の委員会におきまして質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して山本委員より、現行法では、資格期間としてみる範囲を、昭和二十三年六月三十日までに職員となり、以後施行日まで引き続き職員である者に限つては、これを昭和三十一年六月三十日までに広げることとする趣旨の修正案が提出せられ、次の附帯決議案を付して修正案及び修正部分を除く原案に賛成

公業企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

二〇二

の旨の発言がありました。

右の附帯決議案をここに朗読いたします。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は左の事項について、すみやかに検討し、その実現を期せられたい。

一、旧陸海軍工廠などから日本国有鉄道その他の公社に引き継がれた職員などの通算措置については、本法修正において若干認められたが、なおその期間の完全な通算並びに通算期間の減額規定が残されているので、その他の期間の取扱いをも勘案して適当な措置を講ずること。

二、日本国有鉄道はじめ三公社に再採用された者について再採用前の職員の在職期間を組合員の期間としてすべて通算すること右決議する。

次いで自由民主党を代表して村山委員、民主社会党を代表して田畑委員より、それぞれさきの山本委員提出の修正案、修正部分を除く原案、及び山本委員提出の附帯決議案に賛成の意見が述べられました。

かくて討論を終わり、まず、山本委員提出の修正案について採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決せられ、次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもつて可決せられました。よつて本法律案は、修正議決すべきものと決定いたしました。

◎森林開発公団法の一部を改正する法律

(昭三六・四・二八法七二)

一、提案理由(二月二十三日)

○八田政府委員 森林開発公団法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明いたします。

森林資源の確保と国土の保全上森林の果たす役割につきましては今さら申すまでもないことではありますが、なかんずく、近年の台風災害その他の実情を見ますと、治山治水の目的をよりよく達成するための森林の造成を今後さらに積極的に推進することの必要性が痛感されるのであります。このための国の施策といたしまして、造林、治山等に対する公共投資等が行なわれてきたのであります。この一環として、水源地域における民有の要造林地につきましては、公共事業費による補助造林の推進のほか、従来より公有林野等官行造林法に基づき国が収益分収の方式による造林事業を行なってきたのであります。ところで、この官行造林事業の現況を見ますと、対象地が零細で分散しているほか、国有林野事業における生産力増強計画及び既往の官行造林地に主伐期の到来したこと等に基づく事務量の増大等の事情もあり、かつ、造林事業につき地元市町村等に全面的協力を期待することも緊要であるので、国が引き続き国有林野事業として官行造林を行なうことが適切でない状況になつて

森林開発公団法の一部を改正する法律

最後に、さきに山本委員より提出せられました附帯決議案につき採決いたしましたところ、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定せられました。

なお、右の附帯決議につき小金郵政大臣より特に発言を求められまして、政府はこの決議の趣旨に沿うよう十分検討して善処する旨の発言がありました。

以上御報告申し上げます。

三、衆議院大蔵委員長報告(四月二十日)

(国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭三六―法一五)の委員長報告と一括して掲載)

参つたのであります。このため、今後における水源地域の森林造成の事業につきましては、森林開発公団が分収造林特別措置法に規定する費用負担者または造林者となることにより、地元市町村、森林組合等の造林能力の活用と相待つてこの事業を進めて参ることといふと考へております。

このような理由により、森林開発公団法の一部を改正いたしたいのであります。

以下法律案の内容につきましてその概要を御説明申し上げます。

まず第一に、公団法の目的に、水源を涵養するため急速かつ計画的に森林の造成を行なう必要がある地域内における当該森林の造成にかゝる事業を行なうことを加えることとしたこととあります。

第二に、これに伴い、この水源涵養林の造成を行なう必要があるものとして農林大臣が指定する地域内の土地につき、同公団が分収造林特別措置法第一条に規定する費用負担者または造林者として同条の分収造林契約の当事者となり、これに基づいて森林の造成にかゝる事業を行なうことを同公団の事務に加えたこととあります。

第三に、この業務を行なうのに必要な財源として十億円の政府出資を行なうこととし、また、政府がさらに追加して出資を行なうことができる旨の規定を加えたこととあります。

第四に、これらの規定を設けたことに伴い、経理の方法その他の必要な規定の追加及び関係規定の整理を行なうこととしたこととあります。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容のおもな点であります。

二〇三

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

公有林野等官行造林法を廃止する法律案について、その提案の理由を御説明いたします。

公有林野等官行造林法は、公有林野に対し国が森林の造成を行なうことを目的として大正九年に発足したものであり、その後水源地域における私有林等にまで対象地を拡大して今日に至つたものであります。次に述べる理由から、このたび同法を廃止することが必要になつたと考えられるのであります。

まず第一に、公有林を含めた一般の民有林に対する森林の造成についての施策といたしまして、昭和三十三年に分収造林特別措置法が制定され、同法により公有林についても分収契約の締結を通じて造林に必要な資金の導入をはかることが容易になつて参つたのであります。さらに昭和三十四年度からは市町村に対する農林漁業金融公庫からの造林融資の制度も開かれ、これらにより公有林野における造林事業についての助成態勢が着々と整備されてきています。

第二に、水源地域における森林の造成についての新たな施策として、このたび別途御審議いただきます森林開発公団法の一部を改正する法律案におきまして、従来国が公有林野等官行造林法に基づき行なつてきたものと同種の事業を森林開発公団に行なわせることとしたこととあります。

これらの理由により、公有林野等官行造林法を廃止したのであ

も、なお不十分であると考えられ、さらに一そうこの国営保隣事業を拡充することが必要であります。

この法律案は、以上述べましたような趣旨に基づきまして、従来火災のみであつた保険事業に、気象上の原因による災害を加え、森林保険事業を総合的なものに発展させようとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院農林水産委員長報告(四月七日)

○坂田英一君 たいま議題となりました両案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、森林開発公団法の一部を改正する法律案について申し上げます。

公有林野等の造林につきましては、従来、国が直接施行者となつて造林を行ない、水源林造成等に努めて参つたのであります。官行造林地も最近いよいよ本格的な主伐期に入ることになり、伐採業務は急激に増加し、また、造林対象地が漸次分散化しないしは零細化し、国みずからその事業を担当していくことが必ずしも適当でなくなりまして、この際、水源造林にかかわる事業は、他の事業とあわせ、森林開発公団をして収益分収の方式によりこれを行なわせることとするため、本案が提出せられたのであります。

次に、公有林野等官行造林法を廃止する法律案であります。本

森林開発公団法の一部を改正する法律

ります。なお、これに伴う経過措置として、同法を廃止する法律の施行前に公有林野等官行造林法に基づき締結された契約については、同法はなおその効力を有するものとし、これに関連して関係法律における規定の整理を行なうこととしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の主な点であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

森林火災国営保険法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明いたします。

最近におけるわが国経済の成長はまことに著しいものがあります。これに伴いまして、木材需要も急速な伸長を見せ、今後この趨勢が続くものと推測されているのであります。このような情勢に対処いたしますためには、人工造林面積を経済的及び技術的に可能な限り拡大することがきわめて必要であります。御承知の通り、林業は造林から伐採に至るまで非常に長期間を要するものであります。わが国のように災害の多いところにおきましては、森林は常に危険にさらされているわけであり、そのため災害対策として種々の措置を講じているのであります。その一つとして、昭和十二年から、当時民間保険のベースに乗りがたいといわれた人工幼令林を対象とする森林火災国営保険事業を開始し、以来おおむね順調な発展を遂げ今日に及んでいるのであります。しかしながら、火災による損害のみを填補するのでは、災害対策としての面のみならず、林業金融の裏づけとしての森林の担保価値の面におきまして

案は、たいま御報告いたしましたように、官行造林事業と同種の事業を今後公団方式で行なうことになりましたので、この際同法を廃止しようとして提出せられたものであります。

以上二法案につきましては、三月三十一日から五日間にわたつて質疑を行ない、また、その間、森林開発公団理事長を初め数人の参考人の意見を聴取する等、審査には十分慎重を期し、四月七日、すべての質疑を終了したのであります。

しこうして、自由民主党から、両案の施行期日を公布の日からとするための修正案が提出せられましたので、この修正案並びに原案を討論に付したところ、自由民主党及び民主社会党からは賛成の、日本社会党からは反対の意見がそれぞれ表明されたのであります。引き続き採決の結果、いずれも多数をもつて修正議決すべきものと決した次第でございます。

右、御報告いたします。

三、参議院農林水産委員長報告(四月二十六日)

○藤野繁雄君 次にたいま議題となりました林業関係の二つの法案について農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

森林開発公団法の一部を改正する法律案の骨子は、従来、国が官行造林事業として行なつてきた水源林の造成事業を、本年度から、森林開発公団をして、分収造林特別措置法による費用負担者または造林者となることによつて行なわしめ、その財源として、政府から

さしあたり十億円を出資し、必要に応じ、これを追加できることとしようとするものであります。

次に、公有林野等の官行造林法を廃止する法律案、公有林野の造林事業に対する助成態勢が整備され、また、水源林の造成については、ただいま申し上げましたように森林開発公団が行なうことになりましたなどの理由により、この際、公有林野等官行造林法を廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、これらの両法案を一括して審議することとし、まず政府当局から提案の理由その他の説明を聞き、質疑に入り、森林開発公団及び官行造林事業の性格、使命、経過及び現況、並びに今回の措置との関係、両法案提出の経緯とその意義並びにこれが影響、官行造林事業関係の機構及び従業員の現況とその処置、公団の造林事業の実施方法及び実施能力、並びに予算及び資金計画、国有林野事業の状況、林業の基本方針、治山治水計画、保安林整備計画、並びにこれらの方針あるいは計画と今回の措置との関係、その他の問題について、細大にわたつて政府当局及び公団理事長に対して事情が尋ねられ、見解がただされ、さらにその間において、別に参考人の意見が求められ、また、地方行政の立場から鈴木寿議員の委員外発言が行なわれたのでありまして、これが詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて質疑を終わり、討論に入り、亀田委員から、日本社会党を代表して、両法案に反対の意見が述べられ、桜井委員から、自由民主党を代表し、森林開発公団法の一部を改正する法律案については

原案の通り、また、公有林野等官行造林法を廃止する法律案については、新市町村建設促進法との関係を整理する修正案を提出して賛成の意見が述べられ、続いて採決の結果、森林開発公団法の一部を改正する法律案は原案通り、また、公有林野等官行造林法を廃止する法律案は、桜井委員提出の修正を加えて、いずれも多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

続いて、両法案の提出に当つて、準備の不十分を遺憾とし、林業の基本対策の策定等に関する政府の慎重な用意を求める趣旨の附帯決議を全会一致をもつて決定し、これに対し、周東農林大臣から、趣旨を尊重して善処したい旨の発言がありました。

右御報告いたしました。

◎国内旅客船公団法の一部を改正する法律

(昭三六・四・二八法七三)

一、提案理由(二月二十四日)

○木暮国务大臣 たいいま議題となりました国内旅客船公団法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、戦時標準船の代替建造について、その資金の調達が困難である中小船主に対して、国内旅客船公団を改組して、特定船舶整備公団とし、公団との共有方式により、その代替船の建造を進めようとするものであります。

戦時標準船、戦時中政府が定めた一定の規格により急造された材質、構造とも劣弱な船舶でありまして、今日なお商船として約七十万総トンが残存しておりますが、その大部分は、今日もはや通常の検査及び補修ではその航行上の安全性を確保し得ない状況にあります。このような実情にかんがみ、運輸省といたしましては、昨年十二月以降、戦時標準船に対する検査及び補修を強化する措置をとることといたしました。本措置により関係船主は、従前に比べ数倍の改修費を要することとなるのであります。経営基盤のきわめて弱体なこれら中小船主は、このような補修を行なうことは困難であり、係船または解撤のやむなきに至つてい実情にあります。

この際政府といたしましては、今日の戦時標準船の検査及び補修

国内旅客船公団法の一部を改正する法律

の強化により、予期せざる窮境に立つこれら戦時標準船主に対して代替船を保有せしめる必要があると考える次第であります。

このための施策として、昭和三十六年度以降三年間に、日本開発銀行に融資ワケを設け船主の代替建造の推進をはかるほか、国内旅客船公団を改組して、特に金融ベースでは、資金調達が困難な弱小の船主を対象として、公団との共有方式により代替船の新造が可能となる措置を講じた次第であります。

以上がこの改正法律案を提案する理由であります。次に改正法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、国内旅客船公団は、従来の国内旅客船のほかに戦時標準船の代替船の整備をも行なうこととなりますので、その名称は特定船舶整備公団と改めることといたしております。

第二に、公団の業務につきましては、従来の国内旅客船公団の業務のほか、戦時標準船を解撤する船主と費用を分担して貨物船を建造し、これを当該船主で使用せしめる等の業務ができることといたしております。

第三に、公団の組織につきましては、業務の拡張に伴い、これを円滑に実施するため理事一名を増員することといたしております。

なお、右のうち貨物船の建造業務につきましては、前述の通り、これを来年度以降三年にわたりに行なうことといたしておりますので、昭和三十九年三月三十一日までに限ることを明記しております。

以上がこの法律案の提案理由及び概要であります。何とぞ慎重御

審議の上すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。次に、ただいま議題になりました日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

わが国海運は、戦後における国民経済上の要請に應ずるため戦災によつて喪失した商船隊の急速な回復をはかつて参りました。しかしながら、わが海運企業は、戦時補償の打ち切りによつて全く自己資金を持たず、もっぱら借入金によつて新船建造を行なわざるを得なかつたので、その資本構成は逐次悪化し、これにわが国の金利水準が国際水準から見ても著しく割高である事情が加わつて、その企業内容は極度に悪化することとなつたのであります。従つて、かかる割高な金利負担を国際水準並みに軽減して、その国際競争力を強化することは、海運政策上最も必要なことであり、昨年中金融機関の行なう融資につきまして利子補給を行なうことをお認め願つた次第であります。

しかしながら、わが国海運の国際競争力強化のためには市中融資に対する利子補給のみではなく、船舶建造融資の五〇%以上を占める日本開発銀行の融資についても、その金利負担を軽減することがぜひとも必要であります。

特に最近輸出入銀行の輸出船に対する低金利と開銀金利との不均衡が表面化して参りましたので、この間の事情も考慮し、明年度から日本開発銀行の融資に対しても利子補給を行なうことといたし、この法案を提出いたしました次第であります。

に規制するため、外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法中関係条文の適用ないし準用を規定しております。

最後に、さきに述べましたように、この日本開発銀行に対する利子補給は、昭和三十六年度以降三年間の開発銀行融資による造船に限つておりますので、契約締結期間を昭和三十九年三月三十一日までとすることといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由と概要でございます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを希望いたします。

二、衆議院運輸委員長報告(三月三十日)

○三池信君 ただいま議題となりました国内旅客船公団法の一部を改正する法律案外一法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国内旅客船公団法の一部を改正する法律案について申し上げます。

戦時標準型船は、戦時中に一定の規格により急造された、材質、構造ともにきわめて劣弱な船舶でありまして、現在約七十萬総トンが残存しておりますが、その大部分は、今日、もはや通常の検査及び補修では航行の安全を期し得ない状態に陥つております。しかしながら、経営基盤の弱体な中小船主としては、完全な補修を行なうことは困難でありまして、繋船または解撤を余儀なくされている実情であります。よつて、かような実情にかんがみまして、これら苦境にあえぐ船主に対して代替船を保有せしめる施策の一環とし

国内旅客船公団法の一部を改正する法律

この日本開発銀行に対する利子補給は、来年度からの開発銀行融資による造船に対して適用されるもので、補給率は一分五厘とし、また最初の融資後五年間行なうことといたしております。ただ、今後におけるわが国経済の動向並びに金利低下の傾向を勘案し、一応契約締結期間を三年間といたしております。これに必要な明年度の予算措置は、支出額千八百万円、債務負担行為額約五億六千万円でありまして、

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

まず第一に、政府は、日本開発銀行と契約を結び、外航船舶建造のための同行の融資につきまして、当該融資の契約上の利率(年六分五厘)と年五分との差を限度として利子補給金を支給することができることといたしております。

第二に、利子に補給金の支給年限、予算による制限、支給限度額及び日本開発銀行の利子引き下げ義務等利子補給制度の基本的事項を、市中金融機関に対する利子補給制度にならつて規定いたしております。

利子補給は、政府から日本開発銀行にて支給されるものであります。同行がその受けた利子補給金に相当する額だけ船主から受け取る利子額を差し引かなければならないことといたしており、船主の利子負担はそれだけ減少することとなるのであります。

次に、海運会社が一定率海上の利率を計上した場合の国庫返納、海運会社に対する監査、勧告、海運会社及び日本開発銀行の義務違反に対する措置等につき、市中融資に対する利子補給の場合と同様

て、現在の国内旅客船公団を改組して、資金調達に困難な弱小の船主を対象として、公団との共有方式により、代替船の新造が可能となる措置を講じようとするものであります。

次に、その内容のおもなる点を申し上げます。第一点は、公団の名称を特定船舶整備公団と改めるとともに、公団の従来の業務のほかに、戦時標準型船を解撤する船主と費用を分担して貨物船を建造して、これを当該船主で使用せしめる等の業務ができるようにしようとするものであります。

第二点は、公団の業務の拡張に伴いまして、理事一名の増員をはかるうとするものであります。

なお、貨物船建造業務につきましては、来年度以降三年にわたり行なうことといたしております。

本法案は、二月二十二日本委員会に付託され、同月二十四日政府より提案理由の説明を聴取し、三月十五日、二十八日、三十日質疑を行ないましたが、その内容は会議録により御承知願います。

かくて、同三十日討論を省略し、採決の結果、本法案は起立総員をもつて原案通り可決いたしました。

なお、日本社会党山口丈太郎君より、日本社会党、自由民主党並びに民主社会党を代表とし、本法案に対して、戦時標準型船の代替建造の促進をはかるために、融資額の増額、戦時標準型船の代替建造の処遇について善処するよう政府に要望する趣旨の附帯決議案が提出され、原案通り可決いたしました。

次に、港湾法の一部を改正する法律案について申し上げます。

近年、重要な港湾地帯における地盤沈下は著しく、港湾活動及び民生の安定上、重大な影響を及ぼしておりまして、政府は、この事態を早急に改善するため鋭意努力を重ねて参りましたが、これに必要な港湾工事には多額な費用を要しますので、港湾管理者の財政負担力にかんがみまして、これらの工事について高率の国庫負担等を行なおうとするものであります。

次に、その要旨を申し上げます。

港湾管理者が地盤沈下対策工事を行なう場合には、国は、通常の港湾工事でありまして、その工事費用の十分の五を負担することとなつておりますが、これを当分の間国が十分の六まで負担することとができるようにするとともに、国がこれらの工事を直轄で施行する場合にもこれに準じた措置をとることができるようにならうとするものであります。

本法案は、去る二月二十五日本委員会に付託され、三月三日政府より提案理由の説明を聴取し、同月二十八日、三十日質疑を行ないましたが、その内容は会議録により御承知を願います。かくて、同三十日、討論を省略し、採決の結果、本法案は起立総員をもつて原案通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

三、参議院運輸委員長報告(四月二十一日)

○三木興吉郎君 ただいま議題となりました二法案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

計画造船の実施に伴つて解体されるもの二十万トンを除いた二十万トンを戦艦船処理対策の対象とし、三年計画で行なう趣きであります。そして本年度は、公団に対する財政融資八億円と開銀融資七億円、合計十五億円財政措置により、おおむね四万トンの解体と三万トンの代替建造が可能となりますが、三十七年度及び三十八年度においては、財政融資の拡大に努力し、所期の目的を達成したいというのであります。第二は、戦艦船解体に伴う船員対策であります。政府の答弁によりまして、戦艦船解体に伴う下船船員の大部分は、代替建造船のほか、計画造船や自己資金船に吸収されるものと推定されますが、一時的失業という問題の発生も予測されますので、船員職業安定所による積極的職場の開拓及び広域職業紹介の実施のほか、短期移民として海外への派遣、または短期再教育等の対策を考えているのであります。

討論に入りましてところ、民主社会党を代表して松浦委員より賛成の意見が述べられ、次いで松浦委員は、戦艦船処理対策における所期の目的を達成するため、今後大幅に財政措置を強化されたいとの趣旨によりまして、各派共同提案にかかる附帯決議の動議を提出いたしました。決議案の要旨は、「戦艦船の代替建造に対する本年度の財政融資規模では戦艦船の処理に相当長期間を要することとなるから、政府は融資額の増額をはかるほか、下船船員に対する処遇について特段の対策を講ずべきである」ということであります。次に、日本社会党を代表して大倉委員より、また、自由民主党を代表して天埜委員より、それぞれ本法案に対する賛成意見が述べられま

まず、国内旅客船公団法の一部を改正する法律案についてであります。その要旨を申し上げます。

政府の説明によりまして、戦時中急造されました戦艦船は、すでに現在におきましては船舶安全上十分な堪航性を期し得ない実情になりましたので、政府においては、昨年十二月以降、戦艦船の検査を強化するとともに、戦艦船船主に代替船を建造させるいわゆる戦艦船処理対策を講ずることとなり、その一環として、経済力が弱い中小船主につきましては、国内旅客船公団を改組し、同公団との共有方式によりまして代替船の建造を行なわせることといたしてあります。この法案は、そのために必要な国内旅客船公団法の改正でありまして、その内容を簡単に申し上げますと、公団は、従来の国内旅客船のほか、戦艦船の代替建造を行なうこととなりますので、その名称を特定船舶整備公団と改め、公団が船主との共有方式により戦艦船の代替建造を行ない得るように公団の業務を拡張し、また、これに伴い理事一名を増員することを内容とするものであります。なお、戦艦船の代替建造業務は、戦艦船処理対策にあわせて、三年間、すなわち昭和三十九年三月末日までに限られております。

本委員会におきましては、戦艦船処理対策、戦艦船解体に伴う船員対策、国内旅客船公団の現状等につれまして熱心な質疑が行なわれたのであります。質疑の過程におきまして明らかにされたおもな点について申し上げますと、第一は、戦艦船処理対策と財政措置であります。政府の答弁によりまして、戦艦船七十万トンのうち、船主において解体を希望するものが四十二万トンあり、このうち、

した。

採決に入りましたところ、本法案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。また、附帯決議案につきましても、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この改正案は、提案者を代表し衆議院議員関谷勝利君の説明するところによりまして、現行法では、療養給付開始後三年を経過しても負傷または疾病がなおらない場合においては、一時金を支給して、以後の給付を打ち切る定めになっておりますのを、三十四国会で成立いたしました国家公務員災害補償法の改正の趣旨と同一歩調をとることにし、今回本法を改正して、打切給付の制度を廃止し、負傷または疾病がなおるまで国が療養給付を行なうとするものであります。

本委員会におきましては、現行法に基づく災害給付の支給状況、その他、本法施行後の実情につきまして若干の質疑がありました。討論においては別に発言なく、採決の結果、本法案は原案通り可決すべきものと全会一致をもつて決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。

◎地方税法の一部を改正する法律

(昭三六・四・三〇法七四)

一、提案理由(三月三十一日)

○安井国務大臣 ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案について、その提案理由と要旨を御説明申し上げます。

地方税制につきましては、最近の数次の改正により引き続き住民の税負担の軽減合理化を行なつて参つたのでありますが、最近の諸情勢にかんがみ、地方財政の実情をも勘案しつつ、次に述べるような方針に基づいてさらに税負担の軽減合理化を行なうこととしたのであります。すなわち、国税、地方税を通じて国民の租税負担の軽減を行なうことを念頭に置きながら、地方税におきましては、地方財政の動向を勘案の上、その実情に適した改正を行なうものとし、減税規模を平年度二百十六億円、初年度九十八億円としたのであります。なお、このほか道路財源充実のため、軽油引取税の税率引き上げを行なうことといたしております。その内訳は、平年度において減収額三百一億円、増収額百十九億円、差引百八十二億円であり、初年度は減収額百五十億円、増収額九十一億円、差引五十九億円であります。

改正方針の第一は、地方税制の自主制をさらに強化するために、国税の改正に基づく自動的な影響をでき得る限り遮断し、地方税と

して自主的な運営が行なわれるようにすることであり、そのために、住民税において、課税方式の簡素合理化をはかることにも、課税標準等について所要の改正を加えることとし、事業税についても所要の調整を行なうことといたしております。

方針の第二は、零細負担の排除を重点として地方税の減税を行なうことといたしまして、電気ガス税において免税点制度の創設、遊興飲食税において大衆の飲食及び宿泊について免税点の引き上げ等を行なうことといたしております。

方針の第三は、新道路整備計画の実施のための財源の充実をはかることといたしまして、軽油引取税の税率を引き上げることといたしております。

方針の第四は、税負担の均衡化の推進等税制の合理化をはかることといたしまして、住民税、事業税、娯楽施設利用税、遊興飲食税、自動車税、固定資産税、軽自動車税等につきまして非課税規定等の整理合理化、税率の不均衡是正等を行なうことといたしております。

以下その内容の概略を御説明申し上げます。

第一は住民税に関する事項であります。

その第一は、市町村民税所得割についてであります。現行の市町村民税所得割の課税方式は、所得税の課税を基礎といたしているため所得税の改正が自動的に影響を及ぼしてきて、所得税改正のつど、納税義務者数及び税収に変動を来し、地方財政の運営並びに分任を基調とする住民税のあり方から見てとかく批判のあつたとこ

ろであります。また、現在の五つの課税方式では複雑にすぎるとい

うことにも問題があつたのであります。昨年末、地方制度調査会及び税制調査会におきまして、住民税の課税方式について、検討を遂げられ、これについての答申があつたのであります。政府におきましては、この答申に基づき地方税制の自主性を強化する見地から、国税改正による自動的影響ができるだけ所得割に及ばないようにするとともに、課税方式の簡素合理化をはかることを目的として、現行の課税方式に根本的な改正を加えることとしたのであります。このような見地から、現行の五つの課税方式を整理して第二課税方式の本文とただし書きの二方式とし、これに次のように所要の改正を加えることといたしております。

(一) 課税の基礎となる所得の範囲及び計算方法は納税者の負担及び税務行政の簡素化の見地から、原則として所得税法の定めるところによることといたしております。ただ、専従者控除制度につきましては、市町村財政の見地からも、また負担分任の見地からも、住民税においては独自の立場で考えることが適当であると思われ

ますので、現行のままとすることといたしております。

(二) 所得控除については、原則として、現行の第二課税方式本文と同様に、基礎控除、扶養控除、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除及び生命保険料控除を行なうことを原則とし、その額もすべて現行の金額によることといたしております。ただ、市町村は財政上特別の必要がある場合においては、現行の第二課税方式ただし書きの場合と同様に基礎控除のみとすることができると

してあるのであります。

(三) 税率は、現行の第二課税方式と同様に地方税法においては準拠すべき税率を定め、具体的な税率は市町村が条例で定めることといたしております。

(四) 税額の算定方法については、総所得金額、退職所得の金額または山林または山林所得の金額ごとにそれぞれ分離して計算するとするとともに、山林所得、変動所得、資産所得等にかかる税額の算定について合理化をはかることといたしております。

(五) 障害者、老年者、寡婦及び勤労学生に対する税額控除は、改正案における本文方式にあつてはすべてこれを行なうべきものとし、ただし、書き方式にあつては、市町村の実情に応じ条例の定めるところによつてこれを行なうことができるものとしております。

(六) 所得割の課税に必要な事項に関する申告制度を整備したことであります。現行法においても適宜条例の定めるところにより申告制をとることができるようになっていたのでありますが、今回の課税方式の改正に伴い、納税秩序の確立を期する趣旨から、所得割については原則として申告制をとるものとし、所得控除、税額控除、純損失及び雑損失の繰り越し控除、変動所得及び臨時所得の平均課税は申告に基づいて行なうこととしたのであります。もつとも給与所得のみを有する給与所得者については、別途給与支払い報告書が提出されますので、雑損控除医療費控除等の適用を受ける場合を除き、申告書の提出を要しないものとしておりま

す。なお、申告にあつては道府県民税及び市町村民税を通じて一本の申告書で行なうこととし、記載事項も、できる限り簡易に行ない得るよう留意しております。

以上が市町村民税所得割の課税方式に関する改正の概要であります。この課税方式の改正によつて住民の負担には変動を来たさないように措置されております。

なお、給与所得者については、給与所得控除を引き上げることといたしましたので、負担の軽減がはかられることになつており、また個人の市町村民税の非課税の範囲を改正し、現在障害者、未成年者、老年者及び寡婦については前年中の所得が十三万円以下である場合のみ非課税となつておりますのを、今回十五万円に引き上げることとし、負担の軽減をはかることとしております。

その二は、道府県民税所得割についてであります。道府県民税所得割についても、市町村民税所得割の課税方式の改正に対応して、その本文方式と同様の課税方式によることといたしてあります。なお、その賦課徴収につきましては現行通り市町村に委任することにいたしてあります。

その三は、法人の住民税についてであります。法人税における減税に対応して法人税割の減税を行なうとともに、法人税における耐用年数の改訂その他所得計算に関する租税特別措置の改正につきましては、その改正の趣旨にかんがみ、特に税率の調整を行なうことなく法人税割においても、これらと同様の措置をとることにいたしました。なお、これまで法人税が課税されることになつてゐるにも

かわらず、住民税均等割及び法人税割については非課税とされてゐる法人がありますが、およそ国税が課税される建前になつてゐる法人税につきまして、地方税において非課税とすることは、住民税における負担分任の見地からも、また負担の公平をはかる点からも適当ではありませぬので、これら非課税規定は原則として国税のその範囲内にとどめるように整理いたしたいと存じます。

第二は、事業税に関する事項であります。

その一は、個人事業税についてであります。青色申告者については、現在八万円を限度として専従者控除を行なうこととしておりますが、白色申告者についても、新たに五万円を限度として専従者控除を行なうこととし、負担の軽減と均衡化をはかつております。また基礎控除につきましては、その性格を明らかにするため、名称を事業主控除に改め、その額は現行通り二十万円といたしてあります。なお、災害または盗難により事業用資産について生じた損失について、新たに雑貨控除の制度を設け、個人に事業税制度の合理化をはかることとしております。

その二は、法人事業税についてであります。各種協同組合等に対する課税の特例については、国税法人税における特別措置の範囲を越えているものを整理して法人税と同様の取り扱いにすることにいたしました。なお、法人税における配当課税の改正については、法人税と事業税の性格の相異にかんがみ、事業税には影響を及ぼさないようにいたしてあります。

第三は、娯楽施設利用税に関する事項であります。

食等消費税と改めることといたしてあります。

第五は、自動車税及び軽自動車税に関する事項であります。

その一は、自動車税及び軽自動車税の標準税率の不均衡是正についてであります。自動車税につきましては、税負担の均衡をはかるため、トラック及び三輪の小型貨物自動車に対する税率について自家用及び営業用の区分を廃止することとし、トラックは年額一萬五千円に、三輪の小型貨物自動車は年額三千八百円に統一いたしてあります。また、軽自動車税の税率につきましては、最近特に増加してきた三輪または四輪の軽自動車について三輪または四輪の小型自動車または二輪の軽自動車との税負担の均衡を考慮しまして、三輪の軽自動車は年額二千円に、四輪の軽自動車のうち乗用のものは年額三千円に、貨物用のものは年額二千五百円とすることといたしてあります。

その二は、三公社が所有する直接その本来の事業の用に供する自動車及び軽自動車に対する非課税規定の廃止についてであります。三公社が所有する事業用の固定資産は、固定資産税にかゝる納付金の対象となり、非事業用の資産は固定資産税、自動車税、軽自動車税の対象になつておりますが、事業用の自動車、軽自動車のみ非課税となつておりましたので、均衡上この非課税措置を廃止したものであります。

第六は、固定資産税についてであります。

都市ガス事業の拡充に伴う新設の償却資産につきましては、最近都市ガスの普及に伴ない、新設資産にかかる固定資産税が急増し、

その一は、ゴルフ場の利用に対する税率の引き上げであります。ゴルフ場の利用に対する現行の標準税率は一人一日二百円でありましたが、最近のゴルフ場の利用料金は相当高くなつてきており、また相当程度の拒税力もあることを考慮いたしまして、標準税率を四百円に引き上げることといたしてあります。

その二は、釣堀、貸船場を法定課税対象施設から除くとともに、料金を課税標準とする場合の標準税率を引き下げるとともにその合理化を行なつたこととあります。

第四は、遊興飲食税に関する事項であります。

その一は、免税点の引き上げであります。現行の免税点制度は、大衆負担の軽減をはかることを目的として設けられてゐるものであります。最近における国民の消費水準の向上等を勘案し、さらに大衆負担の軽減をはかるといふ見地から、旅館における宿泊及びこれに伴なう飲食については八百円から千円に、飲食店における飲食については三百円から五百円に、チケット制の飲食店における飲食については百五十円から二百五十円にそれぞれ免税点を引き上げることといたしました。

その二は登録ホテルまたは旅館における外客の飲食及び宿泊に対する非課税規定の廃止であります。もともと消費税たる本税において内外人を区別することは税制上適当でないと考えられますのでこれを廃止することとしたのであります。その実施の時期は、諸般の事情を考慮して昭和三十七年四月一日としたのであります。

なお、本税の性格及び内容を適確に表現するために名称を料理飲

ひいては消費者負担の増加を招来するおそれがありますので、発電施設等と同様に軽減措置を講ずることとし、昭和三十四年一月一日に固定資産課税台帳に登録されたもの、すなわち、昭和三十三年一月二日以後新設されたものから適用することとしております。

また、内航船舶につきましては、現在その価格の三分の二の額を課税標準とする特例措置が講ぜられておりますが、今回外航船舶との関連等をも考慮いたしましたして、その価格の二分の一の額を課税標準とするよう特例措置の拡充を行なうこととしたのであります。

以上のほか、新設の大規模償却資産の対象に新たに変電所を加えるとともに「新たに建設された一の工場」の範囲を明確にする等所要の規定の整備を行なうこととしております。

第七は、電気ガス税についてであります。

電気ガス税につきましては、零細負担排除の趣旨から新たに免税点制度を設け、一カ月の使用料金が三百円以下の電気またはガスの使用に對しましては電気ガス税を課さないこととし、もつて一般家庭用の電気及びガスについて負担軽減の措置を講ずることとしたのであります。

なお、物品の製造または鉱物の掘採に使用する電気につきましては、非課税措置が講じられていたのであります。今回非課税品目の追加及び整理を行ない、これが合理化をはかることといたしました。

第八は、軽油引取税に関する事項であります。

道路の整備が緊要でありますことは申すまでもないところであり

ますが、今回昭和三十六年度を初年度とする新道路整備五カ年計画の策定に伴い、その実施に必要な道路財源を充実するために別途国税の揮発油税及び地方道路税の税率の引き上げに照応いたしましたして、軽油引取税におきましても、その税率を、一キロリットルにつき従来の一万四百円から一万二千五百円に引き上げることとしております。

なお、本税が道路の目的税である趣旨にかんがみ、免税軽油の範囲を拡充合理化することとしております。

以上申し上げました諸事項のほか、税制の合理化その他規定の整備を行なうことといたしてしております。

以上が、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院地方行政委員長報告(四月二十一日)

○浜田幸雄君 たいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

本法案は、第一に、地方税制の自主性をさらに強化するために、国税の改正に基づく自動的な影響を遮断し、地方税としての自主的な運営が行なわれるようにすることに重点を置き、まず、住民税の課税方式を簡素合理化するため、現行の市町村住民税の五つの課税方式を整理して、これを第二課税方式の本文とただし書の二方式と

し、所得の範囲及び計算の方法は原則として所得税法の定めるところによることとするが、専従者控除制度については現行のままとすること、所得控除及び税率については現行のまま据え置くこととし、また、道府県民税の所得割についても、市町村民税の本文方式と同様の課税方式とすること等の改正を行なつております。

なお、法人税の減税に対応して、法人税等の軽減を行なうことといたしてしております。

次に、個人の事業税におきましては、白色申告者について新たに専従者控除を行なうこととし、個人事業者の負担の軽減がはかられております。

なお、住民税及び法人事業税において、各種協同組合等に対する特例法人税と同様の取り扱いとすること等の改正を行なつております。

第二に、大衆負担の軽減の趣旨より減税を行なうために、遊興飲食税において、大衆の飲食及び宿泊について免税点を引き上げるとともに、電気ガス税において免税点制度を新たに創設することといたしてしております。

第三に、新道路整備計画の実施のための財源の充実をはかる目的をもつて、軽油引取税の税率を引き上げております。

その他、税負担の均衡化の推進等、税制の合理化をはかるため、住民税、事業税、娯楽施設利用税、遊興飲食税、自動車税、固定資産税、軽自動車税等について、非課税規定等の整理合理化、税率の不均衡是正等の改正を行なつておるのでございます。

本案施行の結果、減税規模は、平年度二百二十六億円、初年度九十八億円となるのでございますが、軽油引取税の税率引き上げを行ないますので、差引平年度において百八十二億円、初年度において五十九億円の軽減と相なるのでございます。

本案は、三月三十日本委員会に付討され、翌三十一日安井自治大臣より提案理由の説明を聴取し、自來、地方税制度の根本問題にも触れて検討を行なうとともに、地方税法の一部を改正する法律案審査小委員会を設け、また、四月二十日には、本委員会において参考人より意見を聴取するなど、審査に十分なる慎重を期したのでございます。本二十一日には、小委員長大沢雄一君より、小委員会における審査の経過及び結果についての報告がありました。審議の詳細については会議録に譲りますが、本委員会及び小委員会を通じてのおもな論点を二三申し上げます。

その一は、住民税につきまして、現行の制度において市町村間に存するところの住民負担の不均衡というものは、今次の課税方式の改正のみによつては何ら是正されないのではないか、特に、今回所得税において認められることに相なつた白色申告者に対する専従者控除や配偶者控除を、国税の影響遮断の見地から認めないということとは、従来の課税上の不均衡を温存し助長するとともに、事業税においてこれを認めていることとの関連においても首尾一貫を欠くものではないかという強い意見がありました。

次に、住民税の法人税割及び法人事業税を通じて、非出資農業協同組合等について非課税規定の整理を行なうということとは不適當で

あり、また、法人税等の改正措置をそのまま地方税に反映せしめることとする結果、法人の負担が軽減され、個人事業者の負担との間に不均衡を生じないか、また、固定資産税については、農地等について負担軽減を行なうべきではないか、自動車税及び軽自動車税の税率引き上げは不当ではないか、また、全体として、今次の地方税の減税額は少な過ぎるのではないか等の諸点であります。

本二十一日、本案に対する質疑を終了しましたが、日本社会党より提出せられておりました本案に対する修正案につき、太田一夫君より趣旨説明が行なわれました。

修正案の要点は、住民税において白色申告者の専従者控除及び配偶者控除を認めること、ただし書方式における割り増し勤労控除額を引き上げること、住民税、事業税を通ずる農業協同組合等への非課税の特別措置を存置すること、中小法人等に対する事業税の税率を引き下げ、大法人に対する税率を引き上げること、農地及び漁船の固定資産税を軽減すること、自動車税、軽自動車税及び軽油引取税の増税を行なわないこと、遊興飲食税における外人の宿泊等に対する非課税の廃止は即時実施すること、電気ガス税における免税点制度を基礎控除に改めること、その他、特権的な減免税の措置を廃止すること、消防施設税を創設すること等を内容とするものであります。

かくて、政府原案及び修正案を一括して討論に付し、太田一夫君は、日本社会党を代表して、政府原案に反対、修正案に賛成、久保田田次君は、自由民主党を代表して、政府原案に賛成、修正案に反

対、門司亮君は、民主社会党を代表して、政府原案に反対、修正案に賛成の意見を述べられました。

次いで、採決を行ないましたところ、修正案は賛成少数をもつて否決、政府原案は賛成多数をもつて可決、よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告(四月二十八日)

(酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭三六―法一〇三)の委員長報告と一括して掲載)

◎経済企画庁設置法の一部を改正する法律 (昭三五・五・一法七五)

一、提案理由(三月二日)

○江藤政府委員 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

現在経済企画庁は、経済に関する総合企画調整官庁として、経済企画庁設置法に基づき総合的な立場から経済政策の運営に当たつているのでありますが、今後経済の健全なる発展を一そう促進するための施策の充実にいうことを考えますときは、経済企画庁設置法に所要の改正を加え、その任務の遂行に遺憾なきを期する必要がありますのであります。

これが今回この法律案を提案するに至つた根本的な理由であります。改正の第一点は、経済企画庁に付属機関として地域経済問題調査会を設置したいということであり、わが国の経済が最近目ざましい発展を遂げつつあることは御承知の通りであります。これを今後も維持し、さらに一その発展をはかるためには、解決すべき幾多の問題のあることも事実であります。そのうちの重要な問題の一つは経済の地域的な発展に関連する問題であります。

御承知のように近年におけるわが国の経済の高度成長は、主として京浜、名古屋、大阪、北九州の四大工業地帯を中心とする第二次

経済企画庁設置法の一部を改正する法律

産業の著しい発展によつてもたらされたものであります。これらの地帯におきましては、これがため産業及び人口の過度の集中、過大都市の問題が生じてきているのであります。すなわち昭和三十四年の工業生産額の半ば以上が四大工業地帯において生産されたものと推定され、また最近数年における全人口の増加数の大部分に相当する数の何口が、この地帯の都市に新たに集中するという状況であります。このような状態の当然の帰結として、工場新設に要する用地、用水の取得難が近時特に深刻な問題となつていゝるほか、たとえば東京の通勤輸送に見られるごとく、輸送上も種々問題が生じてきており、さらに上水の不足、住宅難等、生活環境の面においても看過し得ない状態が現われつつあるのであります。しかるに一方、工業等に比べて生産性の低い第一次産業が主産業となつていゝゆる後進地域におきましては、その住民の所得の伸びが他の地域における住民の所得の伸びに比べて相対的におくれており、その結果いゝゆる地域間の所得格差の問題が提起されてきていゝるのであります。このような状態のまま推移いたしますと、これまで順調に発展を続けて参りましたわが国の経済は、各部門における隘路の発生によつてその高度成長を維持することが困難となるおそれがあるばかりでなく、地域的に不均衡な経済の発展は、長期的に見れば結局資源の有効な利用とならないのみならず、社会的緊張を強める結果にもなると思ふのであります。

このため経済企画庁としては、国土総合開発法に基づく全国総合開発計画を策定すべく目下検討を進めていゝるのでありますが、この計

画を右のような問題の解決に資し得るりつばなものとするためには、経済の高度成長の維持と地域的に均衡のとれた経済の発展をはかるという観点から、産業及び人口の適正配置に関する考えを明らかにした政策の基本的方向を確立するとともに、さらに計画の実施を有効ならしめるための方策についても調査研究する必要があるものであります。このような趣旨から、経済企画庁に新たに調査会を設け、内閣総理大臣の諮問に応じて、地域経済問題に関する総合的かつ重要な問題を根本的に調査研究することにしたのであります。

改正の第二点は、経済企画庁に付属機関として国民生活向上対策審議会を設置することにいたしましたのであります。

最近の目ざましい経済の発展に伴い、国民生活の向上には相当見らるべきものがあります。しかし先進諸国に比べますと、国民所得の水準から見て、衣生活や耐久消費財の保有の面では比較的進んでいるにもかかわらず、食生活の面では質的に劣っており、また一般に個人生活の内容の充実の程度にくらべて、住宅、上下水道その他の生活環境施設の整備の面が立ちおかれている等、国民生活の各部門において不均衡が見られるのが現状であると思っております。政府といたしましては、従来より国民生活の安定向上に意を用いてきたことは言うまでもありませんが、従来どちらかといえば、経済政策としては、財貨の生産面に重点の指向された期間が戦後相当長く続いたということは、いなみ得ない事実であります。しかし生産の増強といつても、その究極の目的は国民生活の向上にあるのであり

まして、右のような現状を考えますときは、国民生活の向上のためには一そう総合的な対策の推進が痛感せられますとともに、将来の経済の高度成長をささえる需要要因としては消費需要、特に個人消費支出の増加に期待するところが大きい事情を考えますと、その感をさらに深くするのであります。従つてこの点についても経済企画庁に国民生活向上対策審議会を設け、国民生活に関する総合的な向上対策を調査審議し国民生活の向上に資したいと思つのであります。

改正の第三点は、経済企画庁に置かれる参与の定数の増加であります。経済企画庁には、重要な庁務について長官に意見を申し述べ非常勤の参与が三人置かれていたのでありますが、さきに申し述べましたように、経済の地域的发展に関する問題並びに国民生活の総合的向上対策に関する問題等の重要性にかんがみ、これらの事項について識見の深い者を参与に加えることが必要であると考えまして、現在三人以内となつております参与の定数を増加して、これを五人以内に改めたいのであります。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院内閣委員長報告(三月二十八日)

○草野一郎平君 たいま議題となりました経済企画庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経

過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、経済企画庁の参与の定数を二人増加するとともに、同庁の付属機関として地域経済問題調査会及び国民生活向上対策審議会を設置するものであつて、調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済の地域的な発展に関する総合的かつ重要な事項を、審議会は、経済企画庁長官の諮問に応じて、国民生活の向上対策に関する総合的かつ重要な事項を、それぞれ調査審議することとしたしております。

本案は、二月二十四日本委員会に付託、三月二日政府より提案理由の説明を聞き、二十八日質疑を終了、別に討論の通告もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(四月二十六日)

○吉江勝保君 たいま議題となりました経済企画庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案の改正点を申し上げますと、第一に、経済企画庁に付属機関として、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済の地域的发展に関する総合的かつ重要な事項を調査審議することを目的として、委員十名以内、専門委員二十人以内をもつて組織する地域経済問題調査会を設置すること、第二に、経済企画庁に付属機関として、経

経済企画庁設置法の一部を改正する法律

濟企画庁長官の諮問に応じ、国民生活の向上対策に関する総合的かつ重要な事項を調査審議することを目的として、委員三十人以内、専門委員三十人以内をもつて組織する国民生活向上対策審議会を設置すること、第三に、右に述べましたような経済の地域的发展に関する問題並びに報民生活の総合的向上対策に関する問題の重要性にかんがみ、これらの事項について識見の深い者を参与に加える必要から、現在三人以内となつている参与の定数を二人増加して、これを五人以内に改めようとする事、以上の三点が改正の要点であります。

内閣委員会は、前後五回委員会を開き、この間、迫水経済企画庁長官等の出席を求めまして、本法律案の審議に当たりましたが、その審議において問題となつたおもな点を申し上げますと、政府が設置せんとするこれらの調査会等の調査事項は、調査会等を設置せずとも、経済企画庁の固有の機能によつて十分調査し得るのではないかと、調査会等の設置に関する一般問題の質問のほか、地域経済問題調査会につきましては、この調査会の審議の重点をいかなるところに置かんとするのか。迫水長官は、この調査会を設置するねらいは地域経済問題に関しムードを作ることにあると言つていますが、委員十名の調査会では長官の言うムードを作るのに不十分ではないか。この地域経済問題調査会と産業構造調査会、国土総合開発法並びに国民所得倍增計画との関係いかん。特にこの調査会の調査いかんによつて政府の国民所得倍增計画は変更せられることはないか等の諸点につき、また、国民生活向上対策審議会につきましては、こ

の審議会の委員及び専門委員の構成と審議会の運営方針いかん。この審議会の審議の方向はいかなる面に向けんとするのか。特にこの審議会と国民所得増計画並びに防衛費との関係いかん等の諸点につきまして、迫水長官との間に熱心な質疑応答が重ねられました。なお、国民生活向上対策審議会の運営の点につきまして、迫水長官より、経済企画庁においては、消費者の声をでき得る限り行政面に反映させたいという見地から、この審議会を運営したいと考えている。従つて、消費者物価の問題は当然この審議会の中心問題となると思ふ旨の所見が述べられました。以上申し上げました質疑応答の詳細は、委員会会議録に譲りたいと存じます。

昨日の委員会において質疑を終わり、次いで討論に入りましたところ、自由民主党を代表して村山委員より、本法律案の附則中「昭和三十六年四月一日」とあるのを「公布の日」に改める旨の修正案が提出せられ、修正部分を除く原案に賛成する旨の発言がありました。

討論を終わり、まず、村山委員提出の修正案について採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決せられ、次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもつて可決せられました。よつて本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上報告申し上げます。

◎失業保険法の一部を改正する法律

(昭三六・五・一法七六)

一、提案理由(二月二十八日)

(中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭三六一法二八)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院社会労働委員長報告(四月十三日)

○山本猛夫君 たいいま議題となりました失業保険法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

日雇い失業保険制度は、昭和二十四年に創設以来、社会保障並びに雇用失業対策の一環として、日雇い労働者の失業時における生活の安定をはかる機能を果たしてきましたのでありますが、最近における日雇い労働者の賃金の実情にかんがみ、その保険金日額を引き上げる等、制度の改善をはかるうとするのが、本案提出の理由であります。

以下、その内容を簡単に御説明申し上げます。

第一は、日雇い失業保険金日額を引き上げ、現行第一級二百円、第二級百四十円の二段階制を、第一級三百三十円、第二級二百四十円、第三級百七十円の三段階制に改めることであります。

失業保険法の一部を改正する法律

第二は、日雇い失業保険料日額について、現行第一級十円、第二級六円の二段階制を三段階制とし、賃金日額四百八十円以上の場合を第一級十六円、賃金日額二百八十円以上四百八十円未満の場合を第二級十二円、賃金日額二百八十円未満の場合を第三級六円に改め、日雇い労働被保険者及び事業主の保険料負担は、それぞれ第一級八円、第二級六円、第三級三円とすることあります。

第三は、保険料日額の三段階制に伴う日雇い失業保険金日額の算定方法、及び、日雇い失業保険と一般失業保険との受給資格の調整について所要の改正を加えておるのであります。

本案は、二月十五日日本委員会に付託せられ、以来、慎重なる審議を行ない、四月十一日質疑を終了いたしましたところ、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同提案にかかる修正案が提出せられました。

その要旨は、第一に、日雇い失業保険金日額及び保険料日額の第三級をとりやめ、賃金日額四百八十円を区分として二段階制とすること、第二に、一般失業保険金日額を三百円から七百円にすることあります。

かくて、修正案並びに修正部分を除く原案について順次採決を行いましたところ、本案は全会一致をもつて修正議決すべきものと議決いたしました次第であります。右、御報告申し上げます。

三、参議院社会労働委員長報告(四月二十一日)

失業保険法の一部を改正する法律

二二四

○吉武恵市君 たいま議題となりました失業保険法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

本法律案は、最近における労働賃金の状況にかんがみ、失業保険の保険金及び保険料を改正するとともに、日雇失業保険と一般失業保険との受給資格の調整制度を改善しようとするものでありまして、衆議院において修正を加えられたものであります。

まず、政府提出案の要旨を申し上げますと、

第一に、日雇失業保険金の日額について、現行の第一級二百円、第二級百四十円の二段階を、第一級三百三十円、第二級二百四十円、第三級百七十円の三段階に改めて給付内容を改善すること。

第二に、保険金日額の改正に伴い、日雇失業保険料の日額をも三段階に改め、現行の賃金日額二百八十円未満のもの第二級六円を第三級として据え置き、現行の第一級に相当するものを区分して、賃金日額四百八十円以上を第一級十六円、同未満を第二級十二円とし、被保険者及び事業主が従来通り折半負担すること。

第三に、日雇失業保険と一般失業保険との受給資格の調整について改善を加えること等でありませう。

次に、衆議院における修正点について申し上げますと、

第一に、日雇失業保険金の日額を現行通り二段階とし、政府提出案の第三級百七十円を削つて、第一級三百三十円及び第二級を二百四十円とすること。

第二に、右の保険金日額の修正に伴い、日雇失業保険料の日額も

現行通り二段階として、政府提出案の第三級六円を削つて、第一級十六円及び第二級十二円とすること。

第三に、政府提出案に追加して、一般失業保険金の日額の最高限度三百円を七百元とすること等でありませう。

委員会においては、熱心な質疑が行なわれましたが、そのおもなものは、今回の改正は単に日雇失業保険の給付改善であるが、失業保険の積立金が現在九百四十億円以上にも達しているのに、何ゆえ一般失業保険についても保険給付の改善を行なわないのか、また、保険料率の軽減を考慮すべきではないかとの質疑が行なわれ、これに対し石田労働大臣から、保険給付の改善は、目下社会保障制度審議会に諮問中であるが、これとにらみ合わせて、昭和三十八年の改訂期を待つまでもなく考慮したい旨の答弁がありました。また、積立金をもつと職業訓練所の拡充や雇用促進のため効果的に使用する意図はないか、その他所得増進計画と完全雇用の関係等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。

◎海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正す法律

(昭三六・五・二法七七)(衆)

一、提案理由(四月四日)

○関谷議員 たいま提案されました海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表して提案の理由を御説明申し上げます。

現行法によりますと、海上保安官に協力援助した者等が、災害を受け、療養を開始してから三年を経過しても治癒に至りません場合は、打ち切り補償として一時金を給付し、以後国は給付を行なわないことになっておりますが、昭和三十五年法律第九十九号により、国家公務員災害補償法が改正されて、打ち切り補償が廃止され、治癒するまで国が療養給付を行なうことになりましたので、給付の範囲等について同法の規定を参酌することを趣旨とする本法におきまして、これと同一歩調をとるため、現行法第五条第一項第五号の打ち切り給付を廃止し、治癒するまで療養給付を行なうことにしたいと存じます。

以上がこの法律案を提出した理由であります。何とぞ慎重に御審議の上すみやかに賛成いただきますようお願いいたします。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律

二二五

二、衆議院運輸委員長報告(四月七日)

○川野芳満君 たいま議題となりました、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の要旨を説明いたします。

現行法によりますと、海上保安官に協力援助した者等が災害を受け、療養を開始してから三年を経過しても治癒しなかつた場合は、打ち切り補償として一時金を給付して、以後国は給付を行なわないことになっておりますが、昭和三十五年に国家公務員災害補償法の改正があり、打ち切り補償制度が廃止され、治癒するまで国が療養給付を行なうことになりましたので、これと同一歩調をとるため、打ち切り給付を廃止して、治癒するまで療養給付を行なうことができるようにしようとするものでございます。

本法案は、三月二十九日本委員会に付託され、四月四日、提出者の代表関谷勝利君より提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行ないましたが、内容は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて、本日討論を省略して採決の結果、本法案は起立総員をもつて原案通り可決いたしました。

右、御報告申し上げます。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律

二二六

三、参議院運輸委員長報告(四月二十一日)

(国内旅客船公団法の一部を改正する法律(昭三六・五・二法七三)の委員長報告と一括して掲載)

◎航空機工業振興法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭三六・五・二法七八)

一、提案理由(二月十日)

○椎名国務大臣 航空機工業振興法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の提案理由を申し上げます。

今回提出いたしました航空機工業振興法の一部を改正する法律案についてでございますが、この法律は昭和三十四年三月、に制定されましたが、その前年の昭和三十三年五月に制定されました航空機工業振興法の一部を改正いたしましたして、輸送用航空機の国産化を促進するための措置として、日本航空機製造株式会社を設立し、輸送用航空機の設計、試作、製造等を行なわせることを内容とするものであります。

この一部改正法律に基づきまして、日本航空機製造株式会社が昭和三十四年六月設立され、以後現在まで、中型輸送機YS-11の試作開発を進めておりますが、この試作事業は、ほぼ計画通り順調に進行いたしております。昭和三十六年度には試作第一号機が完成し、引き続き飛行試験が行なわれ、昭和三十八年度までに全試作事業を完了する予定であります。

それとともに、本会社は、内外における輸送機の需要を勘案して、昭和三十八年度以降、YS-11型量産機の販売を行なうことと

航空機工業振興法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

し、このため、昭和三十六年度から、量産準備を開始することといたしております。

しかしながら、本会社が物的担保に乏しい等の事情からいたしますと、現状におきましては、YS-11型量産準備のための資金を、会社の信用のみで調達することはきわめて困難であると考えられます。

このような事態に対処いたしますために、当分の間、本会社の信用を政府が補完することができるよう措置する必要が生じたので、ここに、航空機工業振興法の一部を改正する法律の一部改正する法律案を提出いたしました次第であります。

本法律案の要旨は、日本航空機製造株式会社の債務につきまして、当分の間、政府が保証することができるものとするのであります。

なお、これに関しまして、昭和三十六年度予算案におきまして、本会社の借入金三億円及びその利子に相当する金額を限度として、政府保証を行なう旨が規定される予定になっております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

二、衆議院商工委員長報告(四月五日)

○中川俊思君 たいま議題となりました航空機工業振興法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案外一件につきまして、商工

二二七

委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、航空機工業振興法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行法によつて昭和三十四年六月日本航空機製造株式会社設立され、自來、現在まで中型輸送機の試作開発が進められており、昭和三十六年度末には試作第一号機が完成する予定となつております。この試作開発とともに、本会社は、昭和三十八年度以降、量産機の販売を行なうこととし、本年度から量産準備を開始することとしております。しかしながら、本会社は物的担保に乏しいため、量産のための資金調達はきわめて困難でありますので、これが解決策として本改正案が提案されたものであります。

その内容は、日本航空機製造株式会社の債務について、当分の間政府が保証することができるようにしたことであり、

本案は、二月九日当委員会に付託され、二月十日椎名通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、自來、参考人の意見を聴取する等、慎重審議いたしました。その内容は委員会議録を御参照願います。

次に、計量法等の一部を改正する法律案について申し上げます。本案の内容を簡単に申し上げます。

第一は、長さ及び温度の計量単位の一定義を変更することであり、現今の目ざましい科学技術の発達によつて、従来の計量単位

の定義ではその正確さが不十分となり、昨秋パリにおいて開催された第一回の国際度量衡総会の決議によつて、長さ及び温度の計量単位の国際的な計量単位が変更されたことにかんがみ、わが国においてもこれに対応しようとするものであります。

第二は、仏馬力の使用期間を延長することであり、仏馬力は、現行法により、来年より使用が禁止されることになつておりますが、技術的な諸問題及び諸外国の情勢から、一斉にその廃止を強制することは無理な情勢にありますので、内燃機関に関する計量等については、昭和三十七年以降も当分の間なお仏馬力の使用を認めようとするものであります。

第三は、はかり、ます等、特定の計量器の用途、使用方法、使用範囲等について、事態の変転に応じた規制が行なえるようにするものであります。

本案は、三月二十四日当委員会に付託され、三月二十八日椎名通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、自來、慎重な審議を重ねたのでありますが、その詳細は委員会議録に譲ることといたしました。

四月五日、両案とも質疑を終わりましたので、採決に付しましたところ、両案とも全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決しました。

なお、採決後、計量法等の一部を改正する法律案に対して附帯決議を付することに決しました。

以上をもつて御報告を終わります。

三、参議院商工委員長報告(四月二十六日)

○ 劔木亨弘君 たいいま議題となりました航空機工業振興法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

御承知の通り、昭和三十四年に制定された航空機工業振興法の一部を改正する法律によりまして、日本航空機製造株式会社が、国産中型輸送機の製造販売を目的として設立され、本年度中に試作機を完成し、かつ量産準備を開始する予定であります。が、本法律案は、この会社が物的担保に乏しいこと等により、その量産準備資金の調達に困難になつておりますので、政府が、当分の間、同社の債務を保証できるようにすることであり、なお、三十六年度の予算総則で、その保証限度額を三億円と規定しております。

当委員会においては、参考人と呼んで、会社の経理状態や中型機の将来性に関するなど、熱心な質疑が行なわれましたが、特に通産大臣に対して「会社の役員が利害関係者のみで構成されているのは、疑義を残すので、再検討の必要はないか」「国の多額な援助を受けた会社の事業が、独占的企業ばかりを助成するような弊害を生じないことを保証するか」「航空機工業の振興が軍需産業の間接援助にならぬように指導する用意があるか」との質問に対し、通産大臣から、「役員は公正な立場から人選して遺憾なきを期する。国の援助は特定企業のみを利用することなく、広く国民経済に奉仕するよう指導する。また、航空機工業が軍需産業援助にならないように

する」との答弁がありました。その他詳細については会議録をこら

んいたきたいと存じます。

かくて、質疑を終わつて討論に入りましたが、別に発言もなく、次いで採決に入りましたところ、全会一致をもつて本法案は衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。

◎郵便為替法の一部を改正する法律

(昭三六・五・二法七九)

一、提案理由(三月一日)

○小国務大臣 たいま議題となりました郵便為替法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便為替の料金を改定するとともに、現在の普通為替制度のほかに、新たに小口送金に適する簡便な定額小為替制度を設けることをおもな内容とするものであります。

以下その改正の要点につきまして申し上げます。

まず第一点は、郵便為替の料金改定についてであります。現行の郵便為替の料金は、昭和二十六年十一月に改定が行なわれ、その後は改定されることなく今日に及んでおりまして、この間人件費の増加等により事業収支にかなりの不均衡を生じておりますので、この際、このような事業収支の不均衡を改善いたしまして、事業経営の健全化をはかるために、料金を改定いたしたいと考える次第であります。

この料金の決定にあたりましては、原価を償うこととするのが建前でありまして、必ずしも個別原価主義をとることなく、郵便為替事業と郵便振替貯金事業との両事業を通じて、全体としての収支の改善をはかることとし、また、金額段階別の料金の決定にあたりましては、金額の高低による効用の度合いに見合うように相当の格差を設けようとするものであります。

なおこの際、郵便為替の場合と同様に、郵便振替貯金の料金の改定を機といたしまして、別名使用の料金や口座譲渡の料金などの付属的料金を廃止いたしまして、利用者へのサービスの改善をはかるうといたしております。

このほかの改正点は、日本放送協会の放送受信料及び日本育英会の学資の貸与金の返還金につきまして、公金等に関する郵便振替貯金の例に準じて特別扱いをする道を開くことといたしまして、振替貯金の利用の増進をはかるうとあります。

以上この法律案の提案の理由及びその内容の概略を御説明を申し上げた次第であります。これまた何とぞすみやかに御審議、御可決のほどをお願い申し上げます。

次に議題となりました簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

簡易生命保険及び郵便年金資金の運用利回りは、民間保険等と比

郵便為替法の一部を改正する法律

ましては、金額の高低による効用の度合いに見合うように相当の格差を設けようとするものであります。

なお、この料金改定を機としまして、郵便為替証書の金額の制限額を現行の五万円から十万円に引き上げるとともに、郵便為替証書の再交付の料金や郵便為替の払い戻しの料金などの付属的料金を廃止いたしまして、利用者へのサービスの改善をはかるうといたしております。

次に第二点は、現行の普通為替制度のほかに、新たに百円以上三千円までの金額で百円未満の端数のないものの送金について、簡便で低料金の定額小為替制度を設けまして、利用者の利便をはかるうとするものであります。

なお、この定額小為替証書の料金は千円までは十円、二千円までは二十円、二千円以上は三十円となつております。

以上この法律案の提案理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

次に議題となつております郵便振替貯金法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、主として郵便振替貯金の料金の改定を行ないまして、事業収支の不均衡の改善をはかるうとするものであります。すなわち、現行の郵便振替貯金の料金は、昭和二十九年四月に改定が行なわれまして、その後はそのまま今日に及んでおりまして、この間人件費の増加等によりまして事業収支にかなりの不均衡を生じてまいりました。この結果、配当を考慮した正味保険料はかなり割高となつております。その原因は積立金の運用範囲等が狭く制約されているからでございます。このため国民になるべく安い保険料、掛金による保険、年金を提供するという事業本来の使命を十分に果たし得ないばかりでなく、新契約が伸び悩む一因ともなつておる次第でございます。

この法律案は、現在の積立金運用範囲である地方公共団体、政府関係機関、国等のほかに新たに運用の範囲を拡張することを内容としております。この改正によりまして、新たに融資の対象としようとするものは要約して次の三点となります。

すなわち、その第一点は、特別の法律により設立された法人で、民間資本の出資のないもののうち、特別の法律に基づき債券を発行することができる法人の発行する債券及びこれに対する貸付でありまして、これに該当するものは日本道路公団、首都高速道路公団、帝都高速交通営団等であります。

第二点は、長期信用銀行法第二条に規定する銀行の発行する債券でありまして、これに該当するものは日本不動産銀行、日本興業銀行、日本長期信用銀行であります。

第三点は、電源開発株式会社が発行する社債及びこれに対する貸付でございます。これらは、現在資金運用部が財政融資の対象として、すでに融資しておるものでありまして、昭和三十六年度の財政融資計画におきまして債券引き受け等を予定いたしておるものであります。

簡易生命保険及び郵便年金資金の運用にあたりましては、従来通り地方公共団体の融資に重点を置くことはもちろんでございますが、このような措置によりまして、配当の増加が可能となりますので、加入者の保険料負担が軽減されますのみならず、募集も容易となり、簡易保険事業の発展に資することにもなるのであります。

以上の通りでございますので、これまた何とぞ御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院通信委員長報告(四月七日)

○山手満男君 たいま議題となりまいた郵便為替法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は去る二月二十四日内閣から提出されたものであります。が、主要な改正点といたしましては、第一に、郵便為替の料金は、昭和二十六年以降、およそ十九年にわたつて、改定されることなく今日に及んでおり、その間、人件費の増加等により事業収支が著しく不均衡を来たしているため、その改善をはかるため、普通為替及び電信為替の料金を改定すること、第二に、新たに、百円以上三千円までの百円未満の端数のない金額の送金につき、簡便で低料金の定額小為替制度を設けて利用者の利便をはかること、その他、郵便為替証書の一枚の金額制限額を五万円から十万円に引き上げること、代金引きかえの普通為替証書につき速達送達の取り扱いを開始すること、再郵便為替証書の交付等の料金を廃止すること等であり

ります。

なお、施行期日は本年七月一日となつております。

通信委員会におきましては、本案の付託を受けまして以来、数度にわたり会議を開いて慎重審議を重ね、昨四月六日質疑を終了、討論を省略して直ちに採決の結果、賛成多数をもつて本案はこれを原案通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上をもつて御報告を終わります。

三、参議院通信委員長報告(四月二十六日)

○鈴木恭一君 たいま議題となりました二法案につきまして、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、郵便為替法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、郵便為替の料金を改定するとともに、新たに小口送金に適する簡便な定額小為替制度を設けることをおもな内容とするものであります。

まず、郵便為替の料金改定についてであります。が、現行の料金は、昭和二十六年十一月に改定され、今日に及んでありますが、この間、人件費の増加等により、事業収支にかなりの赤字が生じて参りましたので、この際、全体を通じ約三〇%程度の引き上げを行ない、赤字を少なくしようとするものであります。なお、この料金改定を機として、郵便為替証書の制限額を現行の五万円から十万円に引き上げるほか、一、二の点について利用者へのサービスの改善を

はからうといたしております。

次に、定額小為替についてありますが、これは新たに、百円以上三千円までの金額で百円未満の端数のないものの送金について、簡便な低料金のものを設けて、利用者の利便をはからうとするものであります。

委員会における質疑のおもな点を申し上げますと、定額小為替制度創設の理由、料金改定後における銀行送金料金との比較、為替と現金書留とを併立させる理由、為替証書制限額十万円の根拠等でありますが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終え、討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決いたしましたところ、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、主として郵便振替貯金の料金の改定を行ない、事業収支の改善をはからうとするものであります。その改正の理由とするところは、現行の郵便振替貯金の料金は昭和二十九年四月に改定して今日に及んでおりますが、この間、人件費の増加等により、相当の赤字を生じてきましたので、この際全体を通じ約三〇%程度の料金引き上げにより、事業経営の健全化をはからうというにあるのであります。

委員会における質疑のおもな点を申し上げますと、料金改定を約

◎郵便振替貯金法の一部を改正する法律

(昭三六・五・二法八〇)

一、提案理由(三月一日)

(郵便為替法の一部を改正する法律(昭三六―法七九)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院逓信委員長報告(四月十三日)

○山手満男君 たいま議題となりました郵便振替貯金法の一部を改正する法律案につきまして、逓信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、去る二月二十四日内閣から提出されたものでございますが、今回改正の主要点は郵便振替貯金の料金の改定でありまして、すなわち、郵便振替貯金の現行料金は昭和二十九年四月に改定されたまま今日に及んでおり、この間の人件費の増加等のため、現在、事業収支に相当の不均衡を生じておりますので、この際、各種取り扱い料金を改定して、事業経営の健全化をはかるうとするものであります。個別料金の決定にあたりましては、必ずしも原価主義をとらず、別途改定の郵便為替料金とあわせて、為替、振替両事業を通ずる収支の改善を目的とし、また、金額段階別料金は、金額の高低による効用の度合いに見合うように格差を設ける方針によつ

ております。

その他の改正点といたしましては、利用者へのサービス改善のため、別名使用の料金や、口座譲渡の料金などの付属料金を廃止したこと、日本放送協会の放送受信料及び日本育英会の学資の貸与金の返還金につき、公金等の例に準じて特別取り扱いをすることとしたことでありまして、施行期日は本年七月一日となつております。

以上、本法律案の内容を御説明いたしました。逓信委員会におきましては、本案の付託を受けまして以来、会議を開いて慎重審議を重ね、昨四月十二日質疑を終了、討論を省いて直ちに採決の結果、賛成多数をもつて本案はこれを原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院逓信委員長報告(四月二十六日)

(郵便為替法の一部を改正する法律(昭三六―法七九)の委員長報告と一括して掲載)

ん。そこで、今回、新たに法人格を有する鉱工業技術研究組合という制度を設け、あわせて税制上の優遇措置を講じ、協同研究の推進をはからんとするのが、この法律案の趣旨であります。

この法律案のおもなる内容は、組合の資金調達は原則として組合員の賦課金によるものとするが、組合員の議決権は平等であり、また、特定組合員の利益を目的とする運営を避けるものとして、この組合への加入は制限可能としたこと、組合の設立並びに運営の監督を厳重にしてあること、また、剰余金の分配を禁止したこと等々の規定を定めたほか、組合の設立等に関する多くの手続は中小企業等協同組合法を準用することとしております。

なお、組合に対する税制上の優遇措置については、租税特別措置法の一部を改正する法律によつて特別償却等ができることとなつております。

本案は、去る二月二十二日当委員会に付託され、同月二十八日椎名通商産業大臣より提案理由の説明を聴取した後、科学技術振興対策特別委員会と連合審査会を開く等、慎重に審査を重ね、本日質疑を終了し、採決に付しましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案については、各派共同提案により、技術研究投資の重要性、中小企業における協同研究促進の必要性などを強調する趣旨をもつて附帯決議を付することにいたしました。その詳細は会議録に譲ります。

以上、御報告申し上げます。

◎鉱工業技術研究組合法

(昭三六・五・六法八一)

一、提案理由(二月二十八日)

(割賦販売法(昭三六―法一五九)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院商工委員長報告(四月十八日)

○内田常雄君 たいま議題となりました鉱工業技術研究組合法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

わが国経済の伸長と貿易の自由化に対処して生産性の向上が望まれております今日、その基礎となる鉱工業の技術水準を高めることは目下の急務であります。これがためには研究機関の充実が大切であることは申すまでもありません。しかるに、わが国の鉱工業技術に対する研究投資は、国際的比較においてもはなはだ僅少であるにもかかわらず、企業の乱立等により研究投資が分散し、あるいは試験研究が重複する傾向にある現状であります。

かかる実情にかんがみまして、研究投資の効率を高め、試験研究の重複等を避けるために、また、基礎的研究や各企業に直接の利益なき研究等、協同研究の必要が生じてきているのであります。現在、企業間における協同研究に適した組織が確立されてお